農地法等の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

	+ + + + + +	1 + + +	八七六五四三二一
則則第二十五条則則第二十五条則則第二十五条則則第二十五条則則第二十五条則則第二十五条則則第二十五条則則第二十五条則則第二十五条則則第二十五条則則第二十五条則則第二十五条則則第二十五条則則第二十五条則則第二十五条則則第二十五条則則則第二十五条則則則第二十五条則則則第二十五条則則則第二十五条則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則則	市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)	所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第百八号)昭和四十一年法律第百二十六号)	方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第			
一十十十十十十十条条条条 十十九八七六 五五五五 五四三二 条条条条条条条条条条 条条条条 関関関関関関関関関関関 関関関関	第第第第第	則 則 則 第 第 第 第 二 二 二	
※ 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条		— — — — + + + + 五 五 五 五	十十十十条条条条
	条 条 条 条 異 関 関 関	条条条条	条条条条関関関関

資源機構法(平成十四年法律第百三十号)	三十 独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有する前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)	するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律附則第八条の規定による廃止二十九(独立行政法人森林総合研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有	(昭和四十五年法律第七十八号)	るものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第一項の規定によ二十八 独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその效力を有す	(平成二十一年法律第 号)	二十七 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 二十六 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)	(平成十八年法律第八十八号)	二十五 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律 二十四 景観法(平成十六年法律第百十号)	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)	二十二 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号)…二十一 独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第百九十八号)	二十 地価税法(平成三年法律第六十九号) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第五十八号)
(附則第四十二条関係)	(附則第四十二条関係)		(附則第四十一条関係)		(附則第四十条関係)	(附則第三十八条関係)	(附則第三十七条関係)	(附則第三十六条関係)	則第三十五条関	(附則第三十四条関係)	(附則第三十二条関係)
209	208		205		203	199	198	197	196 1	195 193	191 188

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)(第一条関係)農地法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

第一章 総則	第一章 総則 (第一条—第二条の二)	改正案
第一章 総則		現 行

(目的)

第一条 よる農地についての権利の取得を促進し、 おける国民のための限られた資源であることにかんがみ、 並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより のものにすることを規制するとともに、 この法律は 国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来に 及び農地の利用関係を調整し 農地を効率的に利用する者に 農地を農地以

(この法律の目的)

第一条 当であると認めて、 もつて耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることを目的 並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整 この法律は、 農地はその耕作者みずからが所有することを最も適 耕作者の農地の取得を促進し、 及びその権利を保護

(定義)

確保に資することを目的とする。

国内の農業生産の増大を図り

もつて国民に対する食料の安定供給

とする。

第二条 (略)

〔削る。〕

〔削る。

〔削る。〕

「削る。」

(定義)

第二条 (略)

2 が所有権以外の権原に基いてその事業に供している農地をいう。 の事業に供している農地をいい、 この法律で 「自作地」 とは、 耕作の事業を行う者が所有権に基いてそ 「小作地」とは、 耕作の事業を行う者

- 3 所有権以外の権原に基いてその事業に供している採草放牧地をいう。 この法律で「小作採草放牧地」とは、 耕作又は養畜の事業を行う者が
- 4 草放牧地につき所有権以外の権原に基いて耕作又は養畜の事業を行う個 て耕作又は養畜の事業を行う個人をいい、 この法律で 「自作農」 とは、 農地又は採草放牧地につき所有権に基い 「小作農」とは、 農地又は採

人をいう。

5 作又は養畜の事業を行う者が有するものとみなす 員が農地又は採草放牧地について有する所有権その他の権利は、 前三項の規定の適用については、 耕作又は養畜の事業を行う者の世帯 その耕

びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の二親等内のげる事由により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む。)並2 この法律で「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族(次に掲

一~四 (略)

親族をいう

3 この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、株式会社(公開会3) この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、株式会社(公開会3) この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、株式会社(公開会

一 (略)

きは、 きは、 チに掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の数が社員の総数の 以下であるもの 者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの げる者の中に、 る議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの 者のいずれかであること(株式会社にあつては、 人の農業経営の改善に特に寄与する者として政令で定める者があると 未満であり、 その法人の組合員、)又は社員 持分会社にあつては、 チに掲げる者の有する議決権の合計が総株主の チ に掲げる者の数が社員の総数 かつ、 その法人と連携して事業を実施することによりその法 (チに掲げる者の中に、 (以下「構成員」という。) は、 株主(自己の株式を保有している当該法人を除 チに掲げる者のうち当該政令で定める者以外 チに掲げる者の数が社員の総数の四 0 当該政令で定める者があると 一分の すべて、 チに掲げる者の有す 未満で 議決権 あり 次に掲げる (チに掲 一分の一 一分の

> は生計を一にするものとみなす。 り世帯員が一時住居又は生計を異にしても、これらの者は、なお住居又の場合において、世帯員のいずれかについて生じた左に掲げる事由によ

一~四 (略)

(略)

二 その法人の組合員、 者のいずれかであること(株式会社にあつては、 く。) 又は社員(以下 0 掲げる者の有する議決権がいずれもその法人の総株主の議決権の る議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であり、 総数の四分の一以下であるものに限る。)。 一以下であるもの、 持分会社にあつては、トに掲げる者の数が社員 株主(自己の株式を保有している当該法人を除 「構成員」という。)は、 すべて、 トに掲げる者の有す 次に掲げる 十分 トに

四分の一以下であるもの)に限る。)。

イ・ロ (略)

移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転することが確実と 認められる個人を含む。) くその許可に係る農地又は採草放牧地についてその法人に所有権を て所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に関し第三条第 項の許可を申請している個人(当該申請に対する許可があり、 その法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地につ 近

略

ホ を行つている個人 その法人に農作業 (農林水産省令で定めるものに限る。)の委託

条第一項に規定する農地保有合理化法人 号)第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行つた同法第八 その法人に農業経営基盤強化促進法 (昭和五十五年法律第六十五

ト・チ (略)

三 (略)

4 〔削る。〕 (略)

イ・ロ (略)

転することが確実と認められる個人を含む。 その法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、 する許可があり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地について 項又は第七十三条第一項の許可を申請している個人(当該申請に対 て所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に関し次条第一 その法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地につ 若しくは移

(略

^| · ⊦| ホ 定する農地保有合理化法人(市町村及び農業協同組合を除く。 号)第四条第一 その法人に農業経営基盤強化促進法 |項第三号に掲げる事業に係る出資を行つた同項に規 (昭和五十五年法律第六十五

三 (略)

(略)

8 (略)

9 地又は工作物の地代又は借賃を含む。 されている場合の小作料をいう。 の地代又は借賃とを分けることができない場合には その他の工作物についての賃借権が設定され、 権が設定されている場合の地代又は借賃 に附随して、 この法律で 農地以外の土地についての地上権若しくは賃借権又は建物 「小作料」 とは、 耕作の目的で農地につき地上権又は賃借 及び農地につき永小作権が設定 (その地上権又は賃借権の設定 その地代又は借賃と農地 その農地以外の土

(農地について権利を有する者の責務)

第二条の二 確保するようにしなければならない。 とする権利を有する者は、 農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目 当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を 的

第二章 権利移動及び転用の制限等

〔削る。〕

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

第三条 は、 作権、 場合には、 の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合 る農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める 者 るところにより、 益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定め (政令で定める者を除く。) がその住所のある市町村の区域の外にあ この限りでない。 質権、 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、 都道府県知事の許可)を受けなければならない。 使用貸借による権利、 当事者が農業委員会の許可(これらの権利を取得する 賃借権若しくはその他の使用及び収 又は地上権、 ただし、次 永小

る場合 第四十六条第一項又は第四十七条の規定によつて所有権が移転され

_ 第三十六条第三項の規定により都道府県知事が作成した調停案の受

> 第二章 農地及び採草放牧地

一節 権利移動及び転用の制限

第三条 作権、 場合には、 者 は、 の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合 る農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める るところにより、 益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、 (農地又は採草放牧地の権利移動の制限 (政令で定める者を除く。) がその住所のある市町村の区域の外にあ この限りでない。 質権、 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、 都道府県知事の許可)を受けなければならない。 使用貸借による権利、 当事者が農業委員会の許可(これらの権利を取得する 賃借権若しくはその他の使用及び収 又は地上権、 政令で定め ただし、次 永小

合 第八十条の規定によつてこれらの権利が設定され 第三十六条、 第六十一 第六十八条、 第六十 -九条、 又は移転される場 第七十条又は

_ 第二十六条から第三十一条までの規定によつて利用権が設定され、

れる場合 諾に伴い所 有権が移転され 又は賃借権が設定され 若しくは移転さ

三 特定利用権が設定される場合 第三十七条から第四十条までの規定によつて第三十七条に規定する

兀 る権利が設定される場合 第四 十三条の規定によつて同 条第 項に規定する遊休農地を利用

〔削る。

五 · 六 (略)

七 が設定され、 利用集積計画の定めるところによつて同法第四条第四項第一号の権利 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用 又は移転される場合 地

「削る。」

「削る。

八~十一 (略)

十 二 によつてこれらの権利が設定され、 場合を含む。 条第二項 は同法第九百五十八条の三の規定による相続財産の分与に関する裁判 遺産の分割、 (同法第七百四十九条及び第七百七十一条において準用する)の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又 民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第七百六十八 又は移転される場合

農業経営基盤強化促進法第八条第一項に規定する農地保有合理化

権が設定される場合 又は第七十五条の二から第七十五条の七までの規定によつて草地 利用

<u>ニ</u>の 第七十五条の八の規定によつてこれらの権利が移転される場合

三 · 四 (略)

四の二 用地利用集積計画の定めるところによつて同法第四条第三項第一号 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農

0

権利が設定され、

又は移転される場合

の 三 権利が設定され、 道府県知事が作成した調停案の受諾に伴 農業経営基盤強化促進法第二十七条の四 又は移転される場合 同法第四条第三項第一号の 第三 項 の規定により都

四 の 四 れる場合 での規定によつて同法第二十七条の五に規定する特定利用権が設定さ 農業経営基盤強化促進法第二十七条の五 から 第 一十七条の 八ま

四の五~六 (略)

七 第二項 む。 これらの権利が設定され、 九百五十八条の三の規定による相続財産の分与に関する裁判によつて 遺産の分割、 の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法第 (同法第七百四十九条及び第七百七十一条で準用する場合を含 民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第七百六十八条 又は移転される場合

を取得する場合 事業(以下「農地売買等事業」という。)の実施によりこれらの権利 「に規定する農地利用集積円滑化団体(以下「農地利用集積円滑化団 を取得する場で、同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等 業委員会に届け出て、同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等 業本員会に届け出て、同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等 という。) が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農 を取得する場合

「削る。

十四~十六(略)

2

相当の事由があるときは、 第 同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、 条の三十 とにより第 同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けるこ 協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協 内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、 できない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと 前 項の許可は、 一第 号、 号に掲げる権利が取得されることとなるとき 一項第一 次の各号のいずれかに該当する場合には、することが 第四号及び第五号に掲げる場合において政令で定める 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協 この限りでない 同法第十一 並びに 農業

〔削る。〕

によりこれらの権利を取得する場合規定する農地売買等事業(以下「農地売買等事業」という。)の実施定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、同項第一号に化法人(以下「農地保有合理化法人」という。)が、農林水産省令で

いう。)の用に供するためこれらの権利を取得する場合下「同意市町村」という。)又は農地保有合理化法人貸付事業」と条第四項に規定する特定法人貸付事業(以下「特定法人貸付事業」という。)又は農地保有合理化法人が、農林水産省下の三、農業経営基盤強化促進法第六条第六項の同意を得た市町村(以

八~十 (略)

その土地について耕作又は養畜の事業を行つている農業生産法人(以小作地又は小作採草放牧地につきその小作農及びその世帯員並びに

一 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする場際作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後においた。
一 農業生産法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする者のに利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合
一 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若

てその 執行、 等又はその仮差押えの執行に係る強制執行によりその小作農等以外の 者が所有権を取得しようとする場合を除く。 牧地についてその差押えに係る強制執行、 に使用及び収益を目的とする権利が設定された小作地又は小作採草放 滞納処分等」という。 十七号) 採草放牧地でその同意した旨が書面において明らかであるものについ することにつきその許可の申請前六月以内に同意した小作地又は小作 する場合 下この号で「小作農等」という。 「競売」という。 担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。 による滞納処分(その例による滞納処分を含む。 作農等以外の者が所有権を取得しようとする場合並びに強制 (その小作農等がその小作農等以外の者に対し所有権を移転 若しくは国税徴収法)に係る差押え又は仮差押えの執行のあつた後 以外の者が所有権を取得しようと 競売若しくは国税滞納処分 (昭和三十四年法律第百四 以下 以下単 「 国 税

められない場合 農地及び採草放牧地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認 とはその世帯員がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若

る権利を取得しようとする場合する特定法人(以下「特定法人」という。) 以外の法人が前号に掲げ二の二 農業生産法人及び農業経営基盤強化促進法第四条第四項に規定

「削る。

[削る。]

三 信託の引受けにより第一号に掲げる権利が取得される場合

「削る。」

必要な農作業に常時従事すると認められない場合
) 又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に四 第一号に掲げる権利を取得しようとする者(農業生産法人を除く。

五 第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその五 第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその上ない場合

〔削る。〕

ようとする場合 この四 特定法人が使用貸借による権利及び賃借権以外の権利を取得し

三 耕作又は養畜の事業の委託を受けることにより第二号に掲げる権二の五 信託の引受けにより第二号に掲げる権利が取得される場合

が取得されることとなる場合

畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合法人を除く。)又はその世帯員がその取得後において行う耕作又は養四 第二号に掲げる権利を取得しようとする者(農業生産法人及び特定

五 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員がその取五 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員がその取る 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員がその取る 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員がその取る 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員がその取る 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員がその取る 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員がその取る 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員がその取る 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員がその取るときは、その面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公司を表しています。

六 農地売買等事業の実施により所有権を取得したその土地を一時貸し付 土地をその世帯員に貸し付けようとする場合 できないため一時貸し付けようとする場合、 事由によりその土地について耕作、 小作権、 放牧地であつてその売渡し後十年を経過しないも 第三十六条又は第六十一条の規定により売り渡された農地又は採草 (その土地の所有者又はその世帯員の死亡又は前条第六項に掲げる 質権、 使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとする場 採草又は家畜の放牧をすることが その土地の所有者がその 農地保有合理化法人が のにつき地上 権、 永

六 その土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、 げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をするこ とする場合を除く。 産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けよう 以下同じ。 を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。 により貸し付けようとする場合、 法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施 とができないため一時貸し付けようとする場合、 合 の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養 (当該事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第二条第二項に掲)の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農業生 その土地を水田裏作 当該事業を行う者が 農地保有合理化 (田において稲

合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合 可他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総 草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化そ で放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化そ は採草放牧地の集団化、農作業の効率化その世帯員等がその

「削る。」

員がその土地につきその法人のために使用収益権を設定しようとするの目的に供するため貸し付けようとする場合及び農業生産法人の構成る期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。)けようとする場合、その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培す

七

場合を除く

同意市 場合 がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合、 構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く。) するため貸し付けようとする場合及び農業生産法人の常時従事者たる の土地をその世帯員に貸し付けようとする場合、 ができないため一時貸し付けようとする場合、 実施により貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作の目的に供 る事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすること その小作地又は小作採草放牧地を貸し付け、又は質入れしようとする 小作地又は小作採草放牧地について耕作又は養畜の事業を行う者が (その土地の小作農又はその世帯員の死亡又は前条第六項に掲げ 町 村又は農地保有合理化法人がその土地を特定法人貸付事業の その土地の小作農がそ 農地保有合理化法人

営の状況、その住所地からその農地又は採草放牧地までの距離等から第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員の農業経

八

3 農業委員会又は都道府県知事は、農地又は採草放牧地について使用貸 することができる。

4| 5| (略)

(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し)

(農地又は採草放牧地についての権利取得の届出)

の他農林水産省令で定める場合を除き、遅滞なく、農林水産省令で定めて、「現各号(第十二号及び第十六号を除く。)のいずれかに該当する場合その。)のですれかに該当する場合、同第三条の三 農地又は採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利

を行うことができると認められない場合みて、これらの者がその土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業

3 4 (略)

にその旨を届け出なければならない。るところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会

いての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは認めるときは、当該届出をした者に対し、当該農地又は採草放牧地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると 農業委員会は、前項の規定による届出があつた場合において、その農

移転のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

(農地の転用の制限)

第四条 進法 場合は、この限りでない。 可)を受けなければならない。 該当するものを除く。 ところに従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に する法律で政令で定めるもの 都道府県知事の許可(その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタ ルを超える農地を農地以外のものにする場合 (昭和四十六年法律第百十二号) その他の地域の開発又は整備に関 農地を農地以外のものにする者は、 第五項において同じ。 (以 下 ただし、 「地域整備法」という。)の定める 次の各号のい 政令で定めるところにより、)には、 (農村地域工業等導入促 ずれかに該当する 農林水産大臣の許

〔削る。〕

一 (略)

三 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令二 国又は都道府県が、道路、農業用用排水施設その他の地域振興上又

(農地の転用の制限)

第四条 進法 する法律で政令で定めるもの \ \ \ らない。 該当するものを除く。)には、 ところに従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に 都道府県知事の許可(その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタ ルを超える農地を農地以外のものにする場合 (昭和四十六年法律第百十二号)その他の地域の開発又は整備に関 農地を農地以外のものにする者は、 ただし、 次の各号のいずれかに該当する場合は、 (以 下 農林水産大臣の許可)を受けなければな 「地域整備法」という。)の定める 政令で定めるところにより、 (農村地域工業等導入促 この限りでな

第七条第一項第四号に掲げる農地を農地以外のものにする場合

一 (略)

三 国又は都道府県が農地を農地以外のものにする場合

三の二 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農

める利用目的に供する場合第四条第四項第一号の権利に係る農地を当該農用地利用集積計画に定利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法

四~八(略)

2~4 (略)

6 5 との協議 クタールを超える農地を農地以外のものにする場合には、 と都道府県知事との協議 各号の 合について準用する。 第三項の規定は 国又は都道府県が農地を農地以外のものにしようとする場合 ず が成立することをもつて同項 れかに該当する場合を除く。 都道府県知事が前項の協議を成立させようとする場 (その者が同 の許可 の事業の目的に供するため においては、 があ つたも 国又は都道府県 農林水産大臣 のとみなす。 (第 四 項

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第五条 許可 ľ 次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第四項において同 取 クタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を 転する場合には、 これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移 外のもの 得する場合 (これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四 には、 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以 (農地を除く。 農林水産大臣の許可) (地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得 政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の 次項及び第四項において同じ。 を受けなければならない。)にするため、 ただし、

に定める利用目的に供する場合同法第四条第三項第一号の権利に係る農地を当該農用地利用集積計画用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された

三の三~六 (略)

(略

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第五条 合は、 には、 政令で定める要件に該当するものを除く。)には、 合 超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場 らの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四へクタールを 地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合 外のもの を受けなければならない。 (地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で この限りでない。 政令で定めるところにより、 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以 (農地を除く。 次項において同じ。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場 当事者が都道府県知事の許可)にするため、これらの土 農林水産大臣の許可 これ

- の用に供するため、これらの権利を取得する場合 国又は都道府県が、前条第一項第二号の農林水産省令で定める施設
- 号の権利が設定され、又は移転される場合 | 該農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第四条第四項第一 | 農地又は採草放牧地を農業経営基盤強化促進法第十九条の規定によ

三~五 (略)

る場合 て、農地及び採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得すて、農地及び採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得す地につき、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出六 前条第一項第七号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧

七 (略)

2 (略)

- 準用する。 第三条第四項及び第五項並びに前条第三項の規定は、第一項の場合に
- 4 の協議 第 該当する場合を除く。 項本文に掲げる権利を取得しようとする場合 を取得する場合には、 を採草放牧地以外のものにするため、 クター 国又は都道府県が 項 0 (これらの権利を取得する者が同 許 ルを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地に 可 があ つたものとみなす。 農林水産大臣との協議) 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧 においては、 国又は都道府県と都道府県知事と これらの土地について第三条第 の事業の目的に供するため四 (第 が成立することをもつて 項各号のい ず て権利 れかに 地

5

前条第三項の規定は

都道府県知事が前項の協議を成立させようとす

一 これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合

第一号の権利が設定され、又は移転される場合め当該農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第四条第三項による公告があつた農用地利用集積計画に定める利用目的に供するたの二 農地又は採草放牧地を農業経営基盤強化促進法第十九条の規定

の三~二 (略)

三

る場合
て、農地及び採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得すて、農地及び採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得す地につき、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出前条第一項第五号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧

る場合

2 (略)

兀

(略)

準用する。 第三条第三項及び第四項並びに前条第三項の規定は、第一項の場合に

〔削る。

〔削る。〕

第二節 小作地等の所有の制限

(所有できない小作地)

第六条 国以外の者は、何人も次に掲げる小作地を所有してはならない。

- その所有者の住所のある市町村の区域の外にある小作地
- るものとみなす。 の住所のある市町村の区域内で所有する小作地は、当該所有者が所有す 前項の規定の適用については、小作地の所有者の世帯員が当該所有者
- 一一一一一のはののの
- 及び生計を一にしていた二親等内の血族がその農地について引き続き耕地のある市町村の区域内になくなり、その者の配偶者又はその者と住居第二条第六項に掲げる事由以外の事由によりその住所がその所有する農

「削る。

住所がその市町村の区域内にあるものとみなす。内に住所を有するに至る見込があると農業委員会が認めたものは、その作をしていて、かつ、その農地の所有者がその農地のある市町村の区域

のは、小作地とみなす。 その世帯員でない者が平穏に、かつ、公然と耕作の事業に供しているも 第一項の規定の適用については、小作地以外の農地でその所有者又は

(所有制限の例外)

かわらず、所有することができる。 第七条 次の各号のいずれかに該当する小作地は、前条第一項の規定にか

きは、 廃止前通じて政令で定める一定期間所有していたものに限る。 供すべき農地のすべてについてその耕作の事業を廃止した時の住所地 ところにより当該小作地である旨の農業委員会の確認を受けたもので 項第二号の別表で定める面積 つてその面積の合計がその住所地の属する都道府県について前条第 若しくはその者と住居及び生計を一にしていた二親等内の血族がその までに掲げる小作地以外の小作地で、 の属する市町村の区域内において所有する小作地 その確認後引き続き小作地であるものに限る。 農地の所有者 その公示に係る面積) (法人を除く。 を超えないもの (同号の規定による公示がされていると 若しくはその世帯員が耕作の その所有者又はその者の配偶者 (農林水産省令で定める (次号から第十六号 又はその小作地の 事 であ 業に

所有権をその廃止の時の所有者から承継した一般承継人(農林水産省

地を受けたものに限る。)がその承継後引き続き所有しているその小作を受けたものに限る。)がその承継後引き続き所有しているその小作令で定めるところにより当該一般承継人である旨の農業委員会の確認

- 二 国又は地方公共団体が公用又は公共用に供している小作地
- ころにより、都道府県知事の指定を受けた小作地 三 試験研究又は農事指導の目的に供するものとして、政令で定めると
- 四 近く農地以外のものとすることを相当とするものとして、政令で定

都道府県知事の指定を受けた小作地

めるところにより、

- めるところにより、都道府県知事の指定を受けたもの、 新開墾地、焼畑、切替畑等収穫の著しく不定な小作地で、政令で定
- のある小作地で、都道府県知事の承認を受けて農業委員会の指定したもある小作地で、都道府県知事の承認を受けて農業委員会の指定したも七 地割慣行のある小作地又は鉱山若しくは炭坑附近の陥没のおそれが
- 九 農業協同組合がその組合員の行う耕作又は養畜の事業に必要な施設設定を受けた使用収益権に基づいて耕作の事業に供しているもの人 農業生産法人の構成員が所有する小作地で、その法人がその者から
- その所有者(法人を除く。)から同項の委託を受けて当該事業に供し十一農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合がの用に供している小作地

ている小作地

- 小作地で信託事業に係る信託財産であるもの十一 信託事業を行う農業協同組合又は農地保有合理化法人が所有する
- る小作地 十二 農地保有合理化法人が農地売買等事業の実施により借り受けてい
- 十三 農地保有合理化法人が所有し、かつ、農地売買等事業の実施によ

り貸し付けている小作地

- 供されている小作地
 た同法第四条第三項第一号に規定する利用権に基づいて耕作の事業に農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転され十三の二 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた
- 用権に基づいて耕作の事業に供されている小作地までの規定によつて設定された同法第二十七条の五に規定する特定利十三の三 農業経営基盤強化促進法第二十七条の五から第二十七条の八
- 設定又は移転を受けている小作地に供すべきものとして所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の十三の四。同意市町村又は農地保有合理化法人が特定法人貸付事業の用
- 十四 第四条第一項第五号に規定する市街化区域内にある小作地人貸付事業の実施により貸し付けている小作地 一十三の五 同意市町村又は農地保有合理化法人が所有し、かつ、特定法
-)をして引き続き所有している小作地 規定に基づいてする同法第十一条第一項の規定による買入れを含む。 する特別措置法第十一条第一項の規定による買入れ(同法第十九条の する特別措置法第十一条第一項の規定による買入れ(同法第十九条の

〔削る。〕

十六 その他農林水産省令で定める小作地

- なくなつた後一年以内に再び小作地となつたときは、その小作地は、当確認を受けた小作地が小作地でなくなつた場合において、その小作地で2 前項第一号の規定の適用については、同号の規定による農業委員会の
- 3 第一項第三号、第四号及び第六号の指定は、有効期間を限り、又はそ該確認後引き続き小作地であつたものとみなす。

の他の条件を付けてすることができる。

4 限り、 小作地で、 者の一 の規定の適用については、 収益権に基づいて耕作の事業に供しているものに その法人の構成員でなくなる以前に設定を受けた期間の定めがある使用 の又はその法人の構成員であつた者の一般承継人であるものが所有する 農業生産法人の構成員以外の者で、 般承継人である場合には、その構成員であつた者)からその者が その法人の構成員とみなす。 その法人がその所有者 その所有者は、 (所有者がその法人の構成員であつた 従前その法人の構成員であつたも その使用収益権の残存期間に ついての第一 項第八号

(公示及び通知)

縦覧に供しなければならない。 から起算して一箇月間、その事務所で、これらの事項を記載した書類を あると認めたときは、次に掲げる事項を公示し、かつ、公示の日の翌日 第八条 農業委員会は、前二条の規定により所有してはならない小作地が

- その小作地の所有者の氏名又は名称及び住所
- の小作地の所在、地番、地目及び面積、同項第二号の規定により所有二 第六条第一項第一号の規定により所有してはならない場合には、そ

「削る。

この見なびます。で。)の所在、地番、地目及び面積並びに所有してはならない面積で、での小作地(前条第一項第二号から第十六号までに掲げるものを除べての小作地(前条第一項第二号から第十六号までに掲げるものを除してはならない場合には、その者がその市町村の区域内で所有するする。

2 農業委員会は、前項の規定による公示をしたときは、遅滞なく三 その他必要な事項

土地の所有者に同項に掲げる事項を通知しなければならない。

(買収)

えることができる。

において、

通知ができないときは、

通知すべき事項を公示して通知に代

この場合

その

第九条 の更新をしない旨の通知をしないとき)は、 の解除をし 解除をし、 有権の譲渡しをし、 なくなつた小作地にあつては、 しをしないとき(第七条第一項第八号に掲げる小作地に該当するもので 間の満了前に農業委員会に対しその期間の満了の日の翌日から起算して 日から起算して一箇月以内に(その公示に係る小作地の所有者がその期 作地のうち所有してはならない面積に相当するものにつき、 一箇月をこえない期間内で期日を定め、 きことを書類で申し入れたときは、 項第一号に該当する旨の公示があつたときはその公示に係る小作地に 前条第一項の規定により公示された小作地の所有者が、 同項第二号に該当する旨の公示があつたときはその公示に係る小 合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、 解約の申入れをし、 地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、 農林水産省令で定めるところにより、 合意による解約をし、 その期日までに) その期日までその期間を延長す 国がこれを買収する。ただ 若しくは賃貸借 所有権の譲渡 その公示の 又は賃貸借 使用貸借 第六条第 所

〔削る。〕

よる許可の申請があり、 本文に規定する期間内に第三条第一項又は第二十条第一項の規定に その処分があるまでは、 その期間経過後までこれに対する処分がないと この限りでない。

きは、 作地を買収する場合において、 面積のものを買収することができる。 十アールをこえない範囲内で、 第六条第 項第二号に該当するものとして前項の規定により小 その分筆を避けるため特に必要があると 所有してはならない面積をこえる

2

国は、

3 ものとする。 前二項の規定による国の買収は、 後三条に規定する手続に従つてする

(農業委員会の関係書類の送付)

第十条 は、 遅滞なく 農業委員会は、 買収すべき小作地を定め、 前条の規定により国が小作地を買収すべき場合に 次に掲げる事項を記載した書

その土地の所有者の氏名又は名称及び住所

類を都道府県知事に送付しなければならない。

- その土地の所在、 地番、 地目及び面積
- 三 利の種類並びにその権利を有する者の氏名又は名称及び住所 その土地の上に先取特権、 質権又は抵当権がある場合には、 その権
- 2 対し、 以内に都道府県知事に申し出るべき旨を通知しなければならない。 の上に先取特権、 農業委員会は、 農林水産省令で定めるところにより、 質権又は抵当権があるときは、 前項の書類を送付する場合において、 対価の供託の要否を二十日 その権利を有する者に 買収すべき土地

(買収令書の交付及び縦覧)

〔削る。〕

〔削る。〕

収令書を作成し、これをその土地の所有者に、その謄本をその農業委員場合には、同項の期間経過後遅滞なく)、次に掲げる事項を記載した買載されたところに従い、遅滞なく(同条第二項の規定による通知をした第十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定により送付された書類に記

会に交付しなければならない。

前条第一項各号に掲げる事項

二買収の期日

三対価

______ 四 対価の支払の方法(次条第二項の規定により対価を供託する場合に

は、その旨)

2 都道府県知事は、前項の規定による買収令書の交付をすることができ五 その他必要な事項

ない場合には、

その内容を公示して交付に代えることができる。

の旨を公示するとともに、その公示の日の翌日から起算して二十日間、3 農業委員会は、買収令書の謄本の交付を受けたときは、遅滞なく、そ

その事務所でこれを縦覧に供しなければならない。

(対価)

| 3 | 国は、前項に規定する場合の外、左に掲げる場合にも対価を供託する

ない場合 対価の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができ

三 差押又は仮差押により対価の支払の禁止を受けた場合二 対価の支払を受けるべき者を確知することができない場合

(効果)

- 利を行うことができる。 前条第二項若しくは第三項の規定により供託された対価に対してその権前条第二項若しくは第三項の規定により供託された対価に対してその権

(附帯施設の買収)

(削る。)

第十四条 地を除く。 の買収される土地の農業上の利用のため特に必要があると認めるときは 国は、 その買収される土地の所有者又はその世帯員の有する土地 第九条の規定による買収をする場合において、 立木、 建物その他の工作物又は水の使用に関する権利を 農業委員会がそ

(農

2 あわせて買収することができる。 第十条から前条までの規定は、 前項の規定による買収をする場合に準

及び所在の場所、 いてはその所在、 用する。 この場合において、 工作物についてはその種類及び所在の場所、 地番、 地目及び面積、 第十条第 項中第一 立木についてはその樹種 一号は、 土地につ 水の使用 数量

に関する権利についてはその内容」と読み替えるものとする。

(国が売り渡した農地等の買収)

第十五条 者及びその世帯員以外の者が耕作又は養畜の事業に供したときは、 第三条第三 一項第六号に規定する農地又は採草放牧地をその所有 第三

〔削る。

条第 れを買収する。 一項の規定による許可を受けて貸し付けられた場合を除き、 国がこ

用する。 第十条から前条までの規定は、 前項の規定による買収をする場合に準

2

(農業生産法人の報告等)

第十五条の二 (略)

第六条

(略

(農業生産法人の報告等)

2

農業委員会は、

第

ときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することが |条第三項各号に掲げる要件を満たさなくなるおそれがあると認める 前項前段の規定による報告に基づき、農業生産法人が 2 ときは、その法人に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することが 第 農業委員会は、 |条第七項各号に掲げる要件を満たさなくなるおそれがあると認める 前項前段の規定による報告に基づき、農業生産法人が

できる。

3 (略)

(農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合における買収

第七条 略

〔削る。

2 覧に供しなければならない。 から起算して一月間、 あると認めたときは、 農業委員会は、 前項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地が その事務所で、 次に掲げる事項を公示し、 これらの事項を記載した書類を縦 かつ、 公示の日の翌日 3

<u>\</u> <u>=</u> 略

3 土地の所有者に同項各号に掲げる事項を通知しなければならない 農業委員会は 過失がなくてその者を確知することができないときは、 前項の規定による公示をしたときは 遅滞なく この限りで ただ その

ない。

4 許可の申請があり、 て三月間 が前条第二項の規定による勧告に係るものであるときは、 (同条第三項の申出があつたときは、当該申出の日) 農業委員会は、 (当該期間内に第三条第一項又は第十八条第 第一項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地 その期間経過後までこれに対する処分がないときは の翌日から起算し 項 当該勧告の日 の規定による

できる。

3 (略)

(農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合等における買収

第十五条の三 略

2 業生産法人に貸し付けた場合において、 第三条第二 一項第六号に規定する農地又は採草放牧地をその所有者が農 その所有者が当該貸付け 、に係る

法人の構成員でなくなつたときは、 国がその農地又は採草放牧地を買収

縦覧に供しなければならない。 日 があると認めたときは、 農業委員会は、 から起算して一月間、 前二項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧 その事務所で、 次に掲げる事項を公示し、 この場合には これらの事項を記載した書類を 第八条第一 かつ、 一項の規定を準 公示の 日 の 翌 地

用する。

(略)

4 許可の申請があり、 て三月間 が前条第二項の規定による勧告に係るものであるときは、 (同条第三項の申出があつたときは、当該申出の日) 農業委員会は、 (当該期間内に第三条第一項又は第 第一項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧 その期間経過後までこれに対する処分がないときは 一十条第 の翌日から起算し 項 当該勧告の日 の規定による 地

する。、その処分があるまでの間)、第二項の規定による公示をしないものと

5 から第一 遅滞なく、 が 日 に あり、 から起算して三月以内に農林水産省令で定めるところにより当該法 つき第一 農業委員会は、 一条第三項各号に掲げる要件のすべてを満たすに至つた旨の届出 か 一項の規定により公示をした場合において、 その公示を取り消さなければならない。 . つ、 審査の結果その届出が真実であると認められるときは 第一 項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧 その公示の日の 캪 人 地

6 · 7 (略)

8

までは、 又は採草放牧地については、 その他の使用及び収益を目的とする権利を消滅させたときは、 意による解約をし、 くは永小作権の消滅をさせ、 農林水産省令で定めるところにより、 草放牧地については、 つき第六項の規定による公示があつた場合のその公示に係る農地又は採 る期間の満了の日 V これらの土地について所有権以外の権原に基づく使用及び収益をさせて その 一内に第三条第一項又は第十八条第 る者が、その公示に係る農地又は採草放牧地につき、 第 しくは返還の請求をし、 期間経過後までこ 項 同様とする。 Ó 規定により公示された農地若しくは採草放牧地の所有者又は (その日までに同項の規定による届出があり、 若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をし、 その公示の目) れに対する処分がないときも、 第一 使用貸借の解除をし、 賃貸借の解除をし、 項の規定による買収をしない。 一項の規定による許可の申請があ の翌日から起算して三月以内に、 所有権の譲渡しをし、 解約の申入れをし、 合意による解約をし 第五項に規定す その処分があ 地上権若し 当該農地 これに 当該期 又 は る 合

る。、その処分があるまでの間)、前項の規定による公示をしないものとす

5

があり、 遅滞なく、 から第二条第七項各号に掲げる要件のすべてを満たすに至つた旨の届 日から起算して三月以内に農林水産省令で定めるところにより当該法人 につき第三項の規定により公示をした場合において、 農業委員会は、 かつ、 その公示を取り消さなければならない。 審査の結果その届出が真実であると認められるときは 第一 項の規定による買収をすべき農地又は採草 その公示の 日 放 の 翌 牧

6 · 7 (略)

8 _ 項 下 いては、 条第 申入れをし、 通知をしたときは、 る解約をし、 地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、 月以内に、 草放牧地にあつては第三項の規定による公示の日の翌日から起算して三 規定による公示があつた場合のその公示に係る農地又は採草放牧 \mathcal{O} 収をすべき農地又は採草放牧地にあつては第五項に規定する期間の満了 が、 これらの土地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている者 日 第三項の規定により公示された農地若しくは採草放牧地の所有者又は その公示に係る農地又は採草放牧地につき、 の規定による買収をしない。 (その日までに同項の規定による届出があり、これにつき第六項 一項の規定による許可の申請があり、 その公示の日) 農林水産省令で定めるところにより、 若しくは返還の請求をし、 合意による解約をし、 当該農地又は採草放牧地については、 第二項の規定による買収をすべき農地又は採 当該期間内に第三条第 若しくは賃貸借の更新をしない 又は賃貸借の解除をし、 使用貸借の解除をし、 その期間経過後までこれに対 第 所有権の譲渡しをし、 項の規定による買 第一 項又は第二十 項又は第 合意によ 解約 地に 旨 \mathcal{O}

9

「削る。 (略)

(農業委員会の関係書類の送付)

第八条 林水産大臣に送付しなければならない。 を買収すべき場合には、 農業委員会は、 前条第一項の規定により国が農地又は採草放牧地 遅滞なく 次に掲げる事項を記載した書類を農

- その農地又は採草放牧地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 三 登記上の権利若しくは仮処分の執行に係る権利がある場合には、 がある場合又はその農地若しくは採草放牧地につき所有権に関する仮 その農地又は採草放牧地の所在、 その農地若しくは採草放牧地の上に先取特権 地番、 地目及び面積 質権若しくは抵当権 これ
- 2 に対し、 日以内に農林水産大臣に申し出るべき旨を通知しなければならない。 はその農地若しくは採草放牧地につき所有権に関する仮登記上の権利若 若しくは採草放牧地の上に先取特権、 しくは仮処分の執行に係る権利があるときは、 所らの権利の種類並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住 農業委員会は、 農林水産省令で定めるところにより、 前項の書類を送付する場合において、 質権若しくは抵当権があるとき又 これらの権利を有する者 対価の供託の要否を二十 買収すべき農地

(買収令書の交付及び縦覧)

する処分がないときも、 その処分があるまでは、 同様とする。

9 (略)

10

第十条から第十四条までの規定は 第 項又は第一 一項の規定による買

収をする場合に準用する。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 買収の期日
- | 三| 対| 価|

は、その旨)

四 対価の支払の方法(次条第二項の規定により対価を供託する場合に

五 その他必要な事項

ない場合には、その内容を公示して交付に代えることができる。 農林水産大臣は、前項の規定による買収令書の交付をすることができ

その事務所でこれを縦覧に供しなければならない。 の旨を公示するとともに、その公示の日の翌日から起算して二十日間、 農業委員会は、買収令書の謄本の交付を受けたときは、遅滞なく、そ

(対価)

2

額とする。 第十条 前条第一項第三号の対価は、政令で定めるところにより算出した

らの権利を有する者から第八条第二項の期間内に、その対価を供託しな仮登記上の権利若しくは仮処分の執行に係る権利がある場合には、これ当権がある場合又はその農地若しくは採草放牧地につき所有権に関する買収すべき農地若しくは採草放牧地の上に先取特権、質権若しくは抵

ければならない。
いでもよい旨の申出があつたときを除いて、国は、その対価を供託しな

- ることができる。 国は、前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合にも対価を供託
- ない場合 対価の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができ
- <u>場合</u> 二 過失がなくて対価の支払を受けるべき者を確知することができない
- 三 差押え又は仮差押えにより対価の支払の禁止を受けた場合場合

4

前

二項の規定による対価の供託は、

買収すべき農地又は採草放牧地

所在地の供託所にするものとする。

(効果)

- 行うことができる。 前項の規定により供託された対価に対してその権利を 前条第二項又は第三項の規定により供託された対価に対してその権利を 2 前項の規定により消滅する先取特権、質権又は抵当権を有する者は、
- た対価の支払又は供託をしないときは、その買収令書は、効力を失う。国が買収令書に記載された買収の期日までにその買収令書に記載され

価の支払をした時とみなす。 「年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定により、対価の支払に必要 年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定により、対価の支払に必要 「中国及び前項の規定の適用については、国が、会計法(昭和二十二

(附帯施設の買収)

第十二条 せて買収することができる。 の工作物又は水の使用に関する権利 有者の有する土地 があると認めるときは、 会がその買収される農地又は採草放牧地の農業上の利用のため特に必要 第七条第一項の規定による買収をする場合において、 (農地及び採草放牧地を除く。 国は、 その買収される農地又は採草放牧地の所 (以 下 「附帯施設」という。 立木、 建物その他 農業委員) を 併

2 の場所、 の所在、 権利についてはその内容」と読み替えるものとする。 放牧地の所在、 用する。 第八条から前条までの規定は、 この場合において、 地番、 工作物についてはその種類及び所在の場所、 地番、 地目及び面積、 地目及び面積」とあるのは 第八条第 立木についてはその樹種、 前項の規定による買収をする場合に準 項第二号中 「その農地又は採草 「土地についてはそ 水の使用に関する 数量及び所在

(登記の特例)

法律第百二十三号)の特例を定めることができる。の土地又は建物の登記については、政令で、不動産登記法(平成十六年第十三条 国が第七条第一項又は前条第一項の規定により買収をする場合

(立入調査)

第十四条 農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律 第十四条 農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律

明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。2 前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証

3 (略)

[削る。]

(承継人に対する効力)

者の承継人に対してもその効力を有する。
を含む。)の規定による買収令書の交付は、その通知又は交付を受けた)の規定による通知及び第九条(第十二条第二項において準用する場合第十五条 第八条第二項(第十二条第二項において準用する場合を含む。

(立入調査)

事務所その他の事業場に立ち入らせて必要な調査をさせることができるの規定による買収をするため必要があるときは、委員又は職員に法人の法律第八十八号)第二十九条第一項の規定による立入調査のほか、前条第十五条の四 農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年

明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければなら前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証

ない。

2

3 (略)

(申出による買収)

(承継人に対する効力)

第十七条 十五条第二項 る場合を含む。 三第十項又は前条第二)、第十五条第二項、第十五条の三第十項又は前条第二項で準用す 第十条第二項 第十五条の三第十項又は前条第二項で準用する場合を含 の規定による通知及び第十 一項で準用する場合を含む。 (第十四条第二項 (第十五条第1 条 以下この条において同 (第十四条第 項、 第十五条の 第

第三章 利用関係の調整等

〔削る。〕

(農地又は採草放牧地の賃貸借の対抗力)

那十六条(略)

(農地又は採草放牧地の賃貸借の更新)

第十七条 借については、 よる公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され 特定利用権に係る賃貸借及び農業経営基盤強化促進法第十九条の規定に 七条から第四十条までの規定によつて設定された第三十七条に規定する 水田裏作を目的とする賃貸借でその期間が一年未満であるもの、 従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなす。ただし、 まで)の間に、 賃貸をしたことが明らかな場合は、その期間の満了の六月前から一月前 地について耕作、 おいて、 人又はその世帯員等の死亡又は第二条第二項に掲げる事由によりその土 又は移転された同法第四条第四項第 その当事者が、 農地又は採草放牧地の賃貸借について期間の定めがある場合に この限りでない。 相手方に対して更新をしない旨の通知をしないときは、 採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時 その期間の満了の 一号に規定する利用権に係る賃貸 年前から六月前まで(賃貸 第三十

承継人に対してもその効力を有する。むの規定による買収令書の交付は、その通知又は交付を受けた者

第三節 利用関係の調整

(農地又は採草放牧地の賃貸借の対抗力)

(十八条 (略)

(農地又は採草放牧地の賃貸借の更新)

第十九条 おいて、 たものに限る。 項まで及び第七十五条の三から第七十五条の その存続期間が更新されたものにあつては、 条の二から第七十五条の七までの規定によつて設定された草地利用権 田裏作を目的とする賃貸借でその期間が一年未満であるもの、 前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなす。ただし、 で)の間に、相手方に対して更新をしない旨の通知をしないときは、 貸をしたことが明らかな場合は、その期間の満了の六月前から一月前 について耕作、 人又はその世帯員の死亡又は第二条第六項に掲げる事由によりその土地 項の規定又は同条第二項で準用する第七十五条の二 その当事者が、 農地又は採草放牧地の賃貸借について期間の定めがある場合に 採草又は家畜の放牧をすることができないため、 次条第一項第四号で同様とする。 その期間の満了の 年前から六月前まで(賃貸 六までの規定によつてされ その更新が第七十五条の七)に係る賃貸借、農業 一第二項から第五 第七十五 一時賃 従 水

(農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限)

の限りでない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、こ申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知により都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の7十八条 農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところ

が終了することとなる日前一年以内にない場合を除く。) 賃貸借の期間の満了する日がその信託に係る信託行為によりその信託 賃貸借の終了する日、賃貸借の更新をしない旨の通知にあつてはその 信託財産に係る信託の引受け前から既に存していたものである場合及 が終了することとなる日前一年以内にない場合を除く。)

る農事調停によつて行われる場合 おいて明らかであるものに基づいて行われる場合又は民事調停法によき渡すこととなる期限前六箇月以内に成立した合意でその旨が書面に二 合意による解約が、その解約によつて農地若しくは採草放牧地を引

三 賃貸借の更新をしない旨の通知が、十年以上の期間の定めがある賃

する特定利用権に係る賃貸借については、この限りでない。
二十七条の八までの規定によつて設定された同法第二十七条の五に規定項第一号に規定する利用権に係る賃貸借及び同法第二十七条の五から第計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第三計画を拠しているとの規定による公告があった農用地利用集積

(農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限)

の限りでない。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、こ申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の解除をし、解約の第二十条 農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところ

一解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知にあってはその賃貸借の終了する日、賃貸借の更新をしない旨の通知にあってはその賃貸借の終了する日、賃貸借の更新をしない旨の通知にあってはその賃貸借の終了する目による解約にあってはこれらの行為によっの賃貸借の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知

よる農事調停によつて行なわれる場合 おいて明らかであるものに基づいて行なわれる場合又は民事調停法にき渡すこととなる期限前六箇月以内に成立した合意でその旨が書面に二 合意による解約が、その解約によつて農地若しくは採草放牧地を引

三 賃貸借の更新をしない旨の通知が、十年以上の期間の定めがある賃

間を変更したものでその変更をした時以後の期間が十年未満であるも 0) を除く。 (解約をする権利を留保しているもの及び期間の満了前にその期)又は水田裏作を目的とする賃貸借につき行われる場合

四 五. に規定する特定利用権に係る賃貸借の解除が、 で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て行われる場合 地を適正に利用していないと認められる場合において、 された賃借権に係る賃貸借の解除が 第三条第三項の規定の適用を受けて同条第 第三十七条から第四十条までの規定によつて設定された第三十七条 賃借人がその農地又は採草放牧 一項の許可を受けて設定 農林水産省令

都道府県知事の承認を受けて行われる場合

第四十一条の規定によ

五.

六 て行われる場合 地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合において 定する者に設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、 利用集積計 農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地 画の定めるところによつて同法第十八条第1 その者がその農 一項第六号に規

2 前項の許可は、 次に掲げる場合でなければしてはならない

(略

兀 てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認め 後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべ 構成員でなくなり、 賃借人である農業生産法人の構成員となつている賃貸人がその法人の 賃借人である農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合並びに その賃貸人又はその世帯員等がその許可を受けた

> 兀 貸借 のを除く。) 又は水田裏作を目的とする賃貸借につき行なわれる場合 間を変更したものでその変更をした時以後の期間が十年未満であるも 府県知事の承認を受けて行なわれる場合 草地利用 第七十五条の二から第七十五条の七までの規定によつて設定された (解約をする権利を留保しているもの及び期間の満了前にその期 権に係る賃貸借の解除が 第七十五条の九の規定により都道

係る賃貸借の解除が、 規定によつて設定された同法第二十七条の五に規定する特定利用権に の承認を受けて行われる場合 農業経営基盤強化促進法第二十七条の五から第二 同法第二十七条の十の規定により都道府県知事 一十七条の まで

六 第三項の規定により行われる場合 権 特定法人貸付事業の実施によつて特定法人のために設定された賃借 に係る賃貸借の 解除が、 農業経営基盤強化促進法第二十七条の十三

前項の許可は、 次に掲げる場合でなければしてはならない。

(略)

2

兀 を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができると認め において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべて 構成員でなくなり、その賃貸人又はその世帯員がその許可を受けた後 賃借人である農業生産法人の構成員となつている賃貸人がその法人の 賃借人である農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合並びに

られ、かつ、その事業に必要な農作業に常時従事すると認められる場

合

五 (略)

3~6 (略)

又は不確定期限は、つけないものとみなす。 業経営基盤強化促進法第十八条第二項第六号に規定する条件を除く。) 8 農地又は採草放牧地の賃貸借につけた解除条件(第三条第三項及び農

(農地又は採草放牧地の賃貸借の存続期間)

借の存続期間)の規定の適用については、同条中「二十年」とあるのは第十九条 農地又は採草放牧地の賃貸借についての民法第六百四条(賃貸

「五十年」とする。

(借賃等の増額又は減額の請求権)

代とを分けることができない場合には、その農地以外の土地又は工作物物についての賃借権が設定され、その借賃又は地代と農地の借賃又は地農地以外の土地についての賃借権若しくは地上権又は建物その他の工作農地以外の土地についての賃借権を入は地上権の設定に付随して、第二十条 借賃等 (耕作の目的で農地につき賃借権又は地上権が設定され

られ、かつ、その事業に必要な農作業に常時従事すると認められる場

合

五 (略)

3~6 (略)

) 若しくは第六百十八条(期間の定めのある賃貸借の解約をする権利の- 前条又は民法第六百十七条(期間の定めのない賃貸借の解約の申入れ

人に不利なものは、定めないものとみなす。

貸借の解除をすることを内容とするものを除く。) 又は不確定期限は、基盤強化促進法第二十七条の十三第二項の協定に違反した場合に当該賃
8 農地又は採草放牧地の賃貸借につけた解除条件(特定法人が農業経営

つけないものとみなす。

(小作料の増額又は減額の請求権)

の期間小作料の額を増加しない旨の特約があるときは、その定めに従う来に向かつて小作料の額の増減を請求することができる。ただし、一定較して不相当となつたときは、契約の条件にかかわらず、当事者は、将下その他の経済事情の変動により又は近傍類似の農地の小作料の額に比第二十一条。小作料の額が農産物の価格若しくは生産費の上昇若しくは低

。ただし、一定の期間借賃等の額を増加しない旨の特約があるときは、、当事者は、将来に向かつて借賃等の額の増減を請求することができる上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により又は近傍類似の農地の上昇若しくは地代を含む。)及び農地につき永小作権が設定されている場の借賃又は地代を含む。)及び農地につき永小作権が設定されている場

0

その定めに従う。

2 借賃等の増額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を 2 借賃等の増額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を 2 借賃等の増額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を 2

ときは、その超過額に年十パーセントの割合による受領の時からの利息場合において、既に支払を受けた額が正当とされた借賃等の額を超えるの借賃等の支払を請求することができる。ただし、その裁判が確定したの措賃等の減額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を

〔削る。〕

を付してこれを返還しなければならない。

らない。

一セントの割合による支払期後の利息を付してこれを支払わなければな合において、既に支払つた額に不足があるときは、その不足額に年十パの小作料を支払うことをもつて足りる。ただし、その裁判が確定した場受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額

3 小作料の減額について当事者間に協議が調わないときは、その請求をを付してこれを返還しなければならない。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払を受けた額が正当とされた小作料の額を超えるときは、その超過額に年十パーセントの割合による受領の時からの利息とされ、その超過額について当事者間に協議が調わないときは、その請求をを付してこれを返還しなければならない。

第二十二条 分を超えることとなったときは、 米の価額の一 人に対し その割合に相当する額になるまで小作料の減額を請求するこ 小作料 一割五分、 (T) 額が、 畑にあつては、 不可抗力により 作農は 収穫された主作物の価額の その農地の所有者又は賃貸 田に あ つては、 収穫された 一割五

第二十一条 〔削る。〕 〔削る。〕 面によりその存続期間、 (契約の文書化) 農地又は採草放牧地の賃貸借契約については、 借賃等の額及び支払条件その他その契約並びに 当事者は、 書 第二十五条 第二十四条 3 2 第二十三条 面によりその存続期間、小作料の額及び支払条件その他その契約並びに べき旨を勧告することができる。 林水産省令で定めるところにより、 に係る小作料の標準額に比較して著しく高額であると認めるときは、 で定める小作料の額がその小作料に係る農地の属する前条第一項の区分 もに都道府県知事に通知しなければならない。 定を図ることを旨としなければならない。 における生産量、 とにその区分に属する農地につき通常の農業経営が行われたとした場合 ができる。 の標準となるべき額(以下「小作料の標準額」という。)を定めること び利用上の条件を勘案して必要な区分をし、 とができる。 (小作料の減額の勧告) (小作料の標準額) (契約の文書化及び通知) 農業委員会は、 農業委員会は、 農業委員会は、その区域内の農地につき、 農地又は採草放牧地の賃貸借契約については、 農業委員会は、 生産物の価格、 小作料の標準額を定めるに当たつては、 小作料の標準額を定めたときは、 小作料の標準額を定めた場合において 生産費等を参酌し 当事者に対し、 その区分ごとに小作料の額 その小作料を減額す これを公示するとと その自然的条件及 耕作者の経営の安 当事者は、 前項の区分ご

契約

農

書

〔削る。〕 これに付随する契約の内容を明らかにしなければならない。

「削る。

これに附随する契約の内容を明らかにしなければならない。

2 きは、 れらの事項を変更したときもまた同様とする。 及び支払条件その他の事項を農業委員会に通知しなければならない。こ 農地又は採草放牧地の賃貸借契約の当事者は、 農林水産省令で定めるところにより、 その存続期間 その契約を締結したと 小作料の額

(利用権設定に関する承認)

第二十六条 に対し、 承認を受け、 る必要があるときは、 は立木についての使用収益の権利 利用権の設定に関する協議を求めることができる。 耕作の事業を行う者は、 土地又は立木の所有者その他これらに関し権利を有する者 農林水産省令で定める手続に従い、 (以 下 左に掲げる事項を目的とする土地又 「利用権」という。 農業委員会の を取得す

- 自家用の薪炭とするための原木の採取
- 自家用の燃料とするための枝、落葉等の採取
- 三 自家用の肥料、 飼料又は敷料とするための草又は落葉の採取
- 四 耕作の事業に附随して飼育する家畜の放牧
- 2 前項第 一号に掲げる事項を目的とする利用権の設定については、 農業
- 委員会は、 た土地について利用権を設定しようとする場合 耕作の事業を行う者が従来慣行又は契約により原木の採取をしてい 左に掲げる場合に限り 同項の承認をすることができる。
- た土地についてその採取をすることができなくなつた場合において、 これに代るべき土地に利用権を設定しようとする場合 耕作の事業を行う者が従来慣行又は契約により原木の採取をしてい
- 三 他の耕作の事業を行う者が慣行又は契約により原木の採取をしてい

〔削る。〕

る土地について利用権を設定しようとする場合

- ければならない。 申請に係る協議の相手方その他農林水産省令で定める者の意見を聞かな 単業委員会は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、その
- 5 第一項の規定は、国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法らない。 承認に係る協議の相手方に通知するとともに、これを公示しなければな

4

農業委員会は、

第

項の承認をしたときは

遅帯なく

その旨をその

| 律第二百四十六号)による国有林野には、適用しない。| | 5 第一項の規定は、国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年注

(裁定の申請)

に関し農業委員会に裁定を申請することができる。
て二箇月以内に、農林水産省令で定める手続に従い、その利用権の設定ないときは、同項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算し第二十七条 前条第一項の協議がととのわず、又は協議をすることができ

(意見書の提出)

の相手方にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提水産省令で定める事項を公示するとともに、その申請に係る利用権設定第二十八条。農業委員会は、前条の規定による申請があつたときは、農林

2 農業委員会は、前項の期間経過後二箇月以内に裁定をしなければなら

出する機会を与えなければならない。

ない。

〔削る。〕

(裁定)

第二十九条 定めなければならない。 利用権を設定すべき旨の裁定においては、 左に掲げる事項を

在 利用権を設定すべき土地の所在 樹種及び数量 地番、 地目及び面積又は立木の所

利用権の内容

三 利用権の始期及び存続期間

兀 対価

Ŧī. 対価の支払の方法

2 範囲をこえてはならない。 前項の裁定は、 同項第一号から第三号までの事項については、 申請の

第三十条 通知をした者に通知するとともに、 きもまた同様とする。 定についての審査請求に対する裁決によつて裁定の内容が変更されたと 定める手続に従い、その旨をその裁定の申請者及び第二十八条第一項の 農業委員会は、 裁定をしたときは、 これを公示しなければならない。 遅滞なく、 農林水産省令で 裁

2 の裁定の定めるところにより、当事者間に協議がととのつたものとみな 利用権を設定すべき旨の裁定について前項の公示があつたときは、 そ

3 す。 第六百十二条(賃借権の譲渡及び転貸の制限) 民法第二百七十二条ただし書 (永小作権の譲渡又は賃貸の禁止) の規定は、 前項の場合に 及び

は、

適用しない。

〔削る。

〔削る。

(強制競売及び競売の特例

産省令で定める手続に従い、農林水産大臣に対し、国がその土地を買い を含む。以下単に「競売」という。)の開始決定のあつた農地又は採草 放牧地について、入札又は競り売りを実施すべき日において許すべき買 が大地について、入札又は競り売りを実施すべき日において許すべき買

旨を申し入れなければならない。
土地を第十条第一項の政令で定めるところにより算出した額で買い取るて、次の入札又は競り売りを実施すべき日までに、裁判所に対し、その2 農林水産大臣は、前項の申出があつたときは、次に掲げる場合を除い

取るべき旨を申し出ることができる。

(市町村等の利用権設定)

は農事組合法人が耕作の事業を行う者のために第二十六条第一項に掲げ第三十一条第二十六条から前条までの規定は、市町村、農業協同組合又

る事項を目的とする土地又は立木の利用権を取得する必要があると認めは農事組合法人が耕作の事業を行う者のために第二十六条第一項に掲げ

た場合に準用する。

(利用権の保護)

第三十二条 耕作の事業を行う者が第二十六条第一項に掲げる事項を行う

び第二十五条の規定を準用する。

ことを目的とする有償の契約については、

第十八条から第二十条まで及

第四節 強制競売、競売及び公売の特例

(強制競売及び競売の特例)

定める手続に従い、農林水産大臣に対し、国がその土地を買い取るべき出がないときは、強制競売又は競売を申し立てた者は、農林水産省令でのいて、入札又は競り売りを実施すべき日において許すべき買受けの申第三十三条 強制競売又は競売の開始決定のあつた農地又は採草放牧地に

旨を申し出ることができる。

の条及び次条において同じ。)の政令で定めるところにより算出した額土地を第十二条第一項(第十五条第二項で準用する場合を含む。以下こて、次の入札又は競り売りを実施すべき日までに、裁判所に対し、その2 農林水産大臣は、前項の申出があつたときは、次に掲げる場合を除い

を超える場合 買受可能価額が第十条第一項の政令で定めるところにより算出した額一 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第六十条第三項に規定する

二~四(略)

十条第一項の政令で定めるところにより算出した額とする。買受申出人となつたものとみなす。この場合の買受けの申出の額は、第3 前項の申入れがあつたときは、国は、強制競売又は競売による最高価

(公売の特例)

第二十三条 草放牧地について買受人がない場合に、 を申し入れなければならない。 までに掲げる場合を除いて、その行政庁に対し、 旨の申出をしたときは、 を第十条第 農林水産省令で定める手続に従い、農林水産大臣に対し、 分 (その例による滞納処分を含む。 国税徴収法 一項の政令で定めるところにより算出した額で買い取るべき 農林水産大臣は、 (昭和三十四年法律第百四十七号))により公売に付された農地又は採 当該滞納処分を行う行政庁が、 前条第二項第二号から第四号 その土地を買い取る旨 国がその土地 による滞納処

2 (略

(農業委員会への通知)

地を取得したときは、農業委員会に対し、その旨を通知しなければなら第二十四条 農林水産大臣は、前二条の規定により国が農地又は採草放牧

ない。

で買い取る旨を申し入れなければならない。

額を超える場合 買受可能価額が第十二条第一項の政令で定めるところにより算出した 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第六十条第三項に規定する

二~四 (略)

3

十二条第一項の政令で定めるところにより算出した額とする。買受申出人となつたものとみなす。この場合の買受けの申出の額は、第前項の申入れがあつたときは、国は、強制競売又は競売による最高価

(公売の特例)

第三十四条 国税滞納処分等により公売に付された農地又は採草放牧地に第三十四条 国税滞納処分等により算出した額で買い取る旨を申し掲げる場合を除いて、その行政庁に対し、国がその土地を第十二掲げる場合を除いて、その行政庁に対し、国がその土地を第十二掲げる場合を除いて、その行政庁に対し、国がその土地を第十二月がる場合を除いて、その行政庁に対し、との土地を第十二月がある。 国税滞納処分等により公売に付された農地又は採草放牧地に

2 (略)

(農業委員会への通知)

なければならない。

又は採草放牧地を取得したときは、農業委員会に対し、その旨を通知し第三十五条 農林水産大臣は、第三十三条又は前条の規定により国が農地

〔削る。

「削る。」

_

第五節 国からの売渡

(農地、採草放牧地等の売渡しの相手方)

第三十六条 条第 八十条の規定により売り払い 十三条又は第三十四条の規定により国が取得した農地及び採草放牧地を 理する農地及び採草放牧地のうち農林水産大臣が定めるもの並びに第三 換又は所属替を受けて第七十八条第一項の規定により農林水産大臣が管 は第十五条の三第一項若しくは第二項の規定により買収し、 この限りでない。 この節に規定する手続に従い、 項の規定に基づく申出により買収した農地及び採草放牧地 国は、 第九条第一項若しくは第二項 又は所管換若しくは所属替をする場合は 次に掲げる者に売り渡す。 第十五条第一 又は第十六 ただし、 項若しく 所管 第

あるもの その事業を行うと農業委員会が認めた場合にあつては、 の貸主が耕作又は養畜の事業を行うことができるようになれば直ちに ができなくなつたため、 は第二条第六項に掲げる事由によつて耕作又は養畜の事業を行うこと いる者 その土地が小作地又は小作採草放牧地 自作農として農業に精進する見込みがあるもの又は農業生産法人で である場合には、 (耕作又は養畜の事業を行つていた者又はその世帯員の死亡又 その土地につき現に耕作又は養畜の事業を行つて その土地を貸し付けている場合において、 (次号に掲げるものを除く。 その貸主) で そ

地が小作地又は小作採草放牧地である場合にあつては、現に共同利用二の土地が共同利用することが適当な農地又は採草放牧地(その土

〔削る。〕

2 項及び第十六条第一 三 又は所属替を受けたものを含む。 該売り渡すべき農地又は採草放牧地の農業上の利用のため併せて所管換 収した土地、 業上の利用のため第十四条第一項(第十五条第二項、 組合、 者又は農業生産法人で農業委員会が適当と認めたもの 前項の規定により売り渡すべき農地又は採草放牧地につい されているものに限る。)である場合には、 前二号以外の場合には、 農業協同組合連合会又は農事組合法人 立木、 一項で準用する場合を含む。 建物その他の工作物又は水の使用に関する権利 自作農として農業に精進する見込みがある 以 下 「附帯施設」 地方公共団体、 の規定により併せて買 という。 第十五条の三第十 7 があると 農業協同 その農

(当

(買受の申込)

渡す。 きは、

これをその農地又は採草放牧地の売渡しを受ける者に併せて売り

第三十七条 農林水産省令で定める買受申込書を農業委員会に提出しなければなら 前条第 項の農地又は採草放牧地を買い受けようとする者は

(農業委員会の関係書類の送付)

第三十八条 げる事項を記載した書類を都道府県知事に送付しなければならない。 者から前条の買受申込書の提出があつたときは、 売渡しの相手方の氏名又は名称及び住所 農業委員会は、 第三十六条第一 項各号のいずれかに該当する これに基づき、 次に掲

売り渡すべき農地又は採草放牧地の所在

地番、

地目及び面積

「削る。

三 地目及び面積、 てはその内容 物についてはその種類及び所在の場所、 売り渡すべき附帯施設があるときは、 立木についてはその樹種、 水の使用に関する権利につい 土地については所在、 数量及び所在の場所が 地番、 工 作

四 その他農林水産省令で定める事項

(売渡通知書)

第三十九条 れたところに従い、 都道府県知事は、 次に掲げる事項を記載した売渡通知書を作成し、 前条の規定により送付された書類に記載さ

らない。

れを売渡しの相手方に、

その謄本をその農業委員会に交付しなければな

売渡しの期日

前条第一号から第三号までに掲げる事項

三 対価

兀 対価の支払の方法

五. その他必要な事項

2 前項第三号の対価は、 の政令で定めるところにより算出した額とする。 第十二条第 項 (第十四条第二項で準用する場

3 第十一条第三項の規定は、 第一項の場合に準用する。

合を含む。

(効果)

第四十条 書に記載された売渡の期日に、 は附帯施設である土地、 前条の規定による売渡通知書の交付があつたときは、 立木若しくは工作物の所有権若しくは水の使用 その農地若しくは採草放牧地の所有権又 その通知

(対価の支払) に関する権利は、その売渡の相手方に移転する。

〔削る。〕

(市町村が行う対価の徴収の事務)

「削る。」

| の一部を、市町村が行うこととすることができる。 | 第四十二条 | 国は、政令で定めるところにより、前条の対価の徴収の事務

任を免除することができる。ときは、国は、農林水産省令・財務省令で定めるところにより、その責と 市町村が避けられない災害によつて前項の規定による徴収金を失つた

(督促、滞納処分等)

〔削る。〕

を指定してその支払を督促しなければならない。日までにその対価を支払わなかつたときは、国は、督促状により、期限第四十三条第三十六条の規定による売渡を受けた者がその指定された期

第二十五条

(略)

〔削る。〕

(農業委員会による和解の仲介)

3 又は滞納者の居住地若しくは財産所在地の属する市町村に対してその処 項の対価及び前項の延滞金は、 国税滞納処分の例により処分し、

4 分を請求することができる。 国が前項の規定により市町村に対して処分を請求したときは、 市町村

は、 市 一町村税の例によつてこれを処分する。 この場合には 国は

徴収

金額の百分の四をその市町村に交付しなければならない。

5 地方税に次ぐものとする。 第四十一条の対価及び第二項の延滞金の先取特権の順位は 国税及び

6 第 項の規定による督促は、 民法第百五十三条の規定にかかわらず、

7 時効中断の効力を有する。

この場合において、 の端数計算等)の規定は、 算する場合の端数計算等) 税の猶予の場合の延滞税の免除) 同法第百十八条第三項及び第百十九条第四項中 第十四条 国税通則法 「延滞金」と読み替えるものとする。 部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等) (公示送達)、 (昭和三十七年法律第六十六号) 同法第六十二条及び第六十三条中 第四十一条の対価の徴収について準用する。 第三十八条第 並びに第百十九条第四項 第百十八条第三項 一項 (繰上請求) 第十二条 「附帯税」とあるのは (附帯税の確定金額 「延滞税」とあり (附帯税の額を計 第六十三条 (書類の送達) 第六十二条

第六節 和解の仲介

(農業委員会による和解の仲介)

第四十三条の二 (略)

(小作主事の意見徴収)

第二十六条 介を行う場合には、 を要する事項又は第十八条第一項本文に規定する事項について和解の仲 仲介委員は、 都道府県の小作主事の意見を聴かなければならない 第三条第一項の規定により都道府県知事の許可

2 (略)

(仲介委員の任務)

第二十七条 (略)

(都道府県知事による和解の仲介)

第二十八条 出があつたときは、 都道府県知事は、 和解の仲介を行う 第二十五条第一 項ただし書の規定による申

2 • 3 (略)

(政令への委任)

関し必要な事項は、

政令で定める。

第二十九条 第二十五条から前条までに定めるもののほか、 和解の仲介に

第四章 遊休農地に関する措置

(利用状況調査及び指導)

第三十条 農業委員会は、 毎年一回、 その区域内にある農地の利用の状況

(小作主事の意見徴収)

第四十三条の三 許可を要する事項又は第二十条第一項本文に規定する事項について和解 仲介委員は、第三条第一項の規定により都道府県知事の

の仲介を行なう場合には、 都道府県の小作主事の意見を聞かなければな

らない。

2 (略)

(仲介委員の任務)

第四十三条の四 (略)

(都道府県知事による和解の仲介)

第四十三条の五 による申出があつたときは、和解の仲介を行なう 都道府県知事は、 第四十三条の二第 項ただし書の規定

2 • 3 (略)

(政令への委任)

第四十三条の六 項は、政令で定める。 この節に定めるもののほか、 和解の仲介に関し必要な事

ない。についての調査(以下「利用状況調査」という。)を行わなければなら

- 行うことができる。 2 農業委員会は、必要があると認めるときは、いつでも利用状況調査を
- 3 農業委員会は、前二項の規定による利用状況調査の結果、次の各号の当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導をするものとする、その者及びその農地の所有者。第三十二条において同じ。)に対し、、いずれかに該当する農地があるときは、その農地の所有者(その農地に当該農地の農業を員会は、前二項の規定による利用状況調査の結果、次の各号の。
- されないと見込まれる農地でれないと見込まれる農地で、かつ、引き続き耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供

(農業委員会に対する申出)

ずべきことを求めることができる。があると認めるときは、その旨を農業委員会に申し出て適切な措置を講第三十一条次に掲げる者は、前条第三項各号のいずれかに該当する農地

は一部とする農業協同組合、土地改良区その他の農林水産省令で定めその農地の存する市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又

る農業者の組織する団体

- られるものに限る。)の者の営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めて、その農地の周辺の地域において農業を営む者(その農地によつてそ
- いての利用状況調査その他適切な措置を講じなければならない。 2 農業委員会は、前項の規定による申出があつたときは、当該農地につ

(遊休農地である旨の通知等)

第三十二条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、農林第三十二条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 間当該指導に係る農地の農業上の利用の増進が図られない場合第三十条第三項の規定による指導をした場合においてもなお相当期
- 利用の増進が図られないことが明らかであると認められる場合該指導に従う意思がない旨を表明したときその他その農地の農業上の仮登記上の権利が設定されていることを理由にその農地の所有者が当第三十条第三項の規定による指導に係る農地につき所有権に関する
- きない場合
 三 その農地について第三十条第三項の規定による指導をすることがで

(遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出)

2 第三十三条 以内に、 合には、 農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場 法第十三 利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の記載があるときは、 当該遊休農地の農業経営基盤強化促進法第四条第四項第 の農業上の利用に関する計画を農業委員会に届け出なければならない。 る事由に該当する場合を除き、 同条及び同法第十三条の二の規定を適用する。 前項の規定による届出があつた場合において、 その者。 条第 農林水産省令で定めるところにより 前条の規定による通知を受けた遊休農地の所有者 項の農用地の所有者からの申出があつたものとみなして 以下「所有者等」という。 当該通知があつた日から起算して六週間 は 当該通知に係る遊休農地 当該届出に係る計画に 農林水産省令で定め 号に規定する (当該遊休 同

(勧告)

- 業上の利用の増進を図る上で適切でないと認める場合前条第一項の規定による届出に係る計画の内容が当該遊休農地の農
- 前条第一項の規定による届出がない場合
- 業上の利用が行われていないと認める場合 前条第一項の規定による届出に係る計画に従つて当該遊休農地の農
- ると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に基づいて講2 農業委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があ

じた措置について報告を求めることができる。

(所有権の移転等の協議)

第三十五条 当該勧告を受けた遊休農地の所有者等に通知するものとする。 を行う者を指定して、 保有合理化法人等」という。)のうちから所有権の移転等に関する協議 を希望する農地保有合理化法人、 転又は賃借権の設定若しくは移転 者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る遊休農地の所有権の移 人をいう。 て前条第 (農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業法 農業委員会は、 項の規定による勧告をした場合において、 で農林水産省令で定める要件に該当するもの その者が所有権の移転等に関する協議を行う旨 第三十条第三項第一号に該当する農地につい 農地利用集積円滑化団体又は特定農業 (以 下 「所有権の移転等」 当該勧告を受けた 以下 という。 農地

- 2 前項の規定により協議を行う者として指定された農地保有合理化法人 等は、同項の規定による通知があつた日から起算して六週間を経過する 移転等に関する協議を行うことができる。この場合において、当該通知 を受けた者は、正当な理由がなければ、当該遊休農地の所有権の があつた日から起算して六週間を経過する に関する協議を行うことができる。この場合において、当該通知
- 上の利用の増進に努めるものとする。業上の効率的かつ総合的な利用の確保に資するよう当該遊休農地の農業保有合理化法人等は、当該遊休農地を含む周辺の地域における農地の農師項の規定による協議に係る遊休農地の所有権の移転等を受けた農地

(調停)

第三十六条 前条第二項の規定による協議が調わず、又は協議を行うこと第三十六条 前条第二項の規定による協議が調わず、又は協議を行うことのきる。

当事者に示してその受諾を勧告するものとする。 4 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを

(裁定の申請)

第三十七条 いての耕作を目的とする賃借権をいう。 知事に対し ら起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、 定による指定を受けた農地保有合理化法人等は、 に当該勧告に係る調停案の受諾をしないときは、 いて、当該勧告を受けた者が当該勧告があつた日から起算して二月以内 都道府県知事が前条第四項の規定による勧告をした場合にお 当該勧告に係る遊休農地について、 以下同じ。 第三十五条第一項の規 当該勧告があつた日か 特定利用権 の設定に関し裁定 (農地につ 都道府県

を申請することができる。

(意見書の提出)

提出する機会を与えなければならない。

が水産省令で定める事項を公告するとともに、当該申請に係る遊休農地財ニ十八条。都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、農

(裁定)

第三十九条 の裁定をするものとする。 と認めるときは、 とが当該遊休農地の農業上の利用の増進を図るため必要かつ適当である 請をした者が当該遊休農地をその者の利用計画に従つて利用に供するこ 目的に供されないことが確実であると見込まれる場合において、 容その他当該遊休農地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き耕作の 地が現に耕作の目的に供されておらず、 都道府県知事は、 その必要の限度において、 第三十七条の規定による申請に係る遊休農 かつ、 特定利用権を設定すべき旨 前条第 一項の意見書の内 当該申

2

前項の裁定においては、

次に掲げる事項を定めなければならない。

- 特定利用権を設定すべき遊休農地の所在 地 番 地目及び面積
- 三二 特定利用権の内容
- 特定利用権の始期及び存続期間

兀 借賃

五. 借賃の支払の方法

3 申請 しなければならない。 ければならず、 遊休農地の性質によつて定まる用方に従い利用することとなるものでな 第 の範囲を超えてはならず 一項の裁定は、 同項第三号に規定する存続期間については五年を限度と 前項第一号から第三号までに掲げる事項については 同項第二号に掲げる事項についてはその

4 都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。 都道府県知事は、 第 項の裁定をしようとするときは あらかじめ

(裁定の効果等)

第四十条 告しなければならない。 及び当該申請に係る遊休農地の所有者等に通知するとともに、これを公 令で定めるところにより、 つて当該裁定の内容が変更されたときも、 都道府県知事は、 当該裁定についての審査請求に対する裁決によ 遅滞なく、 前条第一項の裁定をしたときは、 その旨を当該裁定の申請をした者 同様とする。 農林水産省

2 れたものとみなす。 る遊休農地の所有者等との間に特定利用権の設定に関する契約が締結さ 該裁定の定めるところにより 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、 当該裁定の申請をした者と当該申請に係 当

民法第二百七十二条ただし書 (永小作権の譲渡又は賃貸の禁止)及び

は、適用しない。第六百十二条(賃借権の譲渡及び転貸の制限)の規定は、前項の場合に

(特定利用権に係る賃貸借の解除)

(特定利用権の譲渡等の禁止)

用権に係る遊休農地を貸し付ける場合は、この限りでない。

理化法人又は農地利用集積円滑化団体が、農地売買等事業により特定利を貸し付けることができない。ただし、特定利用権を有する農地保有合を貸し付けることができない。ただし、特定利用権を有する農地保有合い。

(所有者等を確知することができない場合における遊休農地の利用)

する権利の設定を希望する農地保有合理化法人等は、当該公告があつた十条第三項第一号に該当する農地であつて、当該遊休農地の所有者等に第四十三条 第三十二条ただし書の規定による公告に係る遊休農地(第三

することができる。
府県知事に対し、当該遊休農地を利用する権利の設定に関し裁定を申請日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道

- 2 0 での規定中 あるのは 同項第五号中 第三十九条の規定は、 同条第 同項第四号中 「当該遊休農地」と、 項中 特定利用権」 「借賃」とあるのは 「借賃」とあるのは 「前条第一項の意見書の内容その他当該遊休農地」と 前項の裁定について準用する。 とあるのは 同項及び同条第二項第一号から第三号ま 「補償金」と読み替えるものとする 「借賃に相当する補償金の額」と 「当該遊休農地を利用する権利」 この場合におい
- 3 都道府県知事は、第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるる。
- 金を当該遊休農地の所有者等のために供託しなければならない。

 休農地を利用する権利の始期までに、当該裁定において定められた補償

 第一項の裁定の申請をした者は、当該裁定において定められた当該遊
- するものとする。 前項の規定による補償金の供託は、当該遊休農地の所在地の供託所に
- 7 第十六条及び前条第一項の規定は、第一項に規定する遊休農地を利用

のとする。
「その設定を受けた者が当該遊休農地の占有を始めた」と読み替えるもの登記がなくても、農地又は採草放牧地の引渡があつた」とあるのは、する権利について準用する。この場合において、第十六条第一項中「そ

(措置命令)

第四十四条 る。 の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置 要な限度において、 件に著しい支障が生じ、 他政令で定める事由により、当該遊休農地の周辺の地域における営農条 休農地における病害虫の発生、 「支障の除去等の措置」という。 市町村長は、 当該遊休農地の所有者等に対し、 又は生ずるおそれがあると認める場合には、 第三十二条の規定による通知又は公告に係る遊 土石その他これに類するものの堆積その)を講ずべきことを命ずることができ (以下この条において 期限を定めて、 そ 必

載した命令書を交付しなければならない。 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記

- びその ときは、 らかじめ 支障の除去等の措置を講じ、 を講ずることができる。この場合において、 該当すると認めるときは、 市 町村長は、 期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、 相当の期限を定めて、 公告しなければならない。 第一 項に規定する場合において、 自らその支障の除去等の措置の全部又は 当該措置に要した費用を徴収する旨を、 当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及 第二号に該当すると認める 次の各号のいずれかに 自ら当該 部 あ
- 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられ

- 〔削る。〕	[削る。]		第五章 雑則	四和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。 おいとき。 「前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法(世ることができる。」 世ることができる。 であるところにより、当該遊休農地の所有者等に負担させることができる。	原の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまが おいとき。 三 緊急に支障の除去等の措置を講びべきことを命じよう とする場合において、過失がなくて当該支障の除去等の措置を命ずべきが、当該命令に係る期限までに当該命令に係る 更の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じよう き遊休農地の所有者等を確知することができないとき。 「関の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じよう」 をする場合において、過失がなくて当該支障の除去等の措置を命ずべきが、当該命令に係る期限までに当該命令に係る
第四十四条(国は、自作農を創設し、又は自作農の経営を安定させるため(買収の対象)	第一節 買収	第三章 未墾地等			

〔削る。	〔削る。
igsquare	$\overline{}$

掲げるものを買収することができる。 必要があるときは、第四十六条から第五十四条までの規定に従い、左に

- 事業を行うべき自作農が採草放牧地、薪炭林、防風林、道路、水路、一 開発して農地とすることが適当な土地及びその土地について耕作の
- 三 第一号に該当する土地附近の農地でこれらの土地とあわせて開発す二 国が所有する前号に該当する土地に関する担保権以外の権利
- る必要があるもの
- 作物でこれらの土地の開発後の利用上必要なもの四第一号又は前号に該当する土地の上にある立木又は建物その他の工
- | に関する権利| | 五| 第一号又は第三号に該当する土地の開発後の利用上必要な水の使用
- でなければならない。 国土資源の利用に関する総合的な見地から適当であると認められるもの 政令で定める基準に適合し、且つ、これを農業のために利用することが が 前項第一号の規定により買収する土地は、傾斜、土性その他の条件が

(国に対する買収の申出)

う。)を国が買収すべき旨を申し出ることができる。第一項各号に掲げる土地、立木、工作物又は権利(以下「土地等」とい第四十五条 農業委員会又は農業協同組合は、都道府県知事に対し、前条

(買収すべき土地等の調査)

第四十六条都道府県知事は、第四十四条第一項第一号に該当する土地で

「削る。

る土地等を調査しなければならない。 まで(国が所有する土地については同項第二号から第五号まで)に掲げ があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、その土地 る土地等の創設又はその経営の安定の目的に供することを相当とするもの

(都道府県農業会議への諮問)

調査に係る土地等を国が買収することの適否について、都道府県農業会第四十七条「都道府県知事は、前条の規定による調査をしたときは、その

(買収すべき土地等の選定及び意見書の提出等)

議の意見を聴かなければならない。

一 土地についてはその区域、土地以外のものについてはその種類及びることが適当である旨の答申があつたときは、次に掲げる事項を定め、第四十八条 都道府県知事は、前条の規定による諮問に対し、国が買収す

買収することが適当である理由

所在

三 土地の利用予定の概要

3

農業委員会は、

前項の規定による公示をしたときは、

遅滞なく、

その

て意見がある者は、第二項の規定による公示の日の翌日から起算して三、 通知ができないときは、その旨を公示して通知に代えることができる、 通知ができないときは、その旨を公示して通知に代えることができる

5 第 限りでない。 見を聴かなければならない。 ることの適否について、 の意見書の内容を都道府県農業会議に通知し、 都道府県知事は、 項の規定による異議申立てをした者の当該意見書については、 前項の規定による意見書の提出があつたときは、 同項の期間満了後、 ただし、 意見書を提出した後に第八十五条 更に都道府県農業会議の意 その土地等を国が買収す この そ

八十五条第

十日以内に都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、

項の規定による異議申立てをした者は、

この限りでない。

第

はこれを変更しなければならない。 つたときは、その答申に従い、第一項の規定による公示を取り消し、又は一部について、これを国が買収することが不適当である旨の答申があば一部に知り、これを国が買収することが不適当である旨の答申がある。 お道府県知事は、前項の規定による諮問に対し、その土地等の全部又

(土地の形質の変更等の制限)

(買収令書の交付及び縦覧)

第五十条 第一 これをその土地等の所有者に、 府県農業会議から国が買収することが適当である旨の答申があつたとき の期間内に同項の規定による意見書の提出があつた場合又は第八十五条 は 第四十八条第五項又は第八十五条第五項の規定による諮問に対し都道 一項の期間内に同条第一 その土地等につき次に掲げる事項を記載した買収令書を作成し、 都道府県知事は、 第四十八条第四項の期間が満了したとき(そ 項の規定による異議申立てがあつた場合には その謄本を農業委員会に交付しなければ

ならない。

土地等の所有者の氏名又は名称及び住所

0 樹種、 土地についてはその所在、 権利についてはその種類及び内容 数量及び所在の場所、 地番、 工作物についてはその種類及び所在の 地目及び面積、 立木についてはそ

三 買収の期日

四 対価

五. は、 対価の支払の方法 その旨) (次条第二項の規定により対価を供託する場合に

六 その他必要な事項

2 ればならない。 供託の要否を一 の権利を有する者に対し、農林水産省令で定めるところにより、 買収すべき土地等の上に先取特権、 都道府県知事は、 この場合には、 一十日以内に都道府県知事に申し出るべき旨を通知しなけ 前項の規定により買収令書を作成する場合において 買収令書及びその謄本の交付は、 質権又は抵当権があるときは、 その期 対価の そ

〔削る。〕

間経過後にしなければならない。

- きないときは、その内容を公示して交付に代えることができる。 3 都道府県知事は、第一項の規定による買収令書の交付をすることがで
- その事務所でこれを縦覧に供しなければならない。 の旨を公示するとともに、その公示の日の翌日から起算して二十日間、 農業委員会は、買収令書の謄本の交付を受けたときは、遅滞なく、そ

(対価)

した額とする。 第五十一条 前条第一項第四号の対価は、政令で定めるところにより算出

- でもよい旨の申出があつたときを除いて、国は、その対価を供託しなけその権利を有する者から前条第二項の期間内に、その対価を供託しない2 買収すべき土地等の上に先取特権、質権又は抵当権がある場合には、
- | ことができる。 | 国は、前項に規定する場合の外、左に掲げる場合にも対価を供託する

ればならない。

ない場合 対価の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができ

対価の支払を受けるべき者を確知することができない場合

差押又は仮差押により対価の支払の禁止を受けた場合

(効果)

三

記載された対価の支払又は供託をしたときは、その期日に、その買収の第五十二条 国が買収令書に記載された買収の期日までにその買収令書に

同項第四号の立木若しくは工作物の所有権又は同項第五号の権利は、 目的となつた第四十四条第一項第一号若しくは第三号の土地の所有権、

玉

- 2 が取得し、 同項第二号の権利は、 消滅する。
- 0 土地、 又は同項第四号の立木若しくは工作物の所有権を取得したときは、 前項の規定により国が第四十四条第一項第一号若しくは第三号の土地 立木又は工作物に関する所有権以外の権利は、 その時に消滅する その
- 3 前条第二項若しくは第三項の規定により供託された対価に対してその権 前項の規定により消滅する先取特権、 質権又は抵当権を有する者は、

利を行うことができる。

- 4 た対価の支払又は供託をしないときは、 国が買収令書に記載された買収の期日までにその買収令書に記載され その買収令書は、 効力を失う。
- 5 第十三条第四項の規定は、 第一項及び前項の場合に準用する。

(補償金の交付)

〔削る。〕

第五十三条 権及び抵当権を除く。 国は、 前条第二項の規定により消滅した権利)でその土地等に係る第四十八条第一 (先取特権、 項の公示の 質

めるところにより算出した額の補償金を交付する。

時に存したものをその権利の消滅の時に有していた者に対し、

政令で定

2 前項の規定による補償金の交付の手続は、 農林水産省令で定める。

(電線路施設用地の特例)

第五十四条 取得の時に電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第 第五十二 一条第 項の規定により国が取得した土地につきその

わらず、これらの権利は、消滅しない。とする地役権又は電線の支持物を除く。以下この条で同様とする。)を目的とする地役権又は電線の支持物の設置を目的とする地上権、賃借権若しとする地役権又は電線の支持物を除く。以下この条で同様とする。)を目的

2

地とし、 あるときは、 されたものとみなす。 物の用地でその電気事業者が所有するものを要役地とする地役権が設定 の電気事業者のためにその電線路の施設を目的として、 線路の施設の用に供していたものである場合には、 電気事業者が所有権、 第五十二条第一項の規定により国が取得した土地が、 その電線路に近接する発電所、 地役権の存続期間は、 この場合において、 地上権、 賃借権又は使用貸借による権利に基き電 従前の権利の残存期間とする。 変電所、 従前の権利に在続期間の定が 開閉所又は電線の支持 その取得の その土地を承役 その取得の時に 時に、 そ

- の妨げとなる行為をしないことを内容とする。 前項の地役権は、承役地の所有者が工作物の設備その他電線路の施設
- 5 第二項の規定により地役権が設定された場合において、その設定の時地が電線路の施設の用に供されている限り、その承役地の所有権を取得地が電線路の施設の用に供されている限り、その承役地の所有権を取得

(不用物件の収去)

属しているときは、

その地役権は

その抵当権の目的となるものとする

鉄道財団又は軌道財団に

にその要役地が抵当権の目的である工場財団

にある物件の所有者又は占有者にその物件を収去すべき旨を命ずること 第五十五条 国は、第四十四条の規定により買収した土地又は工作物の上

ができる。

令書をその物件の所有者又は占有者に交付してしなければならない。2 前項の規定による命令は、都道府県知事が農林水産省令で定める収去

る。 その買収を請求することができる。 とが著しく困難となるときは、政令で定めるところにより、国に対し、 とが著しく困難となるときは、政令で定めるところにより、国に対し、 とが著しく困難となるときは、政令で定めるところによる収去令書の交 とが著しく困難となるときは、政令で定めるところにより、国に対し、 とが著しく困難となるときは、政令で定めるところにより、国に対し、 とが著しく困難となるときは、政令で定めるところにより、国に対し、

4 三項の規定による請求があつたときは、 適当である旨の答申があつたとき)は、 五項の規定による諮問に対し都道府県農業会議から国が買収することが よる異議申立てがあつた場合には、 提出があつた場合又は第八十五条第二項の期間内に同条第一項の規定に 第四項の期間が満了したとき(その期間内に同項の規定による意見書の た場合に準用する。 第五十条から第五十三条までの規定は、 この場合において、 第四十八条第五項又は第八十五条第 」と読み替えるものとする。 」とあるのは、 第五十条第一項中 前項の規定による請求があつ 「第五十五条第 「第四十八条

(漁業権の消滅等)

- 3 第五十条及び第五十一条の規定は、前項の規定による諮問に対し権利は、その適否について都道府県農業会議の意見を聴かなければならないは、その適否について都道府県農業会議の意見を聴かなければならない2 前項の規定により権利を消滅させ、又は買収するには、都道府県知事
- 定中 とする。 四号及び第五十一条第一項にあつては 利消滅通知書」 用する。 を消滅させ、 第五十条及び第五十一条の規定は、 「買収」とあるのは「権利消滅」と、 この場合において、 又は買収することが適当である旨の答申があつた場合に準 と 「対価」 とあるのは 漁業権又は入漁権については、 前項の規定による諮問に対し権利 「補償金額」)と読み替えるもの 「補償金」 「買収令書」とあるのは「権 (第五十条第一項第 これらの規
- | 又は入漁権は、消滅する。 | 、その期日に、その漁業権(その上にある先取特権及び抵当権を含む。 | 、その権利消滅通知書に記載された補償金の支払又は供託をしたときは
- に対してその権利を行うことができる。で準用する第五十一条第二項又は第三項の規定により供託された補償金が 前項の規定により消滅する先取特権又は抵当権を有する者は、第三項
- 期日に、その権利は、国が取得する。でにその買収令書に記載された対価の支払又は供託をしたときは、その国が買収令書に記載された公有水面の埋立をする権利の買収の期日ま

7 書は、 は対価の支払又は供託をしないときは、 収の期日までにその権利消滅通知書又は買収令書に記載された補償金又 国が権利消滅通知書又は買収令書に記載された権利消滅の期日又は買 効力を失う。 その権利消滅通知書又は買収令

8 第十三条第四項の規定は、 第四項及び前二項の場合に準用する。

(使用)

第五十七条 にあるときは、 で他の土地又は施設をもつて代えることが著しく困難なものがその附近 道等の用地として使用することが必要な土地又は井戸、 造成のための建設工事をする場合において、 国は、 これを使用することができる。 自作農の創設又はその経営の安定を目的とする農地 事務所、 作業所、 えん堤等の施設 飯場、 軌 \mathcal{O}

- 3 2 の適否について都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。 第五十条第 前項の規定により土地又は施設を使用するには、 項、 第三項及び第四項並びに第五十一条第三項の規定は 都道府県知事は、
- あるのは「使用権の内容、 買収令書」とあるのは る旨の答申があつた場合に準用する。この場合において、 前項の規定による諮問に対し土地又は施設を使用することが適当であ 「使用令書」 使用開始の期日及び使用期間」と読み替える と 同条第 項中 「買収の期日」と 第五十条中「
- 4 使用の対価は、 近傍類似の土地又は施設の地代、 借賃等を考慮した相

ものとする。

5 当な額とする。 付したときは、 都道府県知事が第三項で準用する第五十条の規定により使用令書を交 その使用開始の期日に、 その土地又は施設の使用権を国

そ

「削る。

6 権の行使の妨げとなる範囲で使用の期間その行使を停止される。 が取得し、 国は、 その土地又は施設に関する所有権その他の権利は、 その使用

で定めるところにより、 項の規定による権利の行使の停止によつて損失を受ける場合には、 前項の土地又は施設に関する所有権以外の権利を有する者が同 その者に対し 通常生ずべき損失を補償する。 政令

(被使用者の買収請求)

第五十八条 る。 供することが著しく困難となるときは、 政令で定めるところにより、国に対し、その買収を請求することができ るとき又はその使用によつてその土地若しくは施設を従来用いた目的に 前条の規定による土地若しくは施設の使用が三年以上にわた その土地又は施設の所有者は、

2 用する。 第五十条から第五十五条までの規定は、 前項の請求があつた場合に準

(代地の買収)

〔削る。〕

第五十九条 地を買収する場合において、 に その土地の所有者に対し、その土地に代るべき土地として売り渡すため 必要な近傍の土地(その土地の上にある立木を含む。 国は、 第四十四条第一項の規定により同項第一号に掲げる土 特に必要があるときは、 その買収の当時の)を買収する

2 調査しなければならない。 あると認めるときは、 都道府県知事は、 前項の規定により買収することを相当とする土地が 農林水産省令で定めるところにより、 その土地を

ことができる。

「削る。」

(承継人に対する効力)

第六十条 第五十条 (第五十五条第四項(第五十八条第二項又は前条第五項で準用する場合を含む。)、第五十六条第三項、第五十七条第二項又は前条第五項で準用する場合を含む。)の規定による収去令書、権利消滅通知書又は使用令書の交付及び第五十五条第三項、第五十八条第二項又は前条第五項で準用する場合を含む。)の規定による収去令書の交付は、その交付を受けた者の承継人に対してもその効よる収去令書の交付は、その交付を受けた者の承継人に対してもその効よる収去令書の交付は、その交付を受けた者の承継人に対してもその効よる収去令書の交付は、その交付を受けた者の承継人に対してもその効よる収去令書の交付は、その交付を受けた者の承継人に対してもその効よる収去できます。

二節 売渡等

(売り渡すべき土地等)

「削る。」

(土地配分計画)

第六十二条 うものとする。 前条の規定による土地等の売渡は、土地配分計画に基いて行

2 は都道府県知事が地区ごとに作成する。 前項の土地配分計画は、 政令で定めるところにより、 農林水産大臣又

3 知事 定売渡口数及び予定売渡面積を公示しなければならない。 前項の規定により土地配分計画を作成した地区については、 (政令で定める地区については、 農林水産大臣)は、 その所在、 都道府県 予

(買受予約申込書の提出)

〔削る。〕

第六十三条 掲げる土地等を買い受けようとする者は、 前条第三項の規定による公示があつた地区内の第六十一条に 農林水産省令で定める買受予

第六十一条 手続に従い、 国は、 売り渡すことができる。 左に掲げるものを次条から第六十七条までに規定する

- 第四十四条第一項の規定により買収した土地等
- 第五十八条第 項の規定に基く請求により買収した土地又は施設
- 三 第七十二条の規定により買収した土地等
- 兀 所管換又は所属替を受けて第七十八条第一項の規定により農林水産

大臣が管理する土地等

行う同項第二号の事業によつて生じたものを除く。 造成した埋立地 公有水面埋立法 (土地改良法第八十七条の二第 (大正十年法律第五十七号) により農林水産大臣が 一項の規定により国が 以下同様とする。

Ŧī.

0 土地等の属する地域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない 約申込書をその者の住所の所在地を管轄する市町村長を経由して、

その

2 して三十日以内に前項の市町村長に到達するように提出しなければなら 前項の買受予約申込書は、 前条第三項の規定による公示の日から起算

(売渡予約書の交付)

〔削る。〕

第六十四条 協同組合、 ことができる。 とを相当と認めたときは、 団体から前条の規定により買受予約申込書の提出があつた場合において を営む者の生活上必要で欠くことができない業務に従事する者又は農業 林水産省令で定める売渡予約書を交付する。 府県農業会議の意見を聴いて適当と認められる者を選定し、 した者で自作農として農業に精進する見込みのあるもののうちから都道 都道府県知事が都道府県農業会議の意見を聴いてその者に売り渡すこ 農事組合法人、土地改良区若しくは市町村その他の地方公共 都道府県知事は、 これらの者に対しても売渡予約書を交付する 前条の規定により買受予約申込書の提出を ただし、 その地区内で農業 その者に農

(買受の申込)

第六十五条 れた農業委員会に買受申込書を提出しなければならない。 省令で定めるところにより、その土地等の属する市町村の区域に設置さ 前条の規定による売渡予約書の交付を受けた者は、 農林水産

〔削る。〕

(農業委員会の関係書類の送付)

第六十六条 ときは、 その者に売り渡すべき土地等を定め、次に掲げる事項を記載し 農業委員会は、 前条の規定による買受申込書の提出があつた

た書類を都道府県知事に送付しなければならない。

売り渡すべき土地についてはその面積及び所在の場所、 売渡しの相手方の氏名又は名称及び住所 立木につい

三 所在の場所、 その他農林水産省令で定める事項 水の使用に関する権利についてはその内容

てはその樹種、

数量及び所在の場所、

工作物についてはその種類及び

(売渡通知書)

第六十七条 らない。 れを売渡しの相手方に、その謄本をその農業委員会に交付しなければな れたところに従い 都道府県知事は、 次に掲げる事項を記載した売渡通知書を作成し 前条の規定により送付された書類に記載さ

- 前条第一号及び第二号に掲げる事項
- 三 売渡しの期日

その土地等の用途

兀 対価

五. 対価の支払の方法

- 六 その地区における農地とすべき土地の開墾を完了すべき時期
- 七 その他必要な事項
- 3 2 第四十条から第四十三条までの規定は、 前項第四号の対価は、 政令で定めるところにより算出した額とする。 第一項の規定による売渡につ

いて準用する。

(一時使用)

令で定めるところにより、都道府県知事に第六十一条に掲げる土地等の 第六十八条 第六十四条の規定による売渡予約書の交付を受けた者が、政

使用の申込をした場合において、都道府県知事がこれを相当と認めたと

府県知事が定める条件でその者に使用させることができる。きは、国は、同条の規定による売渡をするまでの間、その土地等を都道

2 前項の規定による土地等の使用は、建物を除き、無償とする。但し、飛り矢事が気がる条件でその者に使用させることができる。

きると認められる場合は、この限りでない。その使用に係る土地がその近傍の農地と同程度の生産をあげることがでいます。

(代地の売渡)

〔削る。〕

左に掲げる事項を記載した売渡通知書を交付して行う。
立木を含む。)の同条に掲げる者への売渡は、都道府県知事がその者に第六十九条(第五十九条の規定により買収した土地(その土地の上にある)

一売渡の相手方の氏名又は名称及び住所

ある場合には、その樹種及び数量 一売り渡すべき土地の面積及び所在の場所並びに売り渡すべき立木が

三売渡の期日

四対価

五 対価の支払の方法

[削る。	[削る。	削る。
\Box	\smile	$\overline{}$

六 その他必要な事項

2 前項第四号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

の方法によるものとする。 第一項の規定により売り渡した土地及び立木の対価の支払は、一時払

て準用する。

て準用する。

て準用する。

で準用する。

特に必要があるときは、その買収の当時のその土地の所有者に対し、所第七十条 国は、第四十四条の規定により土地を買収する場合において、

管理する土地(その土地の上にある立木を含む。)を買収した土地に代管換又は所属替を受けて第七十八条第一項の規定により農林水産大臣が

2 前条の規定は、前項の規定による売渡について準用する。

るべき土地として売り渡すことができる。

(売渡後の検査)

査しなければならない。 につき第六十七条第一項第六号の時期到来後、遅滞なく、その状況を検第七十一条 都道府県知事は、第六十一条の規定により売り渡した土地等

(売り渡した土地等の買戻)

過したときは、この限りでない。
ることができる。但し、第六十七条第一項第六号の時期到来後三年を経るの一般承継人が左の各号の一に該当した場合は、その土地等を買収す第七十二条 国は、第六十一条の規定により土地等の売渡を受けた者又は

完了していないことが明らかとなつた場合 一 前条の規定による検査の結果、開墾して農地とすべき土地の開墾を

た用途に供していないことが明らかとなつた場合 一 前条の規定による検査の結果、その土地等を売渡通知書に記載され

府県知事に申し出た場合 された用途にみずから供することをやめた場合、又はやめる旨を都道 三 前条の規定による検査の期日前に、その土地等を売渡通知書に記載

2 前項の規定による買収は、都道府県知事がその者に対し、左に掲げる

土地等の所有者の氏名又は名称及び住所

事項を記載した買収令書を交付して行う。

の樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の二、土地についてはその所在、地番、地目及び面積、立木についてはそって、「11年の17年では、11年では11年では、11年では11年では11年で

三買収の期日

場所、

権利についてはその種類及び内容

四対価

り対価を供託する場合には、その旨) 対価の支払の方法 (第四項で準用する第五十一条第二項の規定によ

六 その他必要な事項

3 前項第四号の対価は、その土地等を第六十一条の規定により売り渡し

準用する。本 第五十条第二項及び第三項、第五十一条第二項及び第三項並びに第五たときの対価に相当する額とする。

(売り渡した土地等の処分の制限)

第七十三条 の権利を取得するときは、 当するものを除く。 るところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該 いて第三条第一項本文に掲げる権利を取得する場合 ルを超える農地を農地以外のものにすることを目的としてその農地につ これらの権利を取得する者が、 場合には、 賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し の土地等の所有権、 記載された第六十七条第一項第六号の時期到来後三年を経過する前にそ される場合 土地収用法その他の法律によつてその土地等が収用され、又は使用 政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可 第六十一条の規定により売り渡された土地等の売渡通知書に 次の各号のいずれかに該当する場合は、)において、当該事業の用に供するためその土地等 地上権、 農林水産大臣の許可)を受けなければならな 永小作権、 同一の事業の用に供するため四へ 質権、 使用貸借による権利又は (地域整備法の定め この限りでない。 又は移転する クター

- 二 遺産の分割によつてこれらの権利が取得される場合
- 三 その他農林水産省令で定める場合
- 2 前項の許可は、条件をつけてすることができる。
- 第一項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。

(農地及び採草放牧地に関する規定の適用除外)

「削る。」

後三年を経過するまでは、第二章第一節(第四条の規定を除く。)及び採草放牧地であるものについては、第六十七条第一項第六号の時期到来第七十四条 第六十一条の規定により売り渡された土地であつて農地又は

第二節の規定は、適用しない。

(道路等の譲与)

途を廃止したときはこれを無償で国に返還することを条件として、市町り渡すほか、同条に掲げる土地等のうち道路、水路、揚水機場若しくはり渡すほか、同条に掲げる土地等のうち道路、水路、揚水機場若しくは第七十四条の二 国は、第六十一条に掲げる土地等を同条の規定により売

る。

村、

土地改良区その他農林水産大臣の指定する者に譲与することができ

高おいて、譲与することを適当と認めたときは、次に掲げる事項を記載しおいて、譲与することを適当と認めたときは、次に掲げる事項を記載しる。

譲与の相手方の名称及び住所

てはその面積及び所在の場所 選与すべき道路等についてはその種類及び所在の場所、土地につい

三その土地等の用途

四譲与の期日

五 譲与の条件その他必要な事項

4 前項の規定による譲与通知書の交付があつたときは、その通知書に記

〔削る。

〔削る。

〔削る。

(開発に関する制限規定の適用除外)

転する。

載された譲与の期日に、

その土地等の所有権は、

その譲与の相手方に移

又はその経営の安定の目的に供するため農林水産大臣が所管換又は所属第七十五条(第四十四条第一項の規定により買収した土地、自作農の創設

地の開墾その他開発のためにする行為(これらの土地の売渡後の行為を替を受けた土地及び公有水面埋立法により農林水産大臣が造成した埋立

適用しない。

含む。

) については、

他の法令中政令で定める制限又は禁止の規定は、

第三節 草地利用権

(草地利用権の設定に関する承認)

第七十五条の二 その他の者 県知事の 得する必要があるときは、農林水産省令で定めるところにより、 目的とする土地についての賃借権 の土地を原状に復することを困難にしない程度であるものに限る。 牧を含み、 牧草の栽培 の事業を行なうものの共同利用に供するため、 体的に行なう必要があるその土地に隣接する土地についての家畜の放 承認を受けて、 その栽培の目的に供されることに伴う土地の形質の変更がそ (その土地の定着物の所有者及びその定着物に関し権利を有 (その栽培に係る土地について行なう家畜の放牧及びこれと 市町村又は農業協同組合は 土地の所有者及びその土地に関し権利を有する (以 下 「草地利用権」 その住民又は組合員で養畜 家畜の飼料とするための という。 都道府 を取 を

を求めることができる。 その権利の行使の制限若しくは消滅又はその定着物の収去に関する協議 利用権の設定及びその行使の妨げとなる権利又は定着物がある場合には するその他の者を含む。 以下 「土地所有者等」という。 に対し、 草地

2 定めるところにより、その申請に係る土地の傾斜、 都道府県知事は、 前項の 承認の申請があつたときは、 土性等の自然的条件 農林水産省令で

利用の状況その他の必要な事項を調査しなければならない。

が次の各号に掲げる要件のすべてをみたしている場合に限り、 都道府県知事は、 前項の規定による調査の結果 その調査に係る土地 第一項の

3

承認をすることができる。

とができると認められるものであること。 四条第一項第一号に掲げる土地として同条の規定による買収をするこ その土地が、 自作農の創設の目的に供されるとするならば、 第四十

こと。 等からみて養畜の事業を行なう者の経営の改善を図るため必要かつ適 当であって、 に従つて共同利用に供することが、 その土地について草地利用権の設定を受けようとする者の利用計画 他の土地をもつて代えることが困難であると認められる その地域における農業経営の状況

4 都道府県知事は、 第一 項の承認をしようとするときは、 あらかじめ、

で定めるその他の者の意見を聴かなければならない。 その申請に係る協議の相手方及び都道府県農業会議並びに農林水産省令

5 ければならない。 の承認の申請に係る協議の相手方に通知するとともに、 都道府県知事は、 第一項の承認をしたときは、 遅滞なく、 これを公示しな その旨をそ

〔削る。

〔削る。〕

(裁定の申請)

相手方である土地所有者等を示して、その草地利用権の設定又はその行算して二箇月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その協議のできないときは、同項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起第七十五条の三 前条第一項の協議がととのわず、又は協議をすることが

(意見書の提出)

関し都道府県知事に裁定を申請することができる。

使の妨げとなる権利の行使の制限若しくは消滅若しくは定着物の収去に

出する機会を与えなければならない。

「所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提展が、農林水産省令で定める事項を公示するとともに、その申請に係る土地第七十五条の四一都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは

- ければならない。権利の種類及び内容その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなり、前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する

(裁定)

〔削る。〕

る土地所有者等のその土地(その土地の定着物を含む。)の利用計画及る土地(その土地の定着物を含む。)の利用の状況並びにその申請に係第七十五条の五。都道府県知事は、第七十五条の三の規定による申請に係

利の行使を制限し、若しくはその権利を消滅させ、若しくは定着物を収限度において、草地利用権を設定すべき旨又はその行使の妨げとなる権する総合的な見地から必要かつ適当であると認めるときは、その必要のびその達成の見通し等を考慮してもなおその申請をした者がその土地を

去すべき旨の裁定をするものとする。

| 草地利用権を設定すべき土地の所在、地番、地目及び面積

二 草地利用権の内容

三 草地利用権の始期及び存続期間

四借賃

五 借賃の支払の方法

| 行使を制限すべき権利の種類及び内容並びにその制限の内容、始期

二 消滅させるべき権利の種類及び内容並びにその消滅の期日

及び期間

| 収去すべき定着物の種類、数量及び所在の場所並びにその収去を完

失の補償金の額及び支払の方法四 権利の行使の制限若しくは消滅又は定着物の収去によつて生ずる損了すべき期限

三号までの事項については、申請の範囲をこえてはならない。 4 第一項の裁定は、第二項第一号から第三号まで及び前項第一

号から第

た者及びその申請に係る土地所有者等に通知するとともに、これを公示水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定を申請し第七十五条の六 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林

等との間に協議がととのつたものとみなす。 めるところにより、その裁定を申請した者とその申請に係る土地所有者 前条第一項の裁定について前項の公示があつたときは、その裁定の定

て裁定の内容が変更されたときもまた同様とする。

しなければならない。

その裁定についての審査請求に対する裁決によつ

(存続期間の更新等)

「削る。」

第七十五条の七 新が、 県知事の をする必要があるときは、農林水産省令で定めるところにより、 係る土地についてその存続期間の満了後引き続き草地利用権による利用 る前条第二項の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含 された草地利用権 定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む。 議がととのつたこと その草地利用権の存続期間の更新又はこれに代えてする新たな草地)によつてされたものに限る。 この項の承認を受けてする協議がととのつたこと 承認を受けて、 第七十五条の二第一項又はこの項の承認を受けてする協 (その存続期間が更新されたものにあつては、 (前条第二項 その草地利用権に係る土地の土地所有者等に対 (次項で準用する場合を含む。)を有する者は、 その草地利用権に (次項で準用す により設定 その更 都道府 の 規

2 い場合は、 前条第一 更新又は設定による草地利用権の存続期間の満了する日が、 行使の制限又は消滅に関する協議を求めることができる。 利用権の設定及びその行使の妨げとなる権利がある場合にはその権利の つき第七十五条の一 第七十五条の二 により設定された草地利用権の存続期間の始期から二十年以内にな 項の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む この限りでない。 一第一 二第 |項から第五項まで及び第七十五条の三 項の承認を受けてする協議がととのつたこと ただし その土地に その

いて、 る。 びにその申請に係る」とあるのは「申請に係る」と読み替えるものとす 件のすべて」とあるのは での規定は、 項中 とあるのは 第七十五条の二 「申請に 前項の承認の申請があつた場合に準用する。 係る土地 「利用の状況」と、 第 一項中 「第二号に掲げる要件」と、 (その土地の定着物を含む。 「傾斜、 同条第三項中 土性等の自然的条件、 「次の各号に掲げる要 第七十五条の五第 の利用の状況並 この場合にお から前条ま 利用の状

(買い取るべき旨の裁定)

第七十五条の八 条の六第二項の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含 認を受けてする協議がととのつたこと の存続期間が更新されたものにあつては、その更新が、 を含む。 る場合を含む。 る協議がととのつたこと(第七十五条の六第二項 以下この節で同様とする。 第七十五条の一) の規定により協議がととのつたものとみなされる場合 第 項又は前条第一 により設定された草地利用権 (同条第) 一項で準用する第七十五 (前条第二項で準用す 項の承認を受けてす 前条第一項の承 (そ

た権利を買い取るべき旨の裁定を申請することができる。利用権を有する者がその草地利用権に係る土地又はその行使が制限され、都道府県知事に対し、農林水産省令で定めるところにより、その草地期間が三年以上にわたるときは、その草地利用権に係る土地所有者等はむ。)によつてされたものに限る。以下この節で同様とする。)の存続

ができる。 利用権を有する者がその定着物を買い取るべき旨の裁定を申請すること 農林水産省令で定めるところにより、その定着物のある土地につき草地 農林水産省令で定めるところにより、その定着物のある土地につき草地 と目的に供することが著しく困難となるときは、都道府県知事に対し、 できる。

2

ければならない。
| 3 買い取るべき旨の前二項の裁定においては、次に掲げる事項を定めな

類及び内容物についてはその種類、数量及び所在の場所、権利についてはその種の関い取るべき土地についてはその所在、地番、地目及び面積、定着

三 対価 買い取るべき土地若しくは定着物の所有権又は権利の移転の期日

四対価の支払の方法

第七十五条の八第三項第一号及び第二号」と、第七十五条の六中「土地第一項第一号から第三号まで及び前項第一号から第三号まで」とあるのは「3場合に準用する。この場合において、第七十五条の五第四項中「第二 場 第七十五条の五第四項及び第七十五条の六の規定は、都道府県知事が

削る。	削る。	削る。	〔削 る。	〔 削 る。
\Box	\subseteq	\bigcup	\bigcup	\smile

草地利用権を有する者」と読み替えるものとする。
所有者等」とあるのは「土地又は定着物若しくは権利のある土地につき

(草地利用権に係る賃貸借の解除)

(草地利用権の譲渡等の禁止)

し付けることができない。 る者は、その草地利用権を譲渡し、又はその草地利用権に係る土地を貸を受けてする協議がととのつたことにより設定された草地利用権を有す

第四章 雑則

(登記の特例)

ついては、政令で特例を定めることができる。 第七十六条 国がこの法律により買収、売渡又は譲与をする場合の登記に

第七十七条 削除

(買収した土地、立木等の管理)

ろにより、農林水産大臣が管理する。 出により買い取つた土地、立木、工作物及び権利は、政令で定めるとこ 出により買い取つた土地、立木、工作物及び権利は、政令で定めるとこ 第四十五条 国が第七条第一項若しくは第十二条第一項の規定により買収 第

(買収した土地、立木等の管理)

第七十八条 買収し、 が管理する。 目的に供するために、 埋立法により農林水産大臣が造成した埋立地並びに国有財 項の条件に基づき返還を受けた土地、 八条第 第五項及び第七十二条第四項で準用する場合を含む。 出により買い取り、 四条第 む。 条第二項 立木、 項の規定により買収し、 一項、 項の規定に基づく請求により買収し、 工作物及び権利であつて、 第三十三条第一 第十五条第 国が第九条第一項若しくは第一 第十五条の三第十項及び第十六条第二 第五十六条第一項、 第五十五条第三項 項 所管換又は所属替を受けたものは、 項若しくは第三十四条第 第十五条の三第 第十六条第 第五十九条第一項若しくは第七十二条 自作農の創設又はその経営の安定の 立木、 (第五十八条第 項 項の規定に基づく申出により 項若しくは第一 工作物及び権利 又は第七十四条の二第 第十四条第 一項で準用する場合を含 項の規定に基づく申 項、 若しくは第五十 農林水産大臣 産である土地 項 第五十九条 項 公有水面 (第十五 第四十

めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。前項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定

権利の使用料の徴収については、第四十二条の規定を準用する。
4 第一項の規定により農林水産大臣が管理する土地、立木、工作物及び

〔削る。〕

ければならない台帳の取扱いについては、政令で特例を定めることがで(昭和二十三年法律第七十三号)第三十二条第一項の規定により備えな2 前項の規定により農林水産大臣が管理する国有財産につき国有財産法

「削る。

(売払い)

第四十六条 り売り払う場合は、 林水産省令で定める者に売り払うものとする。 められる者 採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認 は採草放牧地の取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地又は 採草放牧地について、 農林水産大臣は、 農地保有合理化法人、 この限りでない。 農林水産省令で定めるところにより、 前条第 農地利用集積円滑化団体その他の農 項の規定により管理する農地及び ただし、 次条の規定によ その農地又

〔削る。〕

〔削る。〕

林水産省令で定めるところにより、これを売り払い、又はその所管換若の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めたときは、農地、立木、工作物又は権利について、政令で定めるところにより、土地第四十七条 農林水産大臣は、第四十五条第一項の規定により管理する土

(所属替の特例)

は、適用しない。
経営の安定の目的に供するために、土地又は建物の所属替をする場合に第七十九条 国有財産法第十四条第四号の規定は、自作農の創設又はその

(売払)

めたときは、農林水産省令で定めるところにより、これを売り払い、又の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認、立木、工作物又は権利について、政令で定めるところにより、自作農第八十条 農林水産大臣は、第七十八条第一項の規定により管理する土地

しくは所属替をすることができる。

〔削る。〕

(公簿の閲覧等)

できる。

できる。

できる。

できる。

できる。

できる。

できる。

できる。

(立入調査)

る竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させることができる。 物に立ち入つて調査させ、測量させ、又は調査若しくは測量の障害とな他の処分をするため必要があるときは、その職員に他人の土地又は工作第四十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律による買収その 気

の所有者、占有者その他の利害関係人にこれを提示しなければならない2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、その土地又は工作物

はその所管換若しくは所属替をすることができる。

る場合を除き、その土地、立木、工作物又は権利を、その買収前の所有条又は第四十四条の規定により買収したものであるときは、政令で定め属替をすることができる土地、立木、工作物又は権利が第九条、第十四2 農林水産大臣は、前項の規定により売り払い、又は所管換若しくは所

(公簿の閲覧等)

者又はその一般承継人に売り払わなければならない

第八十一条 国又は都道府県の職員は、登記所、漁業免許に関する登録の第八十一条 国又は都道府県の職員は、登記所、漁業免許に関する登録の

(立入調査)

害となる竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させることができる 「用その他の処分をするため必要があるときは、その職員に他人の土地又 第八十二条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律による買収、使

示しなければならない。 所有者、占有者その他の利害関係人から要求があつたときは、これを呈 が項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、その土地又は工作物の

3~6 (略

3 6

略

(報告の徴取)

第五十条(略)

(違反転用に対する処分)

第五十一条 を是正するため必要な措置 0) 消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他 の限度において、 びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、 者等」という。 行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反 次の各号のいずれかに該当する者 農林水産大臣又は都道府県知事は、)に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並 第四条若しくは第五条の規定によつてした許可を取り (以下この条において (以下この条において「違反転用 政令で定めるところによ 「原状回復等の措置」 その必要

般承継人 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定に違反した者又はその一

という。)を講ずべきことを命ずることができる。

二 第四条第一項又は第五条第一項の許可に付した条件に違反している

三 (略)

可を受けた者

四の偽りその他不正の手段により、第四条第一項又は第五条第一項の許

載した命令書を交付しなければならない。
 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項に規定する場合において

第八十三条 (略)

(違反転用に対する処分)

第八十三条の二 農林水産大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところ第八十三条の二 農林水産大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところ。ことを命ずることができる。

反した者又はその一般承継人第四条第一項、第五条第一項若しくは第七十三条第一項の規定に違

三 (略)

兀

七十三条第一項の許可を受けた者偽りその他不正の手段により、第四条第一項、第五条第一項又は第

きは、 する旨を、 置を講ずべき旨及びその期限までに当該原状回復等の措置を講じないと に該当すると認めるときは、 措置の全部又は 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 自ら当該原状回復等の措置を講じ、 あらかじめ、 部を講ずることができる。この場合において、 公告しなければならない。 相当の期限を定めて、 当該措置に要した費用を徴収 自らその原状回 当該原状回復等の措 第二号 回復等の

- □ないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき 違反転用者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講 の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ぜられた

- 五条及び第六条の規定を準用する。 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第

(情報の提供等)

他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。係の調整に資するため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その第五十二条 農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関

〔削る。〕

〔削る。〕

(不服申立て)

第五十五条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りで第五十三条 第九条第一項(第十二条第二項において御務定を受けた者がその裁定に係る遊休農地の所有者等を確知することができないことによりの裁定に係る遊休農地の所有者等を確知することができない。ただし、同項の裁定を受けた者がその裁定に係る遊休農地の所有者等を確知することができないことによりの裁定に係る遊休農地の所有者等を確知することができないことによりの裁定に係る遊休農地の所有者等を確知することができない場合は、この限りである。 の規定に係る遊休農地の所有者等を確知することができない場合は、この限りである。

(小作地の状況の縦覧)

の事務所で縦覧に供しなければならない。した書類を作成し、これを九月一日から同月三十日までの間農業委員会第八十四条 農業委員会は、毎年八月一日現在の小作地の所有状況を記載

(行政手続法の適用除外)

十四条を除く。)の規定は、適用しない。

一方の、一方の手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第一方の、一方の規定による公示及び第五十条第一項(第五十九条第五項で準第八十四条の二 第四十八条第一項(第五十九条第三項で準用する場合を

(不服申立て)

立てをすることができる。
。)の規定による公示に不服がある者は、都道府県知事に対して異議申第八十五条 第四十八条第一項(第五十九条第三項で準用する場合を含む

〔削る。	削る。	削る。	削ない。
\Box		\sqsubseteq	

4 3 2 する。 きない。 金の額についての不服をその処分についての不服の理由とすることがで に対する裁定についての審査請求においては、 の交付又は第七十五条の三(第七十五条の七第二項で準用する場合を含 十二条第二項の規定による買収令書、 条第二項及び第五十九条第五項で準用する場合を含む。 項において同じ。 条第四項で準用する場合を含む。 第五十五条第四項(第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二 十項及び第十六条第二項で準用する場合を含む。 第一号及び第三項において同じ。 十項及び第十六条第二項で準用する場合を含む。 することができない。 よる公示に係る事項についての不服をその処分についての不服の理由と 四十八条第 による買収令書の交付に関する処分についての審査請求においては、 十号)第四十五条の期間は、 第十 第五十条第 前項の異議申立てに関する行政不服審査法)若しくは第七十五条の八第一項若しくは第二項の規定による申請 一条第一項 項 項 (第五十九条第三項で準用する場合を含む。 (第十四条第二項 (第十五条第二項、 (第五十九条第五項で準用する場合を含む。 第五十六条第三項、 公示の日の翌日から起算して三十日以内と 第八十五条の三第 第十五条第二項、 権利消滅通知書若しくは使用令書 第五十七条第三項、 (昭和三十七年法律第百六 その対価、 第八十五条の三第一項 項第三号及び第三 第五十条第一項)若しくは第七 第十五条の三第 第十五条の三第 借賃又は補償 第五十八 の規定に の規定 第

5

ことができる。 関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をするがある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に2 第四条第一項又は第五条第一項の規定による許可に関する処分に不服

4 (略)

(不服申立てと訴訟との関係)

第五十四条 (略)

年法律第八十八号) 第二十七条第二項の規定は、適用しない。 2 第五十一条第一項の規定による処分については、行政手続法 (平成五

(対価等の額の増減の訴え)

の限りでない。
、借賃又は補償金に係る処分のあつた日から六月を経過したときは、こえをもつて、その増減を請求することができる。ただし、これらの対価第五十五条
次に掲げる対価、借賃又は補償金の額に不服がある者は、訴

。) に規定する対価 第九条第一項第三号(第十二条第二項において準用する場合を含む

議の意見を聴かなければならない。 きは、その土地等を国が買収することの適否について、都道府県農業会

て裁定の申請をすることができる。 利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対しに関する処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂6 第四条第一項、第五条第一項又は第七十三条第一項の規定による許可

様とする。 前項の規定により裁定の申請をすることができる処分についても、同ぶについては、行政不服審査法による不服申立てをすることができない 第八条第一項又は第十五条の三第三項若しくは第六項の規定による公

8 (略)

(不服申立てと訴訟との関係)

第八十五条の二(略)

第二項の規定は、適用しない。 2 第八十三条の二の規定による処分については、行政手続法第二十七条

(対価等の額の増減の訴え)

、この限りでない。
対価、借賃又は補償金に係る処分のあつた日から六月を経過したときは、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、これらの第八十五条の三次に掲げる対価、借賃又は補償金の額に不服がある者は

条の三第十項及び第十六条第二項で準用する場合を含む。)に規定す一第十一条第一項第三号(第十四条第二項、第十五条第二項、第十五

_ 第三十九条第 一項第四号に規定する借賃

三 第四十三条第 一項において読み替えて準用する第三十九条第二項第

四号に規定する補償金

〔削る。

「削る。

〔削る。

「削る。

2 項 第 一号に掲げる対価の額についての同項の訴えにおいては国を、

同項第一 条の規定による申請をした者又はその申請に係る遊休農地の所有者等を 同項第三号に規定する補償金の額についての同項の訴えにおいては第 一号に掲げる借賃の額についての同項の訴えにおいては第三十七 項の規定による申請をした者又はその申請に係る遊休農地

の所有者等を、 それぞれ被告とする。

四十三

一条第

3 する場合を含む。 に おいて、 第一項第一号に掲げる対価につきこれを増額する判決が確定した場合 増額前の対価が第十条第)の規定により供託されているときは、 項 (第十 二条第一 一項において準用 国は、 その増

る対価

- 第三十九条第 項第三号に規定する対価
- 三 場合を含む。 五十七条第三項 第五十条第 項第四号 に規定する対価又は補償金 第五十八条第二項及び第五十九条第五項で準用する (第五十五条第四項 第五十六条第三 項 第
- 四 第六十七条第一項第四号に規定する対価
- 五. 第六十九条第 項第四号 (第七十条第二項 で準用する場合を含む。
- に規定する対 価
- 第七十二条第二項第四号に規定する対価
- 七二六 十五条の八第三項第三号に規定する対価 五条の七第二項で準用する場合を含む。 合を含む。 第七十五条の五第二)に規定する借賃、第七十五条の五第三項第四号 一項第四号 (第七十五条の七第1 に規定する補償金又は第七 一項で準用する場 (第七十
- 2 得した者を、 した者又はその申請に係る裁定によつて土地 えにおいては第七十五条の八第一項若しくは第二 土地所有者等であつた者を、 準用する場合を含む。 いての同項の訴えにおいては第七十五条の三 項 前項第一 の訴えにおいては国を、 一号から第六号までに掲げる対価又は補償金の額についての同 それぞれ被告とする。)の規定による申請をした者又はその申請に係る 同項第七号に掲げる借賃又は補償金の 同号に掲げる対価の額についての (第七十五条の七第二項で 権利若しくは定着物を取 一項の規定による申請を 前 頭の訴 額につ
- 3 十二条第二項 を増額する判決が確定した場合において、 第一項第一号、 (第十四条第二項) 第三号又は第六号に掲げる対価又は補償金につきこれ 第十五条第二項 増額前の の対価又は補償金が第 第十五条の三第十項

十条第三項の規定を準用する。額に係る対価を供託しなければならず、また、この場合においては、第

(土地の面積)

| 地積がない場合には、実測に基づき、農業委員会が認定したところによりはる。ただし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合及び登記簿の| 第五十六条 この法律の適用については、土地の面積は、登記簿の地積に 第

(換地予定地に相当する従前の土地の指定)

第五十七条 第一 くは第八十九条の二第六項若しくは土地区画整理法 法第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。 法に基づく土地改良事業に係る規約又は同法第五十三条の五第一項 地 林水産大臣は、 収の対象となるべき農地を明らかにするため特に必要があるときは、 整理、 項若しくは第四条第一 土地区画整理法施行法 第七条第一項の規定による買収をする場合において、その買 旧耕地整理法 項に規定する土地区画整理若しくは土地改良 (明治四十二年法律第三十号) に基づく耕 (昭和二十九年法律第百二十号) 第三条 (昭和二十九年法律 若し (同 農

> 第五項及び第七十二条第四項で準用する場合を含む。 用する。 ければならず、 託されているときは、 第五十五条第四項、 及び第十六条第一 また、この場合においては、 一項で準用する場合を含む。 第五十六条第三項 国は、 その増額に係る対価又は補償金を供託しな 第五十八条第)又は第五十 第十二条第三項の規定を準 の規定により供 項 第五十九条 条第二項(

金について準用する。
④について準用する。
毎について準用する。

(土地の面積)

ては、都道府県知事)が認定したところによる。地積がない場合には、実測に基づき、農業委員会(第三章の適用についよる。ただし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合及び登記簿の第八十六条。この法律の適用については、土地の面積は、登記簿の地積に

(換地予定地に相当する従前の土地の指定)

第八十七条 知事は、 十六条及び第九十六条の四で準用する場合を含む。) 若しくは第八十九 づく土地改良事業に係る規約又は同法第五十三条の五第 若しくは第四条第一項に規定する土地区画整理若しくは土地改良法に基 象となるべき農地を明らかにするため特に必要があるときは、 五条の三の規定による買収をする場合において、 土地区画整理法施行法 旧耕地整理法 第八条の規定による公示又は第九条、 (明治四十二年法律第三十号) に基づく耕地整理 (昭和二十九年法律第百二十号) その公示又は買収の対 第十五条若しくは第十 第三条第一 項 (同法第九 都道府県 項

、地積、土性等を考慮して指定することができる。た土地又はその土地の部分に相当する従前の土地又は土地の部分を地目前の土地に代えて使用又は収益をすることができるものとして指定され第百十九号)第九十八条第一項の規定によつて、換地処分の発効前に従

容を遅滞なく農業委員会に通知しなければならない。 2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、その指定の内

〔削る。〕

(指示及び代行)

処理に関し、農業委員会に対し、必要な指示をすることができる。条第一項第三号及び第七号並びに第二項各号に掲げるものを除く。)のあると認めるときは、この法律に規定する農業委員会の事務(第六十三第五十八条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要が

2 項第 が て同じ。 めるときは、 農林水産大臣は、 できる。 号(の処理に関し、 第 この法律に規定する都道府県知事の事務 この法律の目的を達成するため特に必要があると認 第五号及び第六号に掲げるものを除く。 都道府県知事に対し、 必要な指示をすること (第六十三条第一 次項におい

3 · 4 (略)

略

の土地の部分に相当する従前の土地又は土地の部分を地目、地積、土性えて使用又は収益をすることができるものとして指定された土地又はそ第九十八条第一項の規定によつて、換地処分の発効前に従前の土地に代条の二第六項若しくは土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)

容を遅滞なく農業委員会に通知しなければならない。
2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、その指定の内

等を考慮して指定することができる。

(公示の方法)

業委員会の事務所に掲示して行うものとする。
の告示と同一の方法により行うものとし、農業委員会がする公示は、農第八十八条。この法律により都道府県知事がする公示は、都道府県の条例

(指示及び代行)

対し、必要な指示をすることができる。
条の三第二項各号に掲げるものを除く。)の処理に関し、農業委員会にあると認めるときは、この法律に規定する農業委員会の事務(第九十一第八十九条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要が

2 第 ことができる。 おいて同じ。 めるときは、この法律に規定する都道府県知事の事務 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認 項第 一号、 第一 の処理に関し、 号、 第五号及び第六号に掲げるものを除く。 都道府県知事に対し、 必要な指示をする (第九十 条の三 次項に

(是正の要求の方式)

第五十九条 は して地方自治法第二 地又は採草放牧地の確保に支障を生じさせていることが明らかであると る事務 農地以外のものにする行為に係るものを除く。 当該都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。 第四条第 (同 農林水産大臣は、 の事業の目的に供するため二へクタールを超える農地を 項の規定により都道府県知事が処理することとされてい 一百四十五条の五第一 次に掲げる都道府県知事の 項の規定による求めを行うとき 事務の処 理 が農

利を取得する行為に係るものを除く。) はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権 は予務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又 二 第五条第一項の規定により都道府県知事が処理することとされてい

2 農林水産大臣は、前項各号に掲げる都道府県知事の事務を地方自治法 りて同法第二百四十五条の五第二項の指示を行うときは、当該市町村が 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が ところにより市町村が

(農業委員会に関する特例)

講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

第二十五条を除く。以下この項において同じ。)の適用については、こ規定により、農業委員会が置かれていない市町村についてのこの法律(第六十条 農業委員会等に関する法律第三条第一項ただし書又は第五項の

(農業委員会に関する特例

第二章第六節を除く。以下この項において同じ。)の適用については、規定により、農業委員会が置かれていない市町村についてのこの法律(第九十条 農業委員会等に関する法律第三条第一項ただし書又は第五項の

する。 の法律中 「農業委員会」とあるのは、 「市町村長」と読み替えるものと

(略)

2

、特別区等の特例

第六十一条 又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者に適用する。 いこととされたものを除く。 関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かな る地にあつては特別区又は特別区の区長に、 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、)にあつては区又は区長に、 指定都市 (農業委員会等に 全部事務組合 特別区のあ

〔削る。

(権限の委任)

第六十二条

(略

(事務の区分)

第六十三条 は、 されている事務のうち、 地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することと 次の各号及び次項各号に掲げるもの以外のもの

第四条第一 項 第三 項 (同条第六項において準用する場合を含む。 る。

この法律中 「農業委員会」とあるのは、 「市町村長」と読み替えるも

とする。

2 (略)

、特別区等の特例

第九十一条 区長に、 合管理者に適用する。 る地にあつては特別区又は特別区の区長に、 全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、 指定都市にあつては区又は 特別区 0 あ

2 前条を除く。 には、 り区ごとに農業委員会を置かないこととされた指定都市に適用する場合 項の 前項中 規定を農業委員会等に関する法律第三十五条第)」とする。 「この法律」 とあるのは 「この法律 (第三条第 一項の 規 項及び %定によ

(権限の委任)

第九十一条の二 (略)

(事務の区分)

第九十一条の三 に規定する第一号法定受託事務とする。 び次項各号に掲げるもの以外のものは、 道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、 この法律 (第七十八条第二項を除く。 地方自治法第二条第九項第一号)の規定により都 次の各号及

外のものにする行為に係るものを除く。)
(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以)及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務

る権利を取得する行為に係るものを除く。) 地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げ地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げて準用する第四条第三項の規定により都道府県が処理することとされ 第五条第一項及び第四項の規定並びに同条第三項及び第五項におい

処理することとされている事務三条第一項、第三十四条及び第三十五条第一項の規定により市町村が三条第一項から第三項まで、第三十一条、第三十二条

四 第四十四条の規定により市町村が処理することとされている事務

に掲げる事務に係るものに限る。)都道府県が処理することとされている事務(第一号、第二号及び次号五 第四十九条第一項、第三項及び第五項並びに第五十条の規定により

(第一号及び第二号に掲げる事務に係るものに限る。) 六 第五十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務

、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち七 第五十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

一 第四条第一項第七号の規定により市町村が処理することとされてい

法定受託事務とする。

農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)れている事務(同一の事業の目的に供するため二へクタールを超える

係るものを除く。) 採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為にの目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せての規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業第五条第一項の規定及び同条第三項において準用する第四条第三項

り農業委員会が処理することとされている事務を除く。)
定により市町村が処理することとされている事務(これらの規定によ三)第三十一条において準用する第二十六条第一項及び第二十七条の規

り市町村が処理することとされている事務 おいて準用する場合を含む。)及び第七十五条の七第一項の規定によ四 第七十五条の二第一項、第七十五条の三 (第七十五条の七第二項に

号に掲げる事務に係るものに限る。)
り都道府県が処理することとされている事務(第一号、第二号及び次五 第八十二条第一項、第三項及び第五項並びに第八十三条の規定によ

事務(第一号及び第二号に掲げる事務に係るものに限る。)
六 第八十三条の二の規定により都道府県が処理することとされている

法定受託事務とする。 、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち

第四条第一項第五号の規定により市町村が処理することとされてい

る事務 農地以外のものにする行為に係るものを除く。) (同一の事業の目的に供するため二へクタールを超える農地を

利を取得する行為に係るものを除く。) る事務 はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権 第五条第 (同一の事業の目的に供するため二へクタールを超える農地又 「項第六号の規定により市町村が処理することとされてい

第六章 罰則

「削る。

第六十四条 百万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三

規定に違反した者 第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は第十八条第一項の

条第一項又は第十八条第 偽りその他不正の手段により、第三条第一項、 項の許可を受けた者 第四条第一項、 第五

三 第五十一条第 一項の規定による農林水産大臣又は都道府県知事の命

令に違反した者

第六十五条 第四十九条第 一項の規定による職員の調査、 測量、 除去又は

下の罰金に処する。

移転を拒み、

妨げ

又は忌避した者は、

六月以下の懲役又は三十万円以

る事務 農地以外のものにする行為に係るものを除く。) (同一の事業の目的に供するため二へクタールを超える農地を

利を取得する行為に係るものを除く。) はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権 る事務 第五条第 (同一の事業の目的に供するため二へクタールを超える農地又 一項第三号の規定により市町村が処理することとされてい

第五章 罰則

第九十二条 百万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三

条第一項の規定に違反した者 三十二条で準用する場合を含む。 第三条第一項、 第四条第一項、 第五条第 次号において同じ。 項、 第 一十条第 又は第七十三 項 (第

条第 偽りその他不正の手段により、第三条第一項、 一項、 第 一十条第一項又は第七十三条第一項の許可を受けた者 第四条第一項、 第五

第九十三条 十万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、 六月以下の懲役又は三

二 第二十五条第二項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした 一 第十五条の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし処する。	二 第三十三条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出 一 第六条第一項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をし 処する。
第九十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し前二条の違反行為をしたを科する。	第六十六条 第四十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。
に違反した者 三 第八十三条の二の規定による農林水産大臣又は都道府県知事の命令 拒み、妨げ、又は忌避した者 担み、妨げ、又は忌避した者 原の規定による職員の調査、測量、除去又は移転を	[削る。] 〔削る。]

をした者

三 第三十四条第一 一項の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をした

者

項 に違反して 出をせず

十万円以下の過料に処する。

附 則 の届出をした者は、

(施行期日

1

(農林水産大臣に対する協議)

2 都道府県知事は、 当分の間、 次に掲げる場合には、 あらかじめ、 農林 2

水産大臣に協議しなければならない。

外のものにする行為 ものを除く。 以外のものにする行為で第四条第一項の政令で定める要件に該当する 同 一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以 次号において同じ。 (地域整備法の定めるところに従つて農地を農地 に係る同項の許可をしようとする

ものを除く。

)に係る同項の許可をしようとする場合

外のものにする行為に係る第四条第五項の協議を成立させようとする 同 の事業の目的に供するため二へクター ルを超える農地を農地以

場合

三 得する行為 農地と併せて採草放牧地について第三条第 同 一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその (地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得 一項本文に掲げる権利を取

> (施行期日) 附 則

1 略

(農林水産大臣に対する協議)

水産大臣に協議しなければならない。 都道府県知事は、 以外のものにする行為で第四条第一項の政令で定める要件に該当する 外のものにする行為 同 一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以 当分の間、 (地域整備法の定めるところに従つて農地を農地 次に掲げる場合には、 あらかじめ、 農林

_ 得する行為 農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取 同 一の事業の目的に供するため二へクタールを超える農地又はその (地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得

者

	[削る。]	得する行為に係る第五条第四項の協議を成立させようとする場合農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取四一同一の事業の目的に供するため二へクタールを超える農地又はその四			〔削る。〕 、安において同じ。)に係る第五条第一項の許可をしようとする場合である行為で第五条第一項の政令で定める要件に該当するものを除く。
茨福山秋宮岩青北 城島形田城手森海 県県県県県県県道 都道府県名	別表		十三条第一項の許可をしようとするとき。条の規定により売り渡された土地等の権利	らの権利を取得する場合で第 らの権利を取得する場合で第 のものにすることを目的とし	三一同一の事業の用に供するため二へクタールを超)に係る第五条第一項の許可をしようとする場合する行為で第五条第一項の政令で定める要件に該
小作地の面積 四・○ヘクタール 一・四ヘクタール 一・三ヘクタール 一・三ヘクタール 一・一・一・フタール			十三条第一項の許可をしようとするとき。 条の規定により売り渡された土地等の権利を取得する行為に係る第七当するものを防く)にまいて、当該事業の用に供するため第六十一	(すらの)と食い。とこので、、有核事業の用にまたのにり高でしているの権利を取得する場合で第七十三条第一項の政令で定める要件に該掲げる権利を取得する場合(地域整備法の定めるところに従つてこれのものにすることを目的としてその農地について第三条第一項本文に	同一の事業の用に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外)に係る第五条第一項の許可をしようとする場合する行為で第五条第一項の政令で定める要件に該当するものを除く。

和歌山県 神奈川県 岐 島 鳥 大 京 滋 愛 静 長 Щ 福 富 埼 群 栃 石 阜 根 良 阪 都 岡 梨 潟 京 取 庫 賀 重 知 野 井川 Щ 葉 玉 木 馬 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 府府 県 県 都

〇・八ヘクタール 〇・七ヘクタール 〇・九ヘクタール 〇・七ヘクタール 〇・六ヘクタール 〇・六ヘクタール 〇・六ヘクタール 〇・六ヘクタール 〇・六ヘクタール 〇・七ヘクタール 〇・七ヘクタール 〇・七ヘクタール 〇・六ヘクタール 〇・八ヘクタール 〇・七ヘクタール 〇・九ヘクタール 〇・八ヘクタール 〇・七ヘクタール 〇・九ヘクタール 〇・七ヘクタール 一・二へクタール 一・〇ヘクタール 一・一ヘクタール ・〇ヘクタール

鹿児島県 宮 大 份 県 長佐 福 高 徳 山広 尚 媛 崎 賀 岡 知 本 Ш 島 口 島 Щ 県 県 県 県 県 県 県 県 県 〇・七ヘクタール 〇・五ヘクタール 〇・七ヘクタール 〇・九ヘクタール 〇・六ヘクタール 〇・七ヘクタール 〇・九ヘクタール 〇・八ヘクタール 〇・七ヘクタール 〇・七ヘクタール 〇・六ヘクタール 〇・六ヘクタール 〇・七ヘクタール 一・〇ヘクタール ・〇ヘクタール

(傍線
0)
部
分
は
改
正
部
分

第四条 (略) 第四条 (定義)	第一章 総則(第一条—第四条) 第二章 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進事業の実施等(第十七条—第二十七条)第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等(第十七条—第二十七条) [削る。] [削る。] [削る。] [削る。] [削る。]	改 正 案
第四条 (略) (定義)	日次 第一章 総則(第一条―第四条) 第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等 第二章 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進事業の実施(第十一条の二―第十一条の八) 第三章 農業経営基盤強化促進事業の実施等(第十七条一第二十七条 第四章の三 特定法人貸付事業の実施(第二十七条の十三) 第五章 雑則(第二十七条の十二) 第五章 雑則(第二十七条の十二) 第六章 罰則(第三十九条・第四十条) 附則	現

2 定める要件に該当するものが行う次に掲げる事業をいう。 定めるところにより、 この法律において「農地保有合理化事業」とは、農業経営の規模の拡 農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、 一般社団法人又は一般財団法人で農林水産省令で この法律で

交換し、又は貸し付ける事業(以下「農地売買等事業」という。 農用地等を買い入れ、 又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、

項の規定による変更の認定があつたときは、 びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合 業生産法人」という。)に対し次に掲げるいずれかの出資を行い、 律第二百二十九号) つて設立され、又は資本を増加しようとする農地法 条第三項第二号及び第十一条の九第三項第三号において同じ。)に従 第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画 社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業 第二条第三項に規定する農業生産法人(以下 その変更後のもの。 (第十二条の二第一 (昭和二十七年法 第七 「農 及

(略

兀 を実地に習得するための研修その他の事業 て行う、 農地売買等事業により買い入れ、 新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法 又は借り受けた農用地等を利用 (以 下 「研修等事業」とい

3 的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集 この法律で定めるところにより、 この法律において 「農地利用集積円滑化事業」とは 次の各号に掲げる者が行う当該各号 積の円滑 効率的かつ安定 化

> 2 大 有合理化法人」という。)が行う次に掲げる事業をいう。 定めるところにより、 この法律において「農地保有合理化事業」とは、農業経営の規模の拡 農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、 農用地等を買い入れ、 第七条第一項の承認を受けた法人(以下 又は借り受けて、 当該農用地等を売り この 一農地保 分法律で 渡

除く。以下「農地売買等事業」という。) 交換し、又は貸し付ける事業(第四項に規定する特定法人貸付事業を

二 : 二 の 二 (略)

項に規定する農業生産法人(以下 項の規定による変更の認定があつたときは、 割して譲渡する事業 分又は株式を当該農業生産法人の組合員、 次に掲げるいずれかの出資を行い、及びその出資に伴い付与される持 しようとする農地法 条第四項第二号において同じ。)に従つて設立され、又は資本を増加 第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画 (昭和二十七年法律第二百二十九号) 第二条第七 「農業生産法人」という。) に対し 社員又は株主に計画的に分 その変更後のもの。 (第十二条の二第 第七

• П (略)

兀 て行う、 を実地に習得するための研修その他の事業 農地売買等事業により買い入れ、 新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法 又は借り受けた農用地等を 利用

に定める事業をいう。

要件に該当するもの一次に掲げる事業
・)又は一般社団法人若しくは一般財団法人で農林水産省令で定める十二号)第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る

本。以下「農地所有者代理事業」という。) 事業(当該委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業を含いて売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行うという。)

旦 農地売買等事業

研修等事業

該当するもの 農地所有者代理事業 「行うことを目的とするものを含む。」で農林水産省令で定める要件に 直接又は間接の構成員からの委任のみに基づく農地所有者代理事業を 直接又は間接の構成員からの委任のみに基づく農地所有者代理事業を 「おりた」を 「おりま」を 「おりた」を 「おりま」を 「おりた」を 「おりた」を 「おりた」を 「おりた」を 「おりた」を 「おりま」を 「おりま」を 「おりた」を 「おりま」を 「おりた」を 「まりた」を 「まりた」を

めるところにより、市町村が行う次に掲げる事業をいう。4 この法律において「農業経営基盤強化促進事業」とは、この法律で定

一·二 (略)

三 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

四 (略)

確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び五 前各号に掲げる事業のほか、委託を受けて行う農作業の実施を促進

めるところにより、市町村が行う次に掲げる事業をいう。 この法律で定この法律において「農業経営基盤強化促進事業」とは、この法律で定

3

一•二 (略)

三 (略)

確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び四 前三号に掲げる事業のほか、委託を受けて行う農作業の実施を促進

な事業

〔削る。〕

(農業経営基盤強化促進基本方針

第五条 2 (略

を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、 基本方針においては、 都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件 地域の特性に即

(略)

次に掲げる事項を定めるものとする。

兀 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な次に掲げる事

1 (略) 項

を行う法人に関する事項 年法律第五十八号) 域 都道府県の区域 の区域内に限る。 (農業振興地域の整備に関する法律 第六条第一項の規定により指定された農業振興 を事業実施地域として農地保有合理化事業 (昭和四 十四四

な事業

4 ろにより、 この法律において 市町村又は農地保有合理化法人が特定法人 「特定法人貸付事業」とは、 この法律で定めるとこ (農業生産法人以

外の法人であつて次に掲げる要件に該当するものをいう。 以下同じ。

に対し農用地の貸付けを行う事業をいう。

その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、 その 法人の

行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるものであること

その法人が、 |十七条の十三第| 一項の協定に従い耕作又は養畜

事業を行うと認められるものであること。

(農業経営基盤強化促進基本方針

第五条 (略)

2 を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、 基本方針においては、 都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件 地域の特性に即

次に掲げる事項を定めるものとする。

一 <u>5</u> 三

(略)

項

兀

効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な次に掲げる事

(略)

1

年法律第五十八号) 都道府県の区域 (農業振興地域の整備に関する法律 第六条第一項の規定により指定された農業振興 (昭和四· 十四

限る。 地域 (次条第三項におい を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う一般社 「農業振興地域 という。 の区域内に 寸

ハ 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

〔削る。〕

3 6 (略

(農業経営基盤強化促進基本構想

第六条 (略)

基本構想においては、 次に掲げる事項を定めるものとする

2

(略)

三 に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積

兀 略

五. 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項

イ 以下 体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。 による協議が調つたもの 項の市街化区域と定められた区域で同法第二十三条第一 市町村の区域 「市街化区域」 (都市計画法 という。 (当該区域以外の区域に存する農用地と一) を除く。 (昭和四十三年法律第百号) の全部又は一 部を事業実 項の規定 第七条第

口 れる区域の基準その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関す 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認めら

施地域として農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

に関する事項 法人又は一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するもの

遊休農地 引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるものをいう。 (農地であつて、 現に耕作の目的に供されておら ず か

特定法人貸付事業の実施に関する基本的な事項

の農業上の利用の増進に関する基本的な事項

同じ。

3 6 略

第六条 (農業経営基盤強化促進基本構想) (略)

2 基本構想においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

 \equiv 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積

兀 (略)

に関する目標

五. 遊休農地の農業上の利用の増進に関する次に掲げる事項

イ 地のうち農業上の利用の増進を図る必要があるもの 遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地並びにこれらの農 の所在 以下 「要活用

農地」という。

口 積その他要活用農地の農業上の利用の増進を図るための施策に関す 第十二条第 項の認定を受けた者に対する要活用農地の利用の集

第二節 農地保有合理化法人	必要な措置		3 ・4 (略)															る事項
第二節 農地保有合理化法人	6 · 7 (略)	させ	4-5 (略)	る。 - 111/11 11/11 11/11	水産省令で定める要牛に該当するものに関する事項を定めることができ、併せ行うものに限る。)又は一般社団法人若しくは一般財団法人で農林	法律第百三	農地保有合理化事業を行う市町村、農業協同組合(農業協同組合法(昭	農業振興地域の区域内に限る。)の全部又は一部を事業実施地域として	3 基本構想においては、前項各号に掲げる事項のほか、市町村の区域(ホ その他農林水産省令で定める事項	ニ 特定法人と締結する協定に関する事項	準及び賃借権の借賃の算定基準	ハ 設定される賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基	ロ特定法人貸付事業の実施主体	を実施することが適当であると認められる区域	イ 要活用農地が相当程度存在する区域であつて、特定法人貸付事業	六 特定法人貸付事業に関する次に掲げる事項	る事項

(農地保有合理化事業規程

第七条 以下 認を受けなければならない。 省令で定めるところにより、 農地保有合理化事業の全部又は一部を行おうとするときは、 「農地保有合理化事業規程」 第五条第一 一項第四号ロの規定により基本方針に定められた法人は 農地保有合理化事業の実施に関する規程 という。)を定め、 都道府県知事の承 農林水産

削 る。

2 略

3 に該当するものであるときは、 都道府県知事は、 農地保有合理化事業規程の内容が、 第一項の承認をするものとする。 次に掲げる要件

基本方針に適合するものであること。

<u>-</u> <u>•</u> <u>=</u> 略

4 (略

第八条 なけ きは、 いう。 ればならない 農林水産省令で定めるところにより、 前条第 は、 農地保有合理化事業規程の変更又は廃止をしようとすると 項の承認を受けた法人 (以 下 都道府県知事の承認を受け 「農地保有合理化法人」と

2 前条第三項及び第四項の規定は農地保有合理化事業規程の変更につい

(農地保有合理化事業規程]

第七条 理化事業規程」という。)を定め、 ならない。 ろにより、 事業の全部又は一部を行おうとするときは、 は前条第三項の規定により基本構想に定められた者は、 第五条第一 農地保有合理化事業の実施に関する規程 |項第四号ロの規定により基本方針に定められた法人又 都道府県知事の承認を受けなけ 農林水産省令で定めるとこ 以下 農地保有合理化 「農地保有合 れば

2 は、 前条第三項 前項の承認を受けようとするときは、 規定により基本構想に定め あらかじめ ħ た者 市 同条第六項の同 町 村 を 家会

ばならない

意を得た市町村

以下

「同意市町村」という。

の長の同意を得なけ

3 (略)

4 に該当するものであるときは、 都道府県知事は、 農地保有合理化事業規程の内容が、 第一 項の承認をするものとする。 次に掲げる要件

第三項に規定する者にあつては基本構想に適合するものであること。 第五条第 |項第四号ロに規定する法人にあつては基本方針に 前

略

5 (略)

第八条 知事の承認を受けなければならない をしようとするときは、 農地保有合理化法人は、農地保有合理化事業規程の変更又は廃 農林水産省令で定めるところにより、 都道 府県

2 前条第二 項、 第四項及び第五項の規定は農地保有合理化事業規程 0 変

て、同項の規定は農地保有合理化事業規程の廃止について準用する。

(報告徴収)

は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。め必要があると認めるときは、農地保有合理化法人に対し、その業務又第九条 都道府県知事は、農地保有合理化事業の適正な運営を確保するた

(改善命令)

第十条 (略)

〔削る。〕

(承認の取消し)

該当するときは、第七条第一項の規定による承認を取り消すことができ第十一条 都道府県知事は、農地保有合理化法人が次の各号のいずれかに

る

般財団法人でなくなつたとき。 農地保有合理化法人が第四条第二項に規定する一般社団法人又は一

二 (略)

三 農地保有合理化法人が前条の規定による命令に違反したとき。

廃止について準用する。更について、同条第二項及び第五項の規定は農地保有合理化事業規程

(報告徴収)

産の状況に関し必要な報告をさせることができる。
条第一項及び第十一条第一項において同じ。)に対し、その業務又は資め必要があると認めるときは、農地保有合理化法人(市町村を除く。次第九条 都道府県知事は、農地保有合理化事業の適正な運営を確保するた

(改善命令)

第十条 (略)

は、あらかじめ、同意市町村の長の意見を聴かなければならない。 号口に規定する法人を除く。)に対し、前項の命令をしようとするとき 都道府県知事は、農地保有合理化法人(市町村及び第五条第二項第四

(承認の取消し)

る。

該当するときは、第七条第一項の規定による承認を取り消すことができ第十一条 都道府県知事は、農地保有合理化法人が次の各号のいずれかに

二 (略)

三 農地保有合理化法人が前条第一項の規定による命令に違反したとき

(略

第三節 農地保有合理化支援法人

(準用)

第十一条の八 条第一 条中 定中 ものとする。 めるとき」と、 は に規定する一般社団法人又は一般財団法人でなくなつたとき」とあるの 人について準用する。 「第十一条の三に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認 「農地保有合理化事業」とあるのは「第十一条の三に規定する業務 「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、 項」とあるのは「次条第一項」と、同項第一号中「第四条第二項 第十一条中「承認」とあるのは「指定」と、 第九条から第十一条までの規定は、 同条第二項中「公告」とあるのは「公示」と読み替える この場合において、第九条から第十一条までの規 農地保有合理化支援法 同条第一項中 第九条及び第十 第七

第四節 農地利用集積円滑化団体

(農地利用集積円滑化事業規程)

第十一条の九 めるところにより 積円滑化事 市街化区域を除く。 条第六項の 業の全部又は 同意を得た市町村 第四条第三項各号に掲げる者 農地利用集積円滑化事業の実施に関する規程 の全部又は 部を行おうとするときは、 (以 下 一部を事業実施地域として農地利用集 「同意市町村」 (市町村を除く。 という。 農林水産省令で定 は、 0) 区 域 (第六

2 (略)

第三節 農地保有合理化支援法人

(準用)

第十一条の八 に実施していないと認めるとき」と、 なつたとき」とあるのは「第十一条の三に規定する業務を適正かつ確実 条の三に規定する業務」と、第十一条中「承認」とあるのは 第九条及び第十条第一項中「農地保有合理化事業」とあるのは「第十一 理化支援法人について準用する。この場合において、 号中 「公示」と読み替えるものとする。 項及び第十一条中 同条第一項中「第七条第一項」とあるのは 「第五条第二項第四号ロ又は第六条第三項に規定する法人でなく 第九条、 「都道府県知事」とあるのは 第十条第一項及び第十一条の規定は、 同条第二項中「公告」とあるのは 「次条第一項」と、 「農林水産大臣」と、 第九条、 農地保有合 「指定」と 第十条第 同項第

を受けなければならない。「農地利用集積円滑化事業規程」という。)を定め、同意市町村の承認

- ものとする。

 ・
 のとする。

 ・
 が項の農地利用集積円滑化事業規程においては、事業の種類、事業実
- 件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。 同意市町村は、農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要
- 基本構想に適合するものであること。
- ける農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。ている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域にお二 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行つ
- を実施すると認められること。
 画に従つて行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業
 三 第十二条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計
- 四 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
- じめ、農業委員会の決定を経なければならない。積円滑化事業規程について第一項の承認をしようとするときは、あらか同意市町村は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集
- 滑化事業の種類及び事業実施地域を公告しなければならない。ところにより、遅滞なく、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円5 同意市町村は、第一項の承認を行つたときは、農林水産省令で定める

規程の変更又は廃止をしようとするときは、農林水産省令で定めるとこ第十一条の十 前条第一項の承認を受けた者は、農地利用集積円滑化事業

ろにより、同意市町村の承認を受けなければならない。

いて準用する。 いて準用する。 前条第三項から第五項の規定は前項の規定による廃止の承認につ 2 前条第三項から第五項までの規定は前項の規定による変更の承認につ

集積円滑化事業規程を定めなければならない。

文は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部第十一条の十一同意市町村は、その区域(市街化区域を除く。)の全部

げる要件に該当するものでなければならない。 2 前項の農地利用集積円滑化事業規程は、第十一条の九第三項各号に掲

会の決定を経なければならない。 用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員 同意市町村は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利

上について準用する。ついて、前二項の規定は当該農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃っいて、前二項の規定は当該農地利用集積円滑化事業規程に

(委任の申込みに応ずる義務)

第十一条の十二 第十一条の九第一項の承認を受けた者又は農地利用集積

なければ、当該委任契約の締結を拒んではならない。

一次のであって、農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときは、正当な理由が地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地地域に存する農用地等の所有者代理事業を行うものは、その事業実施という。)であって、農地所有者代理事業を行うものは、その事業実施という。

(準用)

第十一条の十三 る。 組合又は 掲げる者 協同組合若しくは 条の九第 滑化事業」と、 九条及び第十条中 の承認を受けた者について準用する。 人又は一般財団法人」 条までの規定中 (農地売買等事業を行つている場合にあつては) 項 般社団法人若しくは بح 第十一条第一項中 第九条から第十一条までの規定は、 「農地保有合理化事業」とあるのは 般社団法人若しくは 同項第一 とあるのは 「都道府県知事」とあるのは 号中 一般財団法人)」と読み替えるものとす 「第四条第三項第 「第四条第1 「第七条第 この場合において、 般財団法人又は同項第二 項」とあるのは 一項に規定する一 第十一 同意市町村」 一号に規定する農業 「農地利用集積円 第九条から第 当該農業協同 条の九第一 般社団 第十一 一号に 第 項

(農業経営改善計画の変更等)

第十二条の二 (略)

画」という。)が同条第四項各号に掲げる要件に該当しないものと認め定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計2 同意市町村は、前条第一項の認定に係る農業経営改善計画(前項の規

(農業経営改善計画の変更等)

第十二条の二(略)

2

画」という。)が同条第四項各号に掲げる要件に該当しないものと認め定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計同意市町村は、前条第一項の認定に係る農業経営改善計画(前項の規

ていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じ条第三項に規定する者(第十四条において「関連事業者等」という。)られるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同

3 (畝

(認定農業者への利用権の設定等の促進)

第十三条 (略)

団体を含めて当該調整を行うものとする。

(化団体の同意を得て、当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化必要であると認めるときは、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化事業の実施がを図るため農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業の実施が、農業委員会は、前項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実

3 · 4 (略)

第十三条の二 円滑化団体による買入れが特に必要であると認めるときは、 用 来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農 該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将 対する利用権の設定等が困難な場合であつて、 化法人又は農地利用集積円滑化団体を含めた調整において認定農業者に カン 地 らの申出 0 利 つ、 用 同 の内容が当該農用地についての所有権の移転に係るものであ の集積を図るため当該農地保有合理化法人又は農地利用集積 条第 同意市町 |項の規定による当該農用地についての農地保有合理 村の農業委員会は、 前条第 当該農用地について、 項の農用地の 同意市町村 所 有者 当

講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。。)が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を条第三項に規定する者(第十三条の三において「関連事業者等」というられるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同

3 (略

(認定農業者への利用権の設定等の促進)

第十三条 (略)

該調整を行うものとする。 農地保有合理化法人の同意を得て、当該農地保有合理化法人を含めて当施を図るため農地保有合理化事業の実施が必要であると認めるときは、 農業委員会は、前項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実

3 · 4 (略)

第十三条の二 当該農地保 り かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため おける農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて な場合であつて、 化法人を含めた調整において認定農業者に対する利用権の設定等が困 からの申出の内容が当該農用地についての所有権の移転に係るもの 同意市町村の長に対し、 かつ、 同条第一 有合理化法人による買入れが特に必要であると認めるときは 同意市 当該農用地について、 |項の規定による当該農用地についての農地保 町 村の農業委員会は、 次項の規定による通知をするよう要請するこ 当該農用地を含む周辺の 前条第 項の農用 地 効率的 有合理 地 所 域に であ 有

化法人又は農地利用集積円滑化団体が買入れの協議を行う旨を当該農用特に必要であると認めるときは、前条第二項の調整に係る農地保有合理本構想の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが本構物の達成に資する見地からみて、当該要請を受けた場合において、基の長に対し、次項の規定による通知をするよう要請することができる。

3·4 (略

地

の所有者に通知するものとする。

5 は 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体以外の者に譲り渡して 通 が た日から起算して三週間を経過するまでの間 ならない。 知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた 成立しないことが明らかになつたときは、 第二項の規定による通知を受けた農用地の その時までの間) 所有者は、 (その期間内に同項の協議 当該通知 は、 が 当該 あ 0 5

(農地法の特例)

、チに掲げる者(農業経営基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定す式会社にあつては、チに掲げる者」とあるのは、「株式会社にあつては、いての農地法第二条第三項第二号の規定の適用については、同号中「株別として認定農業者に出資している場合における当該関連事業者等につまれて、 関連事業者等が認定計画に従つて第十二条第三項に規定する措

とができる。

3 · 4 (略)

農地保有合理化法人以外の者に譲り渡してはならない 通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされ が成立しないことが明らかになつたときは、 た日から起算して三週間を経過するまでの間 第二項の規定による通知を受けた農用地の その時までの 所有者は、 (その期間内に同 当該 間 通知 項 は Ó が 当該 協 あ 議 0

する。
う当該農用地を優先的に認定農業者に売り渡し、又は貸し付けるものとう当該農用地を優先的に認定農業者に売り渡し、又は貸し付けるものと農地保有合理化法人は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよ 第二項の規定による通知に係る農用地を同項の協議により買い入れた

6

(農地法の特例)

経営基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定する認定計画に従つてそ「下に掲げる者の有する議決権の」とあるのは、「下に掲げる者(農業についての農地法第二条第七項第二号の規定の適用については、同号中第十三条の三 関連事業者等が認定計画に従つて第十二条第三項に規定す

等を除く。以下この号において同じ。)」とする。 る認定計画に従つてその法人に出資している同項に規定する関連事業者

〔削る。

第十七条 (略)

| 行わないものとする。| 2 同意市町村は、市街化区域においては、農業経営基盤強化促進事業を

において同じ。)の有する議決権の」とする。の法人に出資している同項に規定する関連事業者等を除く。以下この号

第十四条 削除

第十七条 (略)

2 除く。 九年法律第六十八号) 上の利用が行われている農用地の存する区域及び生産緑地法 議が調つたもの の市街化区域と定められた区域で同法第二十三条第 同意市町村は、 以 下 「市街化区域」という。 (当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業 都市計画法 第三条第一項の規定による生産緑地地区の区域を (昭和四十三年法律第百号) においては、 農業経営基盤強化促 項の規定による協 第七条第 (昭和四十 項

(農用地利用集積計画の作成

進事業を行わないものとする。

第十八条 (略)

2 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする

(略)

目及び面積 一 前号に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地

一 (略)

2

農用地利用集積計画においては、

次に掲げる事項を定めるものとする

第十八条

(略

(農用地利用集積計画の作成

める者を除く。第六号において同じ。)である場合には、賃借権又は集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定むと認められない者(農業生産法人、農地保有合理化法人、農地利用を設定等の事業に必要な農作業に常時従事する。前号に規定する者が利用権の設定等(その者が利用権の設定等を受

目及び面積 使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、 地 番 地

三 分 五 略

又は使用貸借の解除をする旨の条件 後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借 る場合には、 又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められな 第 号に規定する者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作 その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた 者であ

七 略

3 らない。 農用地利用集積計画は、 次に掲げる要件に該当するものでなければな

(略)

員又は株主 会が利用権の設定又は移転を受けるとき、 の実施によつて利用権の設定を受ける場合、 規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業 よつて利用権の設定等を受ける場合、 等を受ける場合、 地保有合理化法人が農地保有合理化事業の実施によつて利用権の設定 次に掲げる要件 項第 前項第一号に規定する者が、 イに掲げる要件)のすべてを備えることとなること。ただし、 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連 (農地法第1 (農業生産法人及び同項第六号に規定する者にあつて 農地利用集積円滑化団体が農地売買等事業の実施に 一条第三項第 利用権の設定等を受けた後において、 一号チに掲げる者を除く。 農業協同組合法第十条第二項に 農業生産法人の組合員、 同法第十 条の三十一第 が当 農 社 合

該農業生産法人に前項第二号に規定する土地について利用権の設定等

三~五 略

六 略

3 らない。 農用地利用集積計画は、 次に掲げる要件に該当するものでなければ

(略)

号に規定する土地について利用権の設定等を行うため利用権の設定等 等を受ける場合、 のすべてを備えることとなること。ただし、 農業生産法人の組合員、 農業協同組合が当該事業の実施によつて利用権の設定を受ける場合 利の設定を受ける場合であつてこれらの権利の設定を受けた後におい 地保有合理化事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合、 地保有合理化法人が特定法人貸付事業の用に供するため利用権の設定 てイ及びハに掲げる要件を備えることとなるとき、 法人が特定法人貸付事業の実施によつて賃借権又は使用貸借による権 次に掲げる要件(農業生産法人にあつては、 前項第一号に規定する者が、 農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う 社員又は株主が当該農業生産法人に前項第二 利用権の設定等を受けた後において 農地保有合理化法人が農 イ及びハに掲げる要件 同意市町村又は農 特定

つては、この限りでない。を行うため利用権の設定等を受ける場合その他政令で定める場合にあ

られること。
。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認めとが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含むとが適当な土地を開発した場合におけるその開発して農用地とするこイ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とするこ

口 (略)

〔削る。〕

三 同意については、 定又は移転をする場合における当該土地につ について利用権 のすべての同意が得られていること。 借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者 当該土地について所有権、 る者の同意が得られていれば足りる。 前項第二号に規定する土地ごとに、 (その存続期間が五年を超えないものに限る。 当該土地について二分の 地上権、 永小作権、 ただし、 同項第一号に規定する者並びに を超える共有持分を有 いて所有権を有する者 質権、 数人の共有に係る土地 賃借権、 使用貸 の設

4 (略)

5 同意市町村は、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める目的のため5 同意市町村は、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める目的のため

当該市町村の区域の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利

を受ける場合その他政令で定める場合にあつては、この限りでない。

。) のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められることとが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含むとが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地とするこれ作又は養畜の事業に供すべき農用地 (開発して農用地とするこ

イ

口 (略)

業を行うことができると認められること。
 前項第二号に規定する土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事

のすべての同意が得られていること。借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸三 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに

4 (略

5 くは 合が、 ため、 域の全部若しくは るところに従い農用地利用改善事業を行う団体若しくは当該市町 同意市町村は、 一部とする土地改良区が その構成員若しくは組合員に係る農用地の利用関係の改善を図る 又は当該市 第一 町 部をその地区の全部若しくは 村 一十三条第 の区域の全部若しくは その地区内の土地改良法 項の認定に係る農用地利用規程で定め 部 をその 部とする農業協同 地区の (昭和二十四年 全部若し 村 の区 組

目的 用集積円滑化 団体 その 事業実施地域内の農用地の利用の集積を図る

員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図る目的 は 農用地 第二十三条第 部をその地区の全部若しくは 利用改善事業を行う団体又は当該市町村の区域の全部若しく 項 の認定に係る農用地利用規程で定めるところに従 部とする農業協同組合 その構成

三 域における農用地の集団化と相まつて農用地の利用の集積を図る目 土地改良区 当該市町村の区域の全部又は 第五十二条第一 その地区内の土地改良法 項又は第八十九条の二第 部をその地区の全部又は (昭和二十四年法律第百九十五 項の換地計 画に係る地 部とする

(農用地利用集積計画 の取消し等)

第二十条の二 なければならない。 が賃貸借又は使用貸借の解除をしないときは、 用していないと認められるにもかかわらず、 定を受けた第十八条第二項第六号に規定する者がその農用地を適正に利 利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設 農用地利用集積計画のうちこれらの権利の設定に係る部分を取り消さ 同意市町村は、 第十九条の規定による公告があ これらの権利を設定した者 農業委員会の決定を経て つた農用 地

2 は解除されたものとみなす。 で定めるところにより、 前項の規定による公告があつたときは 同意市町村は、 前項の規定による取消しをしたときは、 遅滞なく その旨を公告しなければならない。 第 一項の賃貸借又は使用貸借 農林水産省令

3

めるものとする 申 る事項の全部又は 集積を図るため、 換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まつて農用地の 法律第百九十五号) 出た場合には 農林水産省令で定めるところにより第 その申 第五十二条第一項若しくは第八十九条の二第 部を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを -出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定 一項各号に掲げ 利用の 一項の

(農用地利用規程)

第二十三条 (略)

2·3 (略)

4 は、 意を得て、 特定農業団体」という。)を、 込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。 営を営む法人を除き、 について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経 定農業法人」という。 委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下 成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の 効 通 一率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、 し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるとき 第 当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う 項に規定する団体は、 農用地利用規程に定めることができる 農業経営を営む法人となることが確実であると見 又は当該団体の構成員からその所有する農用地 農用地の保有及び利用の現況及び将来の見 当該特定農業法人又は特定農業団体の同 当該団体の構 以下「 特 4

5~9 (略)

に対し、農用地利用改善事業に関し、必要な助言を求めることができる員会、農業協同組合、農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体10 第一項の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、農業委

(農用地利用規程の変更等)

しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。ただ第二十四条 認定団体は、前条第一項の認定に係る農用地利用規程を変更

(農用地利用規程)

第二十三条 (略)

2 · 3 (略)

う。)を、 用規程に定めることができる。 の政令で定める要件に該当するものに限る。 を除き、 て農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体 法人」という。) 又は当該団体の構成員からその所有する農用地につい 委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人(以下「特定農業 成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の 効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、 は、 通 し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるとき 第 当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う 項に規定する団体は、 農業生産法人となることが確実であると見込まれることその他 当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、 農用地の保有及び利用の現況及び将来の見 以下 「特定農業団体」 (農業生産法人 当該団体の構 農用地

5~9 (略)

業に関し、必要な助言を求めることができる。 員会、農業協同組合及び農地保有合理化法人に対し、農用地利用改善事10 第一項の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、農業委

(農用地利用規程の変更等)

変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。|第二十三条の二 認定団体は、前条第一項の認定に係る農用地利用規程を|

ようとする場合は、この限りでない。

、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となつた場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令で定める軽微な変更をした、その構成員を主たる組合員とのところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員とのというにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員とのというによりによっている。

2~4 (略)

第二十五条 (略)

(勧奨等)

第二十六条 (略)

〔削る。〕

(委託を受けて行う農作業の実施の促進等)

第二十七条 (略)

「削る。

る場合は、この限りでない。 をだし、特定農用地利用規程を変更して当該農業生産法人を特定農業法人として特定農用地利用規程を変更して当該農業生産法人を特定農業法人として当該場がで定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省の場合は、この限りでない。

2~4 (略)

二十三条の三(略)

(勧奨等)

第二十四条 (略)

第二十五条 削除

(委託を受けて行う農作業の実施の促進等)

第二十六条 (略)

第四章の二 遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置

(農業委員会の指導)

に存する要活用農地の所有者又はその要活用農地について所有権以外のら特に必要であると認めるときは、その区域(市街化区域を除く。)内第二十七条 同意市町村の農業委員会は、基本構想の達成に資する見地か

を図るため必要な指導をするものとする。を有する者」という。)に対し、当該要活用農地の農業上の利用の増進権原に基づき使用及び収益をする者(次条第一項において「使用収益権

し、次条第一項の規定による通知をするよう要請することができる。 項の規定による指導をすることができないときは、同意市町村の長に対指導に係る要活用農地が相当期間耕作の目的に供されないとき、又は同 農業委員会は、前項の規定による指導をした場合においてもなお当該

(特定遊休農地である旨の通知等)

第二十七条の二 とする。 いときは、 通知を受けるべき特定遊休農地の農地所有者等を確知することができな が特定遊休農地である旨を通知するものとする。 は、 で著しく支障があると認めるときは、 されないことが当該要活用農地を含む周辺の地域の農業の振興を図る上 た場合において、 その者。 当該要活用農地の農地所有者(使用収益権を有する者がある場合に 農林水産省令で定めるところにより、 以 下 同意市町村の長は、 当該要請に係る要活用農地が引き続き耕作の目的に供 「農地所有者等」という。 前条第二項の規定による要請を受け 農林水産省令で定めるところによ)に対し、 その旨を公告するもの ただし、 当該要活用農地 過失がなくて

3 同意市町村の長は、前項の規定による届出があつた場合において、当上の利用に関する計画を同意市町村の長に届け出なければならない。 上の利用に関する計画を同意市町村の長に届け出なければならない。 本水産省令で定めるところにより、当該通知に係る特定遊休農地の農業 があった日から起算して六週間以内に、農

のとする。

のとする。

があるときは、その旨を農業委員会に通知するも該届出に係る計画に当該特定遊休農地の利用権の設定等についてあつせ

の農用地の所有者からの申出があつたものとみなす。 前項の規定により農業委員会に通知があつた場合は、第十三条第一項

(特定遊休農地の農業上の利用の増進に関する勧告等)

ために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対しに支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対した場合において、当該届出に係る計画の内容からみて、基本構想の達成をあるとのである。

2 同意市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る特定遊休農地の利用権の設定等を希望する農地保有合理化法人、市町村又は特定定める要件に該当するもののうちから利用権の設定等に関する協議を行う者を指定して、その者が利用権の設定等に関する協議を行う者を指定して、その者が利用権の設定等に関する協議を行う者を指定して、その者が利用権の設定等に関する協議を行う音を当該勧告を受けた者に通知するものとする。

通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該特定遊休農地の利用権 権の設定等に関する協議を行うことができる。この場合において、当該 目までの間、当該通知を受けた者と当該通知に係る特定遊休農地の利用 日までの規定による通知があつた日から起算して六週間を経過する

の設定等に関する協議を行うことを拒んではならない。

地の農業上の利用の増進に努めるものとする。 農地保有合理化法人等は、基本構想の達成に資するよう当該特定遊休農 前項の規定による協議に係る特定遊休農地の利用権の設定等を受けた

(都道府県知事の調停)

第二十七条の四 前条第三項の規定による協議が調わず、又は協議をする第二十七条の四 前条第三項の規定による協議による協議が調わず、又は協議をする。

- | 停を行うものとする。 | 2 | 都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに調
- 4 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これをの提供その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならない。とともに、前条第二項の指定をした同意市町村の長に対し、助言、資料との 報道府県知事は、第一項の調停を行う場合には、当事者の意見を聴く
- (裁定の申請)

当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

以内に当該勧告に係る調停案の受諾をしないときは、第二十七条の三第において、その勧告を受けた者が当該勧告があつた日から起算して二月第二十七条の五 都道府県知事が前条第四項の規定による勧告をした場合

事に対し、 定を申請することができる。 起算して六月以内に、 二項の指定を受けた農地保有合理化法人等は、 ついての耕作を目的とする賃借権をいう。 当該勧告に係る特定遊休農地について、 農林水産省令で定めるところにより、 以下同じ。 当該勧告があつた日から 特定利用権)の設定に関し裁 都道府県知 (農地に

(意見書の提出)

第二十七条の六 農林水産省令で定める事項を公告するとともに、 都道府県知事は、 前条の規定による申請があつたときは その申請に係る特定

して意見書を提出する機会を与えなければならない。

遊休農地の農地所有者等にこれを通知し、

二週間を下らない期間を指定

2

事項を明らかにしなければならない。 地を現に耕作の目的に供していない理由その他の農林水産省令で定める 権利の種類及び内容、 前項の意見書を提出する者は、 その者が前条の規定による申請に その意見書において、 係る特定遊休農 その者の有する

3 はならない。 都道府県知事は 第一項の期間を経過した後でなければ 裁定をして

(裁定)

第二十七条の七 において、 て引き続き耕作の目的に供されないことが確実であると見込まれる場合 の意見書の内容その他その特定遊休農地の利用に関する諸事情を考慮し る特定遊休農地が現に耕作の目的に供されておらず、 その申請をした者がその特定遊休農地をその者の利用計画に 都道府県知事は、 第二十七条の五の規定による申請に係 カ 前条第一項

認めるときは、その必要の限度において、特定利用権を設定すべき旨の従つて利用に供することが基本構想の達成のため必要かつ適当であると

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。 裁定をするものとする。

| 特定利用権を設定すべき特定遊休農地の所在、地番、地目及び面積

二 特定利用権の内容

三 特定利用権の始期及び存続期間

四借賃

五 借賃の支払の方法

申請の範囲を超えてはならず、同項第二号に掲げる事項についてはその3 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については

でなければならず、同項第三号に規定する存続期間については五年を限特定遊休農地の性質によつて定まる用方に従い利用することとなるもの

度としなければならない。

都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。 4 都道府県知事は、第一項の裁定をしようとするときは、あらかじめ、

(裁定の効果等)

2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、そ 水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請を もに、これを公告しなければならない。その裁定についての審査請求に もに、これを公告しなければならない。その裁定についての審査請求に をとした者及びその申請に係る特定遊休農地の農地所有者等に通知するとと は、これを公告しなければならない。その裁定についての審査請求に が産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請を

が締結されたものとみなす。る特定遊休農地の農地所有者等との間に特定利用権の設定に関する契約の裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした者とその申請に係

六百十二条の規定は、前項の場合には、適用しない。 | 3 | 民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百七十二条ただし書及び第

服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただ第二十七条の九 第二十七条の七第一項の裁定のうち借賃の額について不

2 前項の訴えにおいては、第二十七条の七第一項の裁定の申請をした表し、その裁定があつた日から六月を経過したときは、この限りでない。

| 又はその申請に係る特定遊休農地の農地所有者等を被告とする。 | 2 | 前項の訴えにおいては、第二十七条の七第一項の裁定の申請をした者

賃の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることがで3 第二十七条の七第一項の裁定についての審査請求においては、その借

(特定利用権に係る賃貸借の解除)

きない。

除をすることができる。 除をすることができる。

の限りでない。 常二十七条の十一 第二十七条の十一 第二十七条の十一 第二十七条の十一 第二十七条の八第二項の規定により設定された特定利 の限りでない。 第二十七条の十一 第二十七条の八第二項の規定により設定された特定利 の限りでない。

2 民法第六百十二条の規定は、前項ただし書の場合には、適用しない。

(措置命令)

第二十七条の十二 る。 の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置 において、 い支障が生じ、 「支障の除去等の措置」という。 当該特定遊休農地の周辺の地域における農用地に係る営農条件に著し 土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により 当該特定遊休農地の農地所有者等に対し、 又は生ずるおそれがあると認める場合には、 同意市町村の長は、)を講ずべきことを命ずることができ 特定遊休農地における病害虫の発 (以下この条において 期限を定めて、 必要な限度

載した命令書を交付しなければならない。 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記

[削る。]

を、あらかじめ、公告しなければならない。ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨

とする場合において、過失がなくて当該支障の除去等の措置を命ずべ二 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じよう

ないとき。
項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまが

いて、農林水産省令で定めるところにより、当該特定遊休農地の農地所部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより同項の支障の除去等の措置の全

5 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法(有者等に負担させることができる。

昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。

第四章の三 特定法人貸付事業の実施

六号イの区域(市街化区域を除く。)において、当該区域における農用主体(以下この条において「実施主体」という。)は、第六条第二項第第二十七条の十三 基本構想において定められた特定法人貸付事業の実施

2

(略

(農業委員会等の協力)

(資金の貸付け)

第三十四条

国は、

都道府県が農地保有合理化法人に対し、その行う農地

必要な資金の額の三分の二以内の額を無利子で貸し付けることができる利子で貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、当該事業に保有合理化事業(研修等事業を除く。)に要する費用に充てる資金を無

2 (略

(農業委員会等の協力)

業を行うものとする。
を定的な農業経営の育成に資するため、基本構想に従い特定法人貸付事るときは、当該区域内の農用地について農業上の利用を行う効率的かつ地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて必要であると認め

2 実施主体は、特定法人貸付事業の実施に当たり、特定法人の行う耕作 と締結するものとする。 と締結するものとする。 と締結するものとする。 と締結するものとする。 と締結するものとする。 と締結するものとする。 と締結するものとする。

化法人は、あらかじめ、同意市町村に協議しなければならない。

さいる農用地の貸付契約を解除することができる。この場合において、実施

支に、実施主体は、特定法人貸付事業の実施により特定法人に貸し付けられ

3

(資金の貸付け)

第三十七条 な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するように努め は、この法律に基づく措置の円滑な推進に資することとなるよう、必要 ろにより農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずるに当たつて 人及び農地利用集積円滑化団体は、この法律その他の法令の定めるとこ 農業委員会、 農業協同組合、土地改良区、 農地保有合理化法

(事務の区分)

るものとする。

第三十八条 り都道府県が処理することとされている事務は、 項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 七条第一項及び第四項 第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第二十九条の規定によ 第五条第一項及び第四項から第六項まで、第六条第六項、 (第八条第二項において準用する場合を含む。 地方自治法第二条第九 第

第六章 罰則

〔削る。

第三十九条 に農用地を譲り渡した者は、 第十三条の二第五項の規定に違反して同項に規定する期間内 十万円以下の過料に処する。

〔削る。

第三十七条 の円滑な推進に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力す 化を促進するための措置を講ずるに当たつては、この法律に基づく措置 法人は、この法律その他の法令の定めるところにより農業経営基盤の強 農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地保有合理化

(事務の区分)

るように努めるものとする。

第三十八条 条の五、 道府県が処理することとされている事務は、 七条第一項及び第五項 二十七条の八第 号に規定する第一号法定受託事務とする。 第八条第一項、 第二十七条の六第一項、 第五条第一項及び第四項から第六項まで、第六条第六項、 第九条から第十一条まで、 項、 第一 (第八条第二項において準用する場合を含む。) 一十七条の十並びに第二十九条の規定により都 第二十七条の七第 地方自治法第二条第九項第 第二十七条の四、 一項及び第四項、 第二十七 第 第

第六章 罰則

第三十九条 三十万円以下の罰金に処する。 第 一十七条の十二第 項の規定による命令に違反した者は、

第四十条 一 る。 次の各号のいずれかに該当する者は、 十万円以下の過料に処す

第十三条の二第五項の規定に違反して、 同項に規定する期間内に農

用地を譲り渡した者

届出をした者

二 第二十七条の二第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の

(傍線
0
部分
í
改
正
部
分
_

改 正 案	現行
目次	目次
第一章 総則(第一条—第三条)	第一章 総則(第一条—第三条)
第一章の二 農用地等の確保等に関する基本指針(第三条の二・第三条	第一章の二 農用地等の確保等に関する基本指針(第三条の二・第三条
の三)	の三)
第二章 農業振興地域整備基本方針(第四条—第五条の三)	第二章 農業振興地域整備基本方針(第四条・第五条)
第三章 農業振興地域の指定等(第六条・第七条)	第三章 農業振興地域の指定等(第六条・第七条)
第四章 農業振興地域整備計画(第八条—第十三条の六)	第四章 農業振興地域整備計画(第八条—第十三条の六)
第五章 土地利用に関する措置(第十四条—第十九条)	第五章 土地利用に関する措置(第十四条—第十九条)
第六章 雑則(第二十条—第二十五条)	第六章 雑則(第二十条—第二十五条)
第七章 罰則 (第二十六条・第二十七条)	第七章 罰則(第二十六条・第二十七条)
附則	附則
(基本指針の作成)	(基本指針の作成)
第三条の二(略)	第三条の二 (略)
2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、農業振興地域整備基本	2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、農業振興地域整備基本
方針の指針となるべきものを定めるものとする。	方針の指針となるべきものを定めるものとする。
一 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する	一農用地等の確保に関する基本的な方向
基本的な方向	
二 都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に	

第四条 2 第五条の二 2 4 3 3 7 二 主 とする。 三 · 四 求等) 聴かなければならない。 十五条の四第 成状況について、 業振興地域整備基本方針に定める確保すべき農用地等の面積の目 長に協議し、 (確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する資料の提出の要 事項 (農業振興地域整備基本方針の作成) 前項第一 農業振興地域整備基本方針においては、 農林水産大臣は 農林水産大臣は、 関する事項 (略) 確保すべ (略) (略) (略) 一号に掲げる事項に係る部分については都道府県知事の意見を (略) 農林水産大臣は、 かつ、 き農用地等の 項の規定による資料の提出の求めを行うものとする。 地方自治法 毎年、 食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに 基本指針を定めようとするときは、 前項の規定により提出を受けた資料により把 面積の目標その他の農用地等の確保に関する 毎年、 (昭和) 都道府県に対し、 一十二年法律第六十七号) 次に掲げる事項を定めるもの 当該都道府県の農 関係行政機関の 第二百四 1標の達 第四条 2 4 3 3 7 とする。 <u>-</u> <u>-</u> <u>=</u> 二 三 ならない。 長に協議し、 農業振興地域整備基本方針においては、 (農業振興地域整備基本方針の作成) 農林水産大臣は、 (略) 農用地等の確保に関する事項 (略) (略) (略) (略) かつ、 食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければ 基本指針を定めようとするときは、 次に掲げる事項を定めるも 関係行政機関

 \mathcal{O}

握した目標の達成状況を公表するものとする。

(農用地等の確保を図るための是正の要求の方式)

第五条の三 農林水産大臣は、前条第一項の規定により提出を受けた資料第五条の三 農林水産大臣は、前条第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県知事が講ずべきにより把握した目標の達成状況が著しく不十分であると認める場合におって、次に掲げる都道府県知事の事務の処理が農用地等の確保に支障を上して、次に掲げる都道府県知事の事務の処理が農用地等の確保に支障を上して、次に掲げる都道府県知事の事務の処理が農用地等の確保に支障を

措置の内容を示して行うものとする。

一次条第一項の規定による指定に関する事務

| 第七条第一項の規定による変更又は解除に関する事務

三 第八条第四項 (第十三条第四項において準用する場合を含む。) の

規定による同意に関する事務

四 第十三条第三項の規定による指示に関する事務

(農業振興地域整備計画の変更)

第十三条 (略)

たす場合に限り、することができる。 除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から2 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外

·二 (略)

| 営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない| | 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経

(農業振興地域整備計画の変更)

第十三条 (略)

(略

- 141 -

四 五. 認 め 5 れること。

略

3 4 略

第十三条の五 する。 は、 条 項、 替えは、 第百十二条、 (第二項を除く。 第十三条の二第一項及び第二項の規定による交換分合について準用 第百二条から第百七条まで、第百八条第一項及び第二項、 この場合において、 政令で定める。 土地改良法第九十九条 第百十三条、 並びに第百二十一条から第百二十三条までの規定 これらの規定の準用について必要な技術的読 第百十四条第一項、 (第一項を除く。)、 第百十五条、 第百一条第二 第百九条 第百十八

(農用地区域内における開発行為の制限

第十五条の二 限りでない。 らない。 水産省令で定めるところにより、 くは増築をいう。 その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、 ただし、 農用地区域内において開発行為 以下同じ。)をしようとする者は、 次の各号のいずれかに該当する行為については、 都道府県知事の許可を受けなければな (宅地の造成、 あらかじめ、 土石の採取 改築若し この 農林

省令で定めるものの用に供するために行う行為 又は農業振興上 国又は地方公共団体が、 必要性が高 道路、 いと認められる施設であつて農林水産 農業用用排水施設その他 |の地域振興

(略)

三 農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号) 第四条第一 項又は第五

三| • 兀 (略)

3 • 4 略

第十三条の五 項、 な技術的読替えは、 ついて準用する。 までの規定は、 第百十八条 第百十条、 第百二条から第百七条まで、第百八条第一項及び第二 第百十二条、 土地改良法第九十九条 (第二項を除く。) 並びに第百二十一条から第百二十三条 第十三条の二第一項及び第二項の規定による交換分合に この場合において、 政令で定める。 第百十三条、第百十四条第一 (第一項を除く。 これらの規定の準用について必要 項、 項、 第百 第百十五 第百九条 条第 条

(農用地区域内における開発行為の制限

第十五条の二 限りでない。 らない。 水産省令で定めるところにより、 くは増築をいう。 その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、 ただし、 農用地区域内において開発行為 以下同じ。)をしようとする者は、 次の各号のいずれかに該当する行為については、 都道府県知事の許可を受けなければな (宅地の造成、 あらかじめ、 土石の 改築若し この 農林 採 取

国又は地方公共団体が行う行為

略

三 農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号) 第四条第 項 第五条

条第 項 の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う

三の二 う行為 る土地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供するために行 よつて設定され、 九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところに 農業経営基盤強化促進法 又は移転された同法第四条第四項第 (昭和五十五年法律第六十五号) 一号の権利に係 第十

三の三〜七 略

2 6

(略

7 の許可 又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもつて同項 いずれかに該当する行為を除く。 国又は地方公共団 が あ つたものとみなす。 体が農用地区域内において開発行為 をしようとする場合においては、 (第 項各号の 玉

8 第六項の規定は 前項の協議を成立させようとする場合について準用

(農地等の転用の制限

第十七条 ようにしなければならない 土地が農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供されない 項及び第五条第 第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地についての同法第四条第一 農林水産大臣及び都道府県知事は、 **頃の許可に関する処分を行うに当たつては、これらの** 農用地区域内にある農地法

> 第 に供するために行う行為 一項又は第七十三条第 一項の許可に係る土地をその許可に係る目 的

三の二 農業経営基盤強化促進法 う行為 る土地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供するために行 よつて設定され、 九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところに 又は移転された同法第四条第1 (昭和五十五年法律第六十五号) 項第 号の権利に係 第十

三の三〜七 略

2 6

略

、農地等の転用の制限

第十七条 項 第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地についての同法第四条第 の用途に供されないようにしなければならない たつては、これらの土地が農用地利用計画において指定された用途以外 第五条第一項及び第七十三条第 農林水産大臣及び都道府県知事は、 | 項の許可に関する処分を行うに当 農用地区域内にある農地法

_
傍絲
0
の部の
分
は
改
IF
剖
分
_

2 (略)

二~十五

(略

3 と又は売り渡すことを目的とする信託の引受けを行うことができる。 委託により、次の各号に掲げる不動産を貸付けの方法により運用するこ 規定する農地又は採草放牧地をいう。 第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合は、 放牧地(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に 信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係る農地又は採草 第十一条の三十 第一 項第一号 組合員の

(略)

及び第三号において同じ。)

4) 5 24

(略)

第十一条の三十一 出資組合は、 事業のほか、農業の経営及びこれに附帯する事業を併せ行うことができ 次に掲げる場合には、 第十条に規定する

ことができる。

る農業の経営及び技術の向上に関する指導 会並びに第十一条の三十 の農業協同組合連合会 .て同じ。)のためにす

二~十五 (略)

2

(略)

3 と又は売り渡すことを目的とする信託の引受けを行うことができる。 委託により、次の各号に掲げる不動産を貸付けの方法により運用するこ 第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合は、 規定する農地又は採草放牧地をいう。第十一条の三十一第一 放牧地(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に 信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係る農地又は採草 項第二号 組合員の

4) 5 24) (略) (略)

において同じ。)

第十一条の三十一 ため、次に掲げる場合には、第十条に規定する事業のほか、 出資組合は、 効率的かつ安定的な農業経営を育成する 農業の経営

る。 --う場合 採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通しからみて、 業の経営を行うことが相当と認められるものについて農業の経営を行 地又は採草放牧地の農業上の利用の増進を図るためには組合が自ら農 当該組合の地区内にある農地又は採草放牧地のうち、 当該農地又は 当該農

第四条第三項第一号ハに掲げる事業を実施する場合 一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。)として同法団体(農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十二 効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農地利用集積円滑化

げる場合に準ずる場合として農林水産省令で定めるとき。 三 農地又は採草放牧地を利用しないで行う場合において、前二号に掲

② (略)

② 第一項の規定により組合が農業の経営を行うには、総組合員(第十二条第一項第二号から第四号までの規定による組合員を除く。以下この条条第一項第二号から第四号までの規定による組合員を除く。以下この条

④(略

⑥ 前項に規定する農業協同組合が同項の規定により第三項又は第四項

及びこれに附帯する事業を併せ行うことができる。

下同じ。)として同項第四号に掲げる事業を実施する場合第六十五号)第四条第二項に規定する農地保有合理化法人をいう。以農地保有合理化法人(農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律

② (略)

同じ。)の三分の二以上の書面による同意を得なければならない。第二項第二号若しくは第三号の規定による会員を除く。第五項において員(第十二条第一項第二号から第四号までの規定による組合員又は同条③ 第一項の規定により組合が農業の経営を行うには、総組合員又は総会

④(略)

多数による議決を経なければならない。合の総会に総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の規定による同意を得ないで農業の経営を行う場合には、当該農業協同組

は組合員に通知しなければならない。
は、当該議決をした日から二週間以内に、当該議決の内容を公告し、又は、当該議決をした日から二週間以内に、当該議決をした場合に

経営を行うことはできない。

「田頂の規定による公告又は第四項の規定による同意を得ないで農業のに対し書面をもつて農業の経営に反対の意思の通知を行つたときは、第一に対し書面をもつて農業の経営に反対の意思の通知を行つたときは、第一に対し書面をもつて農業の経営に反対の意思の通知を行つたときは、第一の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該農業協同組合の総組合員の六分の一以上の組合員が

 の経営に関し、当該農業協同組合が属する農業協同組合連合会の総会に 豊業の経営に関し、第三項又は第四項の規定による同意をするには、当 農業の経営に関し、第三項又は第四項の規定による同意をするには、当 の経営に関し、第三項又は第四項の規定による同意をするには、当 の経営に関し、第三項又は第四項の規定による同意をするには、当

掲げる者)で定款で定めるものとする。
る者(農業経営農事組合法人以外の農事組合法人にあつては、第一号に第七十二条の十一農事組合法人の組合員たる資格を有する者は、次に掲げ

おいて議決権を行使する場合においても、

同様とする。

権を行使する場合においても、

同様とする。

·二 (略)

三 当該農事組合法人に農業経営基盤強化促進法第四条第二項第三号に

し、当該農業協同組合が属する農業協同組合連合会の総会において議決に構成する農業協同組合が、当該農業協同組合連合会の農業の経営に関上の多数による議決を経なければならない。農業協同組合連合会を間接上の多数による議決を経なければならない。農業協同組合連合会を間接上の多数による議決を経なければならない。農業協同組合連合会の出り農業協同組合連合会の会員である組合が、当該農業協同組合連合会の

掲げる者)で定款で定めるものとする。
る者(農業経営農事組合法人以外の農事組合法人にあつては、第一号に第七十二条の十 農事組合法人の組合員たる資格を有する者は、次に掲げ

·二 (略)

三 当該農事組合法人に農業経営基盤強化促進法第四条第二項第三号に

項に規定する農地保有合理化法人をいう。)	掲げる事業に係る出資を行つた農地保有合理化法人
	(同法第八条第一

四 (略)

② • ③

(略)

四 (略)

② • ③ (略)

を除く。)

掲げる事業に係る出資を行つた農地保有合理化法人(前号に掲げる者

\sim
傍線
0)
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

第四条第一項、第三項(同条第六項において 東が処理することとされている事務(同一の事 一 第四条第一項、第三項(同条第六項において 二項各号に掲げるもの以外のもの	百二十九号) 第六十三条第二項各号に掲げるもの以外のもの 百二十九号) 小乙事務のうち、次の各号及び第九十一条の三第十七年法律第二 十七年法律第二 より都道府県又は市町村が処理することとされて限力により都道府県又は市町村が処理することとされて関地は、昭和二 農地法(昭和二 この法律の規定により都道府県又は市町村が処理	(略) 務 法	(5) (略) おける用語の意義及び字句の意味によるものとする。 おける用語の意義及び字句の意味によるものとする。	調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する。 持、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その農業委員会は、別に法律の定めるところにより、農地等の利用関係の ④ 農業委員会は、別に法律の定めるところにより、②・③ (略) 第二百二条の二 (略)	改 正 案 現 行
業の目的に供するため二ヘクタールを超える農県が処理することとされている事務(同一の事第四条第一項及び第三項の規定により都道府項各号に掲げるもの以外のもの	各号及び第九十一条の三第村が処理することとされて第二項を除く。)の規定に		oものとする。 の意味は、上欄に掲げるh((*)	農地の交換分合その他農地に関する事務だめるところにより、自作農の創設及び維	行

超える農地を農地以外のものにする行為に係る 同一の事業の目的に供するため二へクタールを ものを除く。

利を取得する行為に係るものを除く。) 草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権 クタールを超える農地又はその農地と併せて採 いる事務 の規定により都道府県が処理することとされて 三項及び第五項において準用する第四条第三項 第五条第一項及び第四項の規定並びに同条第 (同一の事業の目的に供するため二へ

三 理することとされている事務 及び第三十五条第一 第三十二条 第三十条第 一項から第三項まで、 第三十三条第一 項の規定により 項、 第三十一条 市町村が 第三十四条

兀 ととされている事務 第四十 ・四条の規定により 市町村が処理するこ

五. 掲げる事務に係るものに限る。 とされている事務(第一号、第二号及び次号に 第五十条の規定により都道府県が処理すること 第四十九条第一項、 第三項及び第五項並びに

六

第五十一条の規定により都道府県が処理する

六

第八十三条の二の規定により都道府県が処理

準用する第四条第三項の規定により都道府県が 地を農地以外のものにする行為に係るものを除 第五条第一項の規定及び同条第三項において

三 項及び第二十七条の規定により市町村が処理す はその農地と併せて採草放牧地について第三条 目的に供するため二ヘクタールを超える農地又 処理することとされている事務 第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係る ものを除く。 第三十一条において準用する第二十六条第 (同一の事業の

農業委員会が処理することとされている事務を ることとされている事務 (これらの規定により

兀 市町村が処理することとされている事務 七十五条の七第二 第七十五条の二 及び第七十五条の七第一項の規定により 一項において準用する場合を含 第 項 第七十五条の三

五. 第八十三条の規定により都道府県が処理するこ ととされている事務(第一号、第二号及び次号 1掲げる事務に係るものに限る。 第八十二条第一項、 第三項及び第五項並びに

- 149 -

(略)	(略)
務	
定により都道府県が処理することとされている事	
、第九条から第十一条まで並びに第二十九条の規	六十五号)
において準用する場合を含む。)、第八条第一項	五十五年法律第
第六項、第七条第一項及び第四項(第八条第二項	化促進法(昭和
第五条第一項及び第四項から第六項まで、第六条	農業経営基盤強
(略)	(略)
ととされている事務	
七 第五十二条の規定により市町村が処理するこ	
げる事務に係るものに限る。)	
こととされている事務(第一号及び第二号に掲	

六十五号)

五十五年法律第

において準用する場合を含む。)、

第九条から第十一条まで、第二十七条の四、

化促進法

(昭 和

第六項、

第七条第一項及び第五項

第八条第一項

農業経営基盤強

第五条第

一項及び第四項から第六項まで、

第六条

略)

略

することとされている事務(第一号及び第二号

に掲げる事務に係るものに限る。

別表第二 第二号法定受託事務 (第二条関係)

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律に

おける用語の意義及び字句の意味によるものとする。

7 mm (1 mm)	Agent I a second a se
法律	事務
(略)	(略)
農地法(昭和二)	この法律の規定により市町村が処理することとさ
十七年法律第二れ	れている事務のうち、次に掲げるもの
百二十九号)	第四条第一項第七号の規定により市町村が処
	理することとされている事務(同一の事業の目

別表第二 第二号法定受託事務(第二条関係)

(略)

おける用語の意義及び字句の意味によるものとする。 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律に

	百二十九号)	十七年法律第二	農地法(昭和二	(略)	法律
理することとされている事務(同一の事業の目	第四条第一項第五号の規定により市町村が処	れている事務のうち、次に掲げるもの	この法律の規定により市町村が処理することとさ	(略)	事務

都道府県が処理することとされている事務

(略)

第二十七条の十並びに第二十九条の規定により

条の七第一項及び第四項、

第二十七条の八第

一 項

二十七条の五、

第一

一十七条の六第一

項、

第二十七

第

(略)	のを除	一項本	その農	的に供	理する	二第五	地以外	F (
(略)	を除く。)	項本文に掲げる権利を取得する行為に係るも	その農地と併せて採草放牧地について第三条第	的に供するため二ヘクタールを超える農地又は	することとされている事務(同一の事業の目	第五条第一項第六号の規定により市町村が処	以外のものにする行為に係るものを除く。)	
(略)								
(略)	のを除く。)	一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るも	その農地と併せて採草放牧地について第三条第	的に供するため二ヘクタールを超える農地又は	理することとされている事務(同一の事業の目	二 第五条第一項第三号の規定により市町村が処	地以外のものにする行為に係るものを除く。)	11111111111111111111111111111111111111

(傍線
\mathcal{O}
部分
がは
改
Ī
部
分

九 (略)	八 土地の農業上の利用関係の調整に要する経費一〜七 (略)	負わない。 るような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を第十条の四 専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する次に掲げ	(地方公共団体が負担する義務を負わない経費)	改 正 案
九 (略) 費	八 自作農の創設維持その他土地の農業上の利用関係の調整に要する経一〜七 (略)	負わない。 るような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を第十条の四 専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する次に掲げ	(地方公共団体が負担する義務を負わない経費)	現行

、傍線の部分は改正部分	$\overline{}$
部分は改正部	
分は改正部	0)
は改正部	
改正部	分
正部	は
部	改
	正
分	部
	分

5 第一項の規定の適用については、第九十四条の八第七項(第九十四条	5 第一項の規定の適用については、第九十四条の八第七項(第九十四条
	営む者とみなす。
	集積円滑化団体をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を
	よりその旨の認定をしたときは、その農地保有合理化法人又は農地利用
	の業務の目的に供した場合において農業委員会が政令の定めるところに
	により貸し付けるまでの間一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜
みなす。	事業(同条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。)の実施
化法人をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者と	に規定する農地保有合理化事業をいう。)若しくは農地利用集積円滑化
令の定めるところによりその旨の認定をしたときは、その農地保有合理	がその借り受けている農用地を農地保有合理化事業(同法第四条第二項
の耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において農業委員会が政	いないとき、又は農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体
業をいう。)の実施により貸し付けるまでの間一時他人に貸し付け、そ)をいう。以下同じ。)がその借り受けている農用地をまだ貸し付けて
農用地を農地保有合理化事業(同条第二項に規定する農地保有合理化事	(同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。
貸し付けていないとき、又は農地保有合理化法人がその借り受けている	積円滑化団体(同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体
規定する法人をいう。以下同じ。)がその借り受けている農用地をまだ	規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。)若しくは農地利用集
業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四条第二項に	業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項に
4 第一項又は第二項の規定の適用については、農地保有合理化法人(農	4 第一項又は第二項の規定の適用については、農地保有合理化法人(農
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
第三条 (略)	第三条 (略)
(土地改良事業に参加する資格)	(土地改良事業に参加する資格)
現行	改正案

用地以外の土地である場合にあつては、その土地の所有者とみなす。き所有権に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなし、その土地が農用する者は、その土地が農用地である場合にあつては、その農用地につの八の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により土地を使

6~8 (略

第五十三条の三の二

(略)

2

るのは とあるのは 項第二号に掲げる土地にあつては土地改良区、 のうち、 業経営を営み若しくは営むと見込まれる者で農林水産省令で定めるもの は当該換地計画に係る地域の周辺の地域において効率的かつ安定的な農 実施地域に含む農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体又 換地計画に係る地域の全部若しくは一部及びその周辺の地域をその事業 定 を準用する。 前項前段の場合には、第五十三条の二の二第二項及び前条第二項の規 「第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地にあつては当該 土地改良区が当該土地を取得することが適当と認める者を、 「それぞれ、 この場合において、同項中 その者」と読み替えるものとする。 「土地改良区、 市町村」と、 市町村」とあ 「その者」 同 2

(農地法の適用)

| 律第二百二十九号 | の適用を妨げない。 | 第六十五条 | 第五十八条から前条までの規定は、農地法 | (昭和二十七年法

第八十五条の四 地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農

る者は、 以外の土地である場合にあつては、 有権に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなし、 七年法律第二 の八の二第六項において準用する場合を含む。)又は農地 その土地が農用地である場合にあつては、 二百 一十九号) 第六十八条第 その土地の所有者とみなす。 一項の規定により土地を使用す その農用地につき所 その土地が 法 (昭 農用: 和 <u>二</u> 十 地

6~8 (略)

第五十三条の三の二 (略)

と読み替えるものとする。 土地改良区、 取得することが適当と認める者を、 まれる者で農林水産省令で定めるもののうち、 の地域において効率的かつ安定的な農業経営を営み若しくは営むと見込 実施地域に含む農地保有合理化法人又は当該換地計画に係る地域の周 換地計画に係る地域の全部若しくは一部及びその周辺の地域をその事業 るのは「第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地にあつては当該 定を準用する。 前項前段の場合には、第五十三条の二の二第二項及び前条第二項 市町村」と、 この場合において、同項中 「その者」とあるのは 同項第二号に掲げる土地にあつては 「土地改良区、 土地改良区が当該土地を 「それぞれ、 市町村」とあ その者 の規

(農地法の適用)

| 第六十五条 第五十八条から前条までの規定は、農地法の適用を妨げない

第八十五条の四 地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会又は

が 府県営土地改良事業にあつては都道府県知事に、 体等が共同して、 する地方公共団体等が二以上ある場合にあつては、 体等有資格地」という。)についての第二条第二項第三号に掲げる事業 作又は養畜の業務を営む者とみなされるものを含む。 四項の規定により農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑 に規定する資格に係るもの 原に基づき使用し及び収益している土地で当該地方公共団体等の第三条 以下 という。 できる。 保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体 (当該地方公共団体等有資格地について第三条に規定する資格を有 「農用地造成事業」という。)を国又は都道府県が行うべきこと) は、 政令の定めるところにより、 国営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、 (農用地であつて、 その農用地につき同条第 当該地方公共団体等が権 (以 下 それぞれ申請すること 当該関係地方公共団 以下「地方公共団 「地方公共団体等 化団体が耕 都道

2~4 (略

(申請によらない土地改良事業

画を定めて次に掲げる土地改良事業を行うことができる。
項の規定による申請によつて行う土地改良事業のほか、土地改良事業計第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項又は第八十五条の四第一第八十七条の二 国又は都道府県は、第八十五条第一項、第八十五条の二

「削る。

以下 めるところにより、 ぞれ申請することができる。 水産大臣に、 該関係地方公共団体等が共同して、 規定する資格を有する地方公共団体等が二以上ある場合にあつては、 県が行うべきことを、 三号に掲げる事業(以下「農用地造成事業」という。 有合理化法人が耕作又は養畜の業務を営む者とみなされるものを含む。 している土地で当該地方公共団体等の第三条に規定する資格に係るもの 農地保有合理化法人(以下「地方公共団体等」という。) (農用地であつて、 「地方公共団体等有資格地」という。)についての第二条第二項第 都道府県営土地改良事業にあつては都道府県知事に、 その農用地につき第三条第四項の規定により農地保 当該地方公共団体等が権原に基づき使用し及び収益 (当該地方公共団体等有資格地について第三条に 国営土地改良事業にあつては農林)を国又は都道府 は、 政令の立 それ 当 定

2~4 (略)

(申請によらない

土地改良事業

画を定めて次に掲げる土地改良事業を行うことができる。 第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項又は第八十五条の四第一第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項又は第八十五条の四第一

ての農用地造成事業 法律第 項 農地法第六十 の規定によって買収したものとみなされる土地を合む |百三十号) 条各号に掲げる土地 第六条第 一項の規定により (農地法 **仏施行法** 農地法第四 昭 和 -四条第 に 七年

一 (略)

ものに限る。)であつて次に掲げるもの、同項第五号に掲げる事業にあつては土地改良施設の災害復旧に係る事業にあつては土地改良施設の新設、管理、廃止又は変更に係るもの「 第二条第二項第一号又は第五号に掲げる事業(同項第一号に掲げる

高められるもの行うもので、その施行によりこれらの土地改良事業の効率が著しくイが号の事業に附帯してその施行に係る地域の近傍の土地について

・ハ (略)

、その土地改良施設に係る予定管理方法等を定めなければならない。改良施設(農林水産省令で定めるものに限る。)があるときは、併せて良事業計画を定める場合において、当該土地改良事業により生ずる土地と 国又は都道府県は、前項の規定により同項第一号の事業につき土地改

3

する資格を有する者の三分の二(二以上の土地改良事業を併せて施行す 場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を公 より生ずる土地改良施設 あ 号の事業を除く。 地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業 令の定めるところにより、 めるには、 つては各土地改良事業に係る全体構成)及びこれらの土地改良事業に 第 項の規定により同項第二号の事業に係る土地改良事業の計画を定 その事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定 農林水産大臣又は都道府県知事は、)に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときに (農林水産省令で定めるものに限る。 当該土地改良事業の計画の概要 あらかじめ、 (二以上の土 農林水産 (同項第一 がある 省

二 (略)

ものに限る。)であつて次に掲げるもの、同項第五号に掲げる事業にあつては土地改良施設の災害復旧に係る事業にあつては土地改良施設の新設、管理、廃止又は変更に係るもの三一第二条第二項第一号又は第五号に掲げる事業(同項第一号に掲げる

く高められるものて行うもので、その施行によりこれらの土地改良事業の効率が著て行うもので、その施行によりこれらの土地改良事業の効率が著イが二号の事業に附帯してその施行に係る地域の近傍の土地につ

ロ・ハ (略)

3 三条に規定する資格を有する者の三分の二(二以上の土地改良事業を併 な事項を公告して、 令の定めるところにより、 改良事業により生ずる土地改良施設 めるときにあつては各土地改良事業に係る全体構成) 号及び第二号の事業を除く。)に係る計画の概要及び農林水産省令で定 地改良事業を併せて施行する場合には、 めるには、 第一項の規定により同項第三号の事業に係る土地改良事業の計 がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要 農林水産大臣又は都道府県知事は、 その事業の施行に係る地域内にある土地について第 当該土地改良事業の計画の概要 (農林水産省令で定めるもの その各土地改良事業 あらかじめ、 及びこれらの土地 三以 農林 同 上の土 [項第一 水産省 に限る 画 [を定

る者の三分の二) る場合には、 その施行に係る地域内にある土地について同条に規定する資格を有す その各土地改良事業 以上の同意を得なければならない。 (同項第一号の事業を除く。) につき

4 限る。 の二以上 次の各号の区分により、 れがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに 内 0) 区が現に行つている土地改良区管理施設の管理を内容とする同号の事業 を図ることを目的とすることその他土地改良区管理区域 おいて、 内容とする第二条第二 の事業のうち施設更新事業 の土地に係る当該土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそ 施行に係る地域としている区域をいう。 農林水産大臣又は都道府県知事は、 土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を 一の同意に代えることができる に係る土地改良事業の計画を定めようとする場合においては、 当該施設更新事業に係る土地改良施設の有している機能の維持 「項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合に それぞれ各号に掲げる同意をもつて前項の三分 (当該施設更新事業に係る土地改良施設又は 第一 以下この項において同じ。 項の規定により、 (当該土地改良 同項 第 号 4

略

5

(略)

6 林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にはその土地改良施設に 土地改良事業計画及び当該土地改良事業により生ずる土地改良施設 業計画を定める場合には、 は 都道府県知事は、 項の規定により土地改良事業計画を定めるには、 あらかじめ、 第三項の規定による公告をする前に、 (同項第1 一号の事業に係る土地改良事 農林水産大臣又 その

(農

V) に規定する資格を有する者の三分の二) 事業を除く。 せて施行する場合には、)につき、 その各土地改良事業 その施行に係る地域内にある土地につい 以上の同意を得なければならな (同項第一号及び第 て同条 二号の

限る。 おいて、 内容とする第二条第二 の二以上の同意に代えることができる。 次の各号の区分により、 れがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに 内の土地に係る当該土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそ の施行に係る地域としている区域をいう。 区が現に行つている土地改良区管理施設の管理を内容とする同号の事業 を図ることを目的とすることその他土地改良区管理区域 当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の の事業のうち施設更新事業(当該施設更新事業に係る土地改良施設又は 農林水産大臣又は都道府県知事は、)に係る土地改良事業の計画を定めようとする場合におい 当該施設更新事業に係る土地改良施設の有している機能の維 |項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合に それぞれ各号に掲げる同意をもつて前項の三分 第一項の規定によ 以下この項において同じ。 ŋ (当該土地 項 管理 第 改良 号

略

5

(略)

6 林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にはその土地改良施設に は 土地改良事業計画及び当該土地改良事業により生ずる土地改良施設 業計画を定める場合には、 都道府県知事は、 第 一項の規定により土地改良事業計画を定めるには、 あらかじめ、 第三項の規定による公告をする前に、 同 項第三号の事業に係る土地 農林水産大臣 改 その 良事

6 0) 存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその土地改良施設 改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、 営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、 に 改 係る予定管理方法等その他必要な事項 管理者とする旨を定めるときにあつては、 ついて、 良事業の計画を定める場合には、 国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、 第三項の規定により公告する事項) (第 項第一 その者と協議しなけ 二号の事業に係る土地 その 都道府県 ればな 現に 土地

7~9 (略)

10 する。 ては、 第二項及び第三項並びに前条第三項の規定 第 項の場合には、 れらの規定の 第五条第六項及び第七項、 ほ か 同条第五項から第十項までの規定) (第 項第一 第七条第三項、 一号の事業につい を準用 第八 条

(計画の変更等)

第八十七条の三 て二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、 に を変更し、 に係る地域その他土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な部 定により行う同項第一 項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業及び前条第一 は 農林水産省令の定めるところにより、 あ 都道府県営土地改良事業 つてはその変更後の土地改良事業の 又は土地改良事業を廃止しようとする場合には、 農林水産大臣又は都道府県知事は、 号の事業を除く。 (市町村特別申請事業、)につき、 土地改良事業計画の変更の場合 計画 \mathcal{O})概要 土地改良事業の施行 第八十五条の四第 国営土地改良事業又 (その変更後に その各土地改良事 あらかじめ 項 おい の規 分

> らない。 について、 の管理者とする旨を定めるときにあつては、 存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその土地改良施設 改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、 営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、 改良事業の計画を定める場合には、 係る予定管理方法等その他必要な事項 国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、 第三項の規定により公告する事 (第 一項第三号の事業に係る土地 その者と協議しなけ その 都道 れば 現に 土地 府県 項 な

7~9 (略)

10 する。 ては、 第二項及び第三項並びに前条第三項の規定 第 これらの規定のほ 項の場合には、 第五条第六項及び第七項、 か、 前 条第五項から第十項までの規定) (第 項第三号の事業につ 第七条第三項、 を準 第八 苚

(計画の変更等)

第八十七条の三 変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には \mathcal{O} る重要な部分を変更し、 良事業の施行に係る地域その他土地改良事業計画の農林水産省令で定め 規定により行う同項第一号及び第一 項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業並びに前条第 は都道府県営土地改良事業(市町村特別申請事業 変更の場合にあつてはその変更後の あらかじめ、 農林水産大臣又は都道府県知事は、 農林水産省令の定めるところにより、 又は土地改良事業を廃止しようとする場合には 一号の事業を除く。 土地改良事業の 第八十五条の四 国営土地改良事業 計 土地改良事業計 につき、 画 四の概要 項 土 (その その 地改 第 0

る同意を得なければならない 止 地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、 合にあつては廃止する旨、 変更後の予定管理方法等その他必要な事項を、 は変更後の全体構成) 更後の土 五条の四第 業のうちその変更に係る各土地改良事業 (現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、 を、 の理由その他農林水産省令で定める事項。 それぞれ公告して、 項の規定により行う同項第一号の事業を除く。)につき、 |地改良事業計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつて 項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業及び 及び予定管理方法等を変更する必要があるときは 次の各号の区分により、 廃止の理由その他農林水産省令で定める事項 (市町村特別申請事業、 以下この条において同じ。 土地改良事業の廃止 それぞれ各号に掲げ その名称、 その各土 その変 第八 一の場 廃 前 +

土地改良事業計画の変更の場合

地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意 る地域をその変更後のその あるときは、 部 らの土地改良事業のうちに、 事業を除く。 て行う農用地造成事業及び前条第一項の規定により行う同項第 に 村特別申請事業、 は がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものが その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地 (その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合 その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業)につき、その変更後のその施行に係る地域) その土地改良事業については、 第八十五条の四第一項の規定による申請に基づい 施 その変更によりその施行に係る地域の 行に係る地域に含めた地域内) その該当しないこととな にある土 内 一号の

> 事業、 より、 以下この条において同じ。 事業につき、 ている場合には、 農林水産省令で定める事項 変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項 省令で定めるときにあつては変更後の全体構成) を除く。)につき、 成事業並びに前条第一 各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業 土地改良事業の廃止の場合にあつては廃止する旨、 それぞれ各号に掲げる同意を得なければならない 第八十五条の四第一 その名称、 その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良 その変更後の土地改良事業計画の概要及び農林 項の規定により行う同項第一号及び第一 廃止の理由その他農林水産省令で定める事項)を、それぞれ公告して、 項の規定による申請に基づいて行う農用 (現に二以上の土地改良事業を併せて 及び予定管理方法等を 次の各号の 廃 (市町村特 止の理由その他 号の事業 区分に 施行 莂 地造 水

土地改良事業計画の変更の場合

係る地 及び第三 には、 ない 域 となるものがあるときは、 て行う農用地造成事業並びに前条第一 村特別申請事業、 その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に (その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合 内 にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二 こととなる地域をその変更後の その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業 「域の一 (これらの土地改良事業のうちに、 一号の事業を除く。)につき、その変更後のその施行に係る地 部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこと 第八十五条の四第一項の規定による申請に基づい その土地改良事業については、 その施行に係る地域に含め 項の規定により その変更によりその 行う同項 その該当 た地域 施行に 第 係 る 뭉

二 土地改良事業の廃止の場合

四第 その廃止に係る各土地改良事業 改良事業を併せて施行している場合には、 分の二以上の同意 係る地域) 項の規定により行う同項第一号の事業を除く。 その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域 一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業及び前条第 内の土地について第三条に規定する資格を有する者の三 (市町村特別申請事業、 その各土地改良事業のうち (現に二以上の につき、 第八十五条の その施行 土地

2 14 (略)

15

る。 読み替えるものとする。 概要又は廃止する旨、 地改良事業の計画の概要」とあるのは 八条第二項及び第三項並びに前条第六項から第九項までの規定を準用す 定める重要な部分を変更し、 廃止の とあるのは 前条第一項第一号の事業につき、 この場合において、 理由その他農林水産省令で定める事項」 「変更後の当該土地改良事業の計画 廃止の 同条第八項中 又は土地改良事業を廃止する場合には、 理 由その他農林水産省令で定める事項」 土地改良事業計画の農林水産省令で 「当該土地改良事業の計画の概要 「変更後の土地改良事業の計画 と、 一の概要又は廃止する旨 同条第九項中 土 と 第 0

(国営土地改良事業の負担金)

第九十条 (略)

2

略

3 第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業(公有

以上の同意

二 土地改良事業の廃止の場合

四第 き 第 その廃止に係る各土地改良事業 改良事業を併せて施行している場合には、 有する者の三分の二以上の同意 その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域 その施行に係る地域) 項 一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業並びに前条 の規定により行う同項第一号及び第一 内の土地について第三条に規定する資格 (市町村特別申請事業、 その各土地改良事業のうち 一号の事業を除く。 (現に二以上の 第八十五 こに 条 土 0

2 14 (略)

15 九項中 合には、 る事項」と読み替えるものとする。 業の計画の概要又は廃止する旨、 廃止する旨、 計画の概要」とあるのは 定を準用する。 水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止する場 前条第一項第一号又は第二号の事業につき、 「土地改良事業の計画の概要」とあるのは 第八条第一 廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」 この場合において、同条第八項中 一項及び第三項並びに前条第六項から第九項までの規 「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は 廃止 の理由その他農林水産省令で定め 土地改良事業計画 「当該土地改良事業の 「変更後の土地改良事 同条第 0

国営土

地改良事業の負担金

第九十条 (略

2 (略)

3 第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業(公有

又は る場合を含む。 前項の規定によるほか、 のに限る。 面 第九十四条の八第五項 埋立法により行うものその他国の所有に属する土地について行うも 部を徴収することができる 以下同じ。) 0) 規定により土地を取得した者から当該負担金の全部 に係る第一項の規定による負担金については、 都道府県は、 (第九十四 政令の定めるところにより、 条の八の 二第六項において準用す 条例

4 12 (略

(国営土地改良事業に係る特別徴収金)

第九十条の二 供するため所有権の移転等をした場合、 け に供した場合 に供するため 令で定める用途を除く。 地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途 たときは、 該事業によつて受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告し 0) 土地につき第三条に規定する資格を有する者が、 申請事業及び第八十八条第一項の規定により国が行う土地改良事業を除 条の二第 (その日前に、 工事の完了につき第百十三条の二第三項の規定による公告があつた日 以下この項及び第三 1的外用: 一項の規定により国が行う同項第 その公告した日) 国 所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途 (当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受 途に供 農林水産大臣が、 都道府県又は市町村は、 した場合を除く。 以下この項において「目的外用途」という。 一項において同じ。 以後八年を経過する日までの間に、 当該土地を含む一定の地域について当 目的外用途に供するため所有権 には、 国営土地改良事業 一号の事業、 の施行に係る地域内にある 当該国営土地改良事業 時的 に目 国営市町村特別 的外用 (第八十七 当該土 途に (政

> 又は る場合を含む。 前項の規定によるほ のに限る。 水面埋立法により行うものその他国の所有に属する土地について行うも 第九十四条の八第五項 部を徴収することができる 以下同じ。) の規定により土地を取得し か、 に係る第一項の規定による負担金については、 都道府県は、 (第九十四 政令の定めるところによ 条の八の た者から当該負担金の 二第六項において 準用: 全部 条例

4~12 (略

(国営土

地改良事業に係る特別徴収金

第九十条の二 を除く。 た日 途に供するため所有権の移転等をした場合、 を受けて、 用途に供した場合 該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の 告したときは、 て当該事業によつて受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公 事業の工事の完了につき第百十三条の二第三項の規定による公告があ ある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、 別申請事業及び第八十八条第一項の規定により国が行なう土地改 条の二第 (政令で定める用途を除く。 に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目 (その日前に、 以下この項及び第三項において同じ。) 一項の規定により国が行なう同項第1 目的外用途に供した場合を除く。 国 その公告した日) 都道府県又は市町村は、 (当該土地を目的外用途に供するため所有権の 農林水産大臣が、 以下この項において「目的外用途」 以後八年を経過する日までの 当該土地を含む一 国営土地改良事業 目的外用途に供するため 一号の事業、 には、 の施行に係る地 当該国営土地 定の地域につ 時 国営市 的 (第八十七 間 という 3良事業 地域内に 移 町 的 に、 外用 的外 用 改良 転 村 当 所

町村にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市による利益を受けていないものとなつている場合その他政令で定める場の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営土地改良事業

2 · 3 (略)

4 地 徴収金を徴収することができる。 めるところにより、 転等をした場合その他政令で定める場合を除き、 した場合を除く。 移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合 により公告されたその土地の用途以外の用途 項 た日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を第九十四条の八第四 り取得した者又はその承継人が、これらの規定による土地の取得があ 第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。)の規定によ 行う同項第 を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、 以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の 国 (第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。) 都道府県又は市町村は、 号の事業により造成された土地を第九十四条の八第五項()には、 (都道府県及び市町村にあつては、 一時的に目的外用途に供するため所有権の移 第八十七条の二第一項の規定により国が (政令で定める用途を除く その者から、 条例で、 目的外用途に供 政令の定 (当該土 の規定)特別 0

5~9 (略

(国有土地物件の管理及び処分)

第九十四条 次に掲げるものであつて公共用財産又は普通財産であるもの

及び市町村にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができるめる場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県良事業による利益を受けていないものとなつている場合その他政令で定有権の移転等をする際にすでに当該土地が災害等により当該国営土地改

2 · 3 (略)

4 <_ 四項 別徴収金を徴収することができる。 定めるところにより、 移転等をした場合その他政令で定める場合を除き、 供した場合を除く。)には、 土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、 の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合 定により公告されたその土地の用途以外の用途 つた日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を第九十四条の八第 より取得した者又はその承継人が、これらの規定による土地の取得が 行なう同項第一 (第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。) 国 以下この項において「目的外用途」という。)に供するため (第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。 都道府県又は市町村は、 二号の事業により造成された土地を第九十四条の (都道府県及び市町村にあつては、条例で、) 特 一時的に目的外用途に供するため所有権 第八十七条の二第一項の規定により国 (政令で定める用途を除 その者から、 目的外用 の規定に 八 政令の 分所有権 第五 (当該 の規 途に あ 項

5~9 (略

(国有土地物件の管理及び処分)

第九十四条 左に掲げるものであつて公共用財産又は普通財産であるもの

(以下 土 地改良財産」という。 は、 農林水産大臣が管理し、 又は処

分する。

(略)

つて生じた土地 第八十七条の二第 項の規定により国が行う同項第 号の事業によ

三 • 兀 (略

第九十四条の八 積円滑化団体に配分される埋立予定地については、 定地の所在、 事業の完了前、 が 「埋立予定地」 ただし、 行う同項第 次条第三項の規定により農地保有合理化法人又は農地利用集 予定配分口数及び予定配分面積を公告しなければならない という。)について、政令の定めるところにより、 号の事業により造成されるべき埋立地又は干拓地 地区ごとに土地配分計画をたて、これに基づき、 農林水産大臣は、 第八十七条の二第一 この限りでない。 項の規定により国 埋立予 (以 下 その

2 { 8 略

第九十四条の八の二 在、 る前条第五項の規定により所有権を取得しようとする農地保有合理化法 有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に対し、 用集積円滑化団体がある場合には、 0 前 その埋立予定地に係る前条第一項の規定による公告前に、 周 予定配分面積及び当該公告の予定日を通知しなければならない。 項の規定による通知に係る埋立予定地につき第六項において準用す 辺の地域をその事業実施地域に含む農地保有合理化法人又は農地利 農林水産大臣は、埋立予定地の全部又は一部及びそ 農林水産省令の定めるところにより その埋立予定地の所 当該農地保

2

(以 下 「土地改良財産」という。) は、 農林水産大臣が管理し、 又は

処

分する。

(略)

つて生じた土地 第八十七条の二第 項の規定により国が行う同項第二号の事業によ

兀 (略

第九十四条の八 埋立予定地については、この限りでない。 予定地の所在、 の事業の完了前、 下 が行なう同項第一 「埋立予定地」という。)について、政令の定めるところにより、 ただし、 次条第三項の規定により農地保有合理化法人に配分される 予定配分口数及び予定配分面積を公告しなければならな 農林水産大臣は、 一号の事業により造成されるべき埋立地又は干拓地 地区ごとに土地配分計画をたて、これに基づき、 第八十七条の二第 項の規定により 埋 立 议 そ 玉

2 { 8 (略

第九十四条の八の二 農林水産大臣は、埋立予定地の全部又は には、 ならない 立予定地の所在、 第一項の規定による公告前に、 の周辺の地域をその事業実施地域に含む農地保有合理化法人がある場合 農林水産省令の定めるところにより、 予定配分面積及び当該公告の予定日を通知しなければ 当該農地保有合理化法人に対し、 その埋立予定地に係る前条 一部及びそ その埋

2 る前条第五項の規定により所有権を取得しようとする農地保有合理化法 前項の規定による通知に係る埋立予定地につき第六項におい て準用

た書面を添付して、配分申込書を農林水産大臣に提出しなければならな知に係る前条第一項の規定による公告の予定日前に、その計画を記載し埋立予定地等」という。)の使用及び処分に関する計画を定め、その通り該埋立予定地及びこれにつき造成される埋立地又は干拓地(以下「人又は農地利用集積円滑化団体は、農林水産省令の定めるところにより

V)

3 ときは 寸 0) 理 申込書に添付された同項の書面を審査して、 集 一項各号に掲げる事項を記載した配分通知書を交付する。 化法 農林 化その他農用地の保有の合理化を促進するために適当であると認める 埋立予定地の周辺の地域における農業経営の規模の拡大、 積円滑化団体から 人又は農地利用集積円滑化団体に埋立予定地を配分することがそ 水産大臣は、 当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団 配分申込書の提出があつた場合において、 前項の規定により農地保有合理化法人又は農地利用 その提出をした農地保有合 農用地の集 体に その に前条第 配分 3

はればならない。 は、その交付に係る埋立予定地の配分申込書に 農地利用集積円滑化団体は、その交付に係る埋立予定地の配分申込書に 農地利用集積円滑化団体は、その交付に係る埋立予定地の配分申込書に とは、あらかじ

5 又は処分しなければならない。 た場合には、 に添付した第一 は 農地利 項 用集積円滑 の規定により配分通知書の交付を受けた農地保有合理化法人又 その変更後の記載事項) 二項の書面の記載事項 化団体は、 その交付に係る埋立予定地の配 (前項の承認を受けてこれを変更し に従い、 埋立予定地等を使用し、 分申込書

5

人は、 書を農林水産大臣に提出しなければならない。 よる公告の予定日前に、 使用及び処分に関する計画を定め、 つき造成される埋立地又は干拓地 農林水産省令の定めるところにより、 その計画を記載した書面 (以 下 その通知に係る前条第一 「埋立予定地等」 当該埋立予定地及びこれ を添附して という。 項の 配分申 対規定に 0) 込 に

る事項を記載した配分通知書を交付する。 あると認めるときは、 することがその埋立予定地の周辺の地域における農業経営の規模の 面 書の提出があつた場合において、 農用地の集団化その他農用地の保有の合理化を促進するために適当で を審査して、 農林水産大臣は、 その提出をした農地保有合理化法人に埋立予定地 前項の規定により農地保有合理化法人から 当該農地保有合理化法人に前条第三項各号に掲げ その配分申込書に添附された同 配 を配 1分申 項 拡 0) 大 込 分 書

ころにより、農林水産大臣の承認を受けなければならない。事項を変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるとその交付に係る埋立予定地の配分申込書に添附した第二項の書面の記載前項の規定により配分通知書の交付を受けた農地保有合理化法人は、

4

載事項) 載事項 その交付に係る埋立予定地の配分申込書に添附した第 第三項の規定により配分通知書の交付を受けた農地保有合理 (前項の承認を受けてこれを変更した場合には、 に従い、 埋立予定地等を使用し、 又は処分しなければならな その変更後の記 0 化法 書 面 人は 0 記

略

(土地改良事業の開

第 九 認可を受けなければならない。 を行う場合には、 において同じ。 しくは農地利用集 十五条 農業協同組合、 又は第三条に規定する資格を有する者が土地改良事業 農林水産省令の定めるところにより、 積円滑化団体 農業協同組合連合会、 (政令で定めるものを除く。 農地保有合理化法人若 都道府県知事の 以下この節 第

2 する。 じめ、 第五条第七項に掲げる権利を有するすべての者の同意を得なければなら その各土地改良事業につき、 の施行に係る地域 省令で定めるときにあつては全体構成) 施行する場合には、 ľ 格を有する者が 滑 は 組 事業を行おうとする場合において、前項の認可を申請するには、 地 利用 以下この節、 化団体にあつては、 総会の議決 合連合会 農業協同組 及び土地改良事業の計画の概要 以下この節において同じ。 農林水産省令の定めるところにより、 集積円滑化団体又は第三条に規定する資格を有する者が土地改良 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に 合 (総会を置かない農地保有合理化法人又は農地利用集積円 第百三十二条第一項及び第百三十四条第一 一人で土地改良事業を行う場合にあつては、 農業協同組合連合会、 (二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産 農林水産省令で定めるその機関の議決又は決定と その施行に係る地域))を経て、 (二以上の土地改良事業を併せて 農地保有合理化法人若しくは農 を公告して、 規約 (農業協同組合、 内にある土地につき (同条に規定する資 その土地改良事業 項において同 規準とする 農業協同 あらか あつて

> 6 略

(土地改良事業の 開始

V : 法人 九十五条 省令の定めるところにより、 条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合には、 (政令で定めるものを除く。 農業協同組合、 農業協同組合連合会若しくは農地保有合理 都道府県知事の認可を受けなけ 以下この節において同じ。 ればならな 農林水産 又は第三 化

2

合には、 る地域 者が 節、 項に掲げる権利を有するすべての者の同意を得なければならない 改良事業につき、 るときにあつては全体構成) 土地改良事業の計画の概要 この節において同じ。 あつては、 理化法人にあつては総会の議決 るところにより、 おいて、 第三条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行おうとする場合に 農業協同組合、 第百三十二条第一項及び第百三十四条第一項において同じ。 人で土地改良事業を行う場合にあつては、 (二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、 その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定め 前項の認可を申請するには、 農林水産省令で定めるその機関の議決又は決定とする。 その施行に係る地域) 農業協同組合連合会若しくは農地保有合理化法人又は (農業協同組合、)を経て、)規約 (二以上の土地改良事業を併せて施行する場 を公告して、 (総会を置かない農地保有合理化法人に 農業協同組合連合会又は農地保 あらかじめ、 内にある土地につき第五条第七 (同条に規定する資格を有する その土地改良事業の施行に係 規準とする。 農林水産省令の その各土地 以下この) 及び 有合 以下 定

ない。

3 • 4 (略

5 規約又は土地改良事業計画の決定は、前項の規定による公告があるま 5 規約又は土地改良事業計画の決定は、前項の規定による公告があるま 5

(土地改良事業の変更等)

2

全体構成) 改良事業計 良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、 おいて二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、 合にあつては、 廃止しようとする場合において、 その他農林水産省令で定める重要な部分を変更し、 前 農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場 項の者は、 及び規約を変更する必要があるときは変更後の規約その他必 画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の その変更後の土地改良事業の計画の概要 土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域 同項の認可を申請するには、 又は土地改良事業を その変更後の土地 (その変更後に その各土地改 あらかじ

3 • 4 (略)

ない。

| 大の社員及び第二項の同意をした者を除く。)に対抗することができ組合連合会を直接又は間接に構成する者、社団たる当該農地保有合理化では、これをもつて第三者(当該農業協同組合の組合員、当該農業協同 規約又は土地改良事業計画の決定は、前項の規定による公告があるま

(土地改良事業の変更等)

2 の全体構成) 地改良事業計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後 改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、 おいて二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合には、 合にあつては、 め 廃止しようとする場合において、 その他農林水産省令で定める重要な部分を変更し、 前項の者は、 農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場 及び規約を変更する必要があるときは変更後の規約その他 その変更後の土地改良事業の計画の概要 土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地 同項の認可を申請するには、 又は土地改良事業を その変更後の土 (その変更後に その各土地 あらかじ

に 農業協同組合連合会、 項に掲げる権利を有するすべての者の同意を得、 改良事業につき、 行している場合には、 土地改良事業の施行に係る地域 めた地域内)、 その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含 当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については よりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該 その施行に係る地域) 地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の 後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、 後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域 規約を公告して、 名称及び その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、 止 要な事項を、 あつては、 理由 廃 (現に) 止 総会の議決を経なければならな の理 土地改良事業の廃止の場合にあつては、 土地改良事業の廃止の場合にあつては、 一以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、 その施行に係る地域) 曲 土地改良事業計画の変更の場合にあつては、 内 並びに規約を変更する必要があるときは変更後の その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地 農地保有合理化法 (これらの土地改良事業のうちに、その変更に (現に二以上の土地改良事業を併せて施 内にある土地につき第五条第七 人又は農地利用集 かつ、 廃止する旨及び廃 農業協同組合、 その廃止に係る 積円滑 (その変更 その各土 その変更 化団体 その

3 条 第 項 か、 |項までの規定 第四項第二号及び第六項中 第五条第三 項 及び第五項 の場合には、 項 (の規定) (前項に規定する場合にあつては、これらの規定のほ 並びに第四十八条第四項、 第七条第五項及び第六項、 を準用する。 「定款」とあるのは この場合において、 第六項及び第十項から第 第八条、 「規約」 第九条、 と 第八条第一 第四十 第十

3

同組合、 域に含めた地域内)、 ては、 更後のその施行に係る地域) \mathcal{O} 五条第七項に掲げる権利を有するすべての者の同意を得、 る各土地改良事業につき、 わせて施行している場合には、 に係る土地改良事業の施行に係る地域 域に該当しないこととなるものがあるときは、 変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地 の各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、 変更後において二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合には、 変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域 後の規約を公告して、 その名称及び廃止の理由) は、 廃 必要な事項を、 止 議決を経なければならな その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、 の理由 その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地 農業協同組合連合会又は農地保有合理 (現に) 土地改良事業の廃止の場合にあつては、 一以上の土地改良事業をあわせて施行している場合に 土地改良事業計画の変更の場合にあつては、 土地改良事業の廃止の場合にあつては、 その施行に係る地域) 並びに規約を変更する必要があるときは変更 内(これらの土地改良事業のうちに、 その各土地改良事業のうちその (現に二以上の土地改良事業をあ その土地改良事業につ 化法人にあつては、 内にある土地につき第 廃止する旨及び 廃止に係 その廃止 その変 その 総会 そ

条第 ほ 十二項までの規定 項 か 第 第四項第二号及び第六項中「定款」とあるのは 第五条第一 項及び第五項並びに第四十八条第四項、 項 の場合には、 項 (第 の規定) 第七条第五項及び第六項 一項に規定する場合にあつては、 を準用する。 この場合において、 第六項及び第十項 第八条、 「規約」 これらの規定 第九条、 第八条第 から 第四 第十

する者、 兀 第四十八条第四項の同意又は第九十五条の二第三項において準用する第 農業協同組合の組合員、 の二第二項」と、 の三分の二以上の同意」とあるのは に掲げる権利を有するすべての者の同意」と、 八条第四項中 とあり、 十八条第六項の申出をした者を除く。 社員及び第九十五条の二第二項の同意、 同条第六項中 社団たる当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団 組合員の三分の二以上の同意」とあるのは 「第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意 「第三項及び第四項」とあるのは 同条第十二項中「組合員を除く。」とあるのは 当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成 「第九十五条の二第一 」と読み替えるものとする。 同条第三項において準用する 「前項第 「同項及び第九十五 「第五条第七項 一項の同意」 号又は第二号 「当該 لح 体 条

(農業協同組合等の交換分合計画の決定手続)

第百条 らない。 有するすべての者の により交換分合すべき農用地について第九十七条第 の機関の議決又は決定) 法人又は農地利用集積円滑化団体にあつては、 を行おうとする場合には、 (政令で定めるものを除く。 農業協同組合、 同意を得て、 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体 を経て交換分合計画を定め、 総会の議決 以下この章において同じ。 都道府県知事の認可を受けなければな (総会を置かない農地保有合理化 農林水産省令で定めるそ 項に掲げる権利を その交換分合計画 は、 交換分合

2 (略)

2

略

(清算金

(清算金)

た者を除く。 は第九十五条の一 第二項の同意、 成する者、 該農業協同組合の組合員、 条の二第二項」と、 と 号の三分の二以上の同意」とあるのは 項に掲げる権利を有するすべての者の同意」と、 意」とあり、 十八条第四項中 同条第六項中 社団たる当該農地保有合理化法人の社員及び第九十五 」と読み替えるものとする 「組合員の三分の二以上の同意」とあるのは 同条第三項において準用する第四十八条第四項の 「第三条に規定する資格を有する者の三分の二以 |第三項において準用する第四十八条第六項の申出をし 「第三項及び第四項」とあるのは 同条第十二項中「組合員を除く。 当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構 「第九十五条の二第二項の 「前項第一 」とあるのは 同項及び第九十五 「第五条第七 号又は 一条の二 同 同 Ĺ 意又 第二 一の同 意 当

(農業協同組合等の交換分合計画の決定手続)

第百条 項に掲げる権利を有するすべての者の同意を得て、 を受けなければならない。 その交換分合計画により交換分合すべき農用地について第九十七 産省令で定めるその機関の議決又は決定)を経て交換分合計画を定め 以下この章において同じ。 総会の議決 農業協同組合又は農地保有合理化法人 (総会を置かない農地保有合理化法人にあつては、) は、 交換分合を行なおうとする場合には (政令で定めるものを除 都道府県知事の認可 条第 農林 水

分合計画の定めるところに従い清算金を支払わなければならない。化法人、農地利用集積円滑化団体又は市町村は、その公告があつた交換あつたときは、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農地保有合理第百八条 第九十八条第十項又は第九十九条第十二項の規定による公告が

2·3 (略

第百十条 削除

2 · 3 (略)

(農地法により売り渡した土地についての特例)

なければならない。 するものをその失うべき土地に代るべきものとして交換分合計画で定め りその所有者が取得すべき土地でこれと用途、地積その他の条件が近似 お第三条第二項第六号に規定する土地であるときは、その交換分合によ とのので換分合により所有者が失うべき土地が農地

地を同号に規定する土地とみなす。

「関の規定により同号に規定する土地に代るべきものとして定められた土」
「関の規定により同号に規定する土地に代るべきものとして定められた土」
「関の規定により同号に規定する土地に代るべきものとして定められた土」
「関の場合において、その交換分合計画の定めるところによりこれら

(農用地以外の土地等の権利についての交換分合)

第百十一条第九十七条から前条までの規定は、農用地の集団化に伴つて

第百十一条

(農用地以外の土地等の権利についての交換分合)

第九十七条から第百九条までの規定は、

農用地の集団化に伴

権利及び水の使用に関する権利の交換分合について準用する。つて行う農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する

(測量、検査又は簿書の閲覧等の手続)

ができる。
の限度内において、他人の土地に立ち入つて測量し、又は検査することの限度内において、他人の土地に立ち入つて測量し、又は検査することめ必要がある場合には、あらかじめ土地の占有者に通知して、その必要第百十八条 次に掲げる者は、土地改良事業に関し土地等の調査をするた

一~三 (略)

人若しくは農地利用集積円滑化団体の役職員 良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法四 第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う第三条に規定す

五 (略)

2~4 (略)

5 組 べ 円滑化団体又は同項第五号の者は、 四号の土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者、 第二号の土地改良区若しくは連合会、 き損失を補償しなければならない。 第一 合 農業協同組合連合会、 項の場合には、 同項第一号の国、 農地保有合理化法人若しくは農地利用集積 同項に掲げる行為によつて通常生ず 同項第三号の農業委員会、 都道府県若しくは市町村、 農業協同 同項第 同 項

6 (略

| 第百四十四条 第九十四条の八の二第四項又は第五項の規定に違反した農

及び水の使用に関する権利の交換分合について準用する。行う農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権

(測量、検査又は簿書の閲覧等の手続)

ができる。
の限度内において、他人の土地に立ち入つて測量し、又は検査することの限度内において、他人の土地に立ち入つて測量し、又は検査することめ必要がある場合には、あらかじめ土地の占有者に通知して、その必要第百十八条 次に掲げる者は、土地改良事業に関し土地等の調査をするた

一~三 (略)

理化法人の役職員良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは農地保有合良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは農地保有合政権を有する者又は同項若しくは第百条第一項の規定により土地改良事業を行う第三条に規定す四 第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う第三条に規定す

五 (略)

2~4 (略)

5 の者は、 組合、 四号の土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者、 ならない。 第二号の土地改良区若しくは連合会、 第一項の場合には、 農業協同組合連合会若しくは農地保有合理化法人又は同項第五号 同 項に掲げる行為によつて通常生ずべき損失を補償しなければ 同項第一号の国、 同項第三号の農業委員会、 都道府県若しくは市町村、 農業協同 同項第 同 項

6 (略)

第百四十四条 第九十四条の八の二第四項又は第五項の規定に違反した農

下の過料に処する。

(傍
線
0
部
分
は
改
正
部
分

								.) 、	フ	3	2	第		
(嵒)			農家数	三十二	(略)	の種類	測定単位	いて、総務	てれぞれ中!	前二項の	(略)	第十二条 ((測定単位	
(略)	人を含む。)の数二十九号)第二条第三項に規定する農業生産法	団体の農家(農地法(昭和二十七年法律第二百	業センサス」という。)の結果による当該地方	最近の農業に係る指定統計調査(以下「世界農	(略)		測定単位の数値の算定の基礎	総務省令の定めるところにより算定する。	それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づ	前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、		(略)	測定単位及び単位費用)	改正案
(略)				戸	(略)	位	表示単		単位に其	位につき				
								•	至づ					
				三		の	測	いて、	そ	3	2	第十二条	OHII.	
(略)			農家数	三十二	(略)	種類	測定単位	、総務省	れぞれ中に	前二項の測	(略)		側定単位:	
(路)	人を含む。)の数二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法	団体の農家(農地法(昭和二十七年法律第二百	業センサス」という。)の結果による当該地方	最近の農業に係る指定統計調査(以下「世界農	(略)		測定単位の数値の算定の基礎	省令の定めるところにより算定する。	それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づ	測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、		略)	測定単位及び単位費用)	
				戸	(略)	位	表示単		単位と	· 位 に				

\circ
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一
律 (i
昭和四十一
年法律第百二十六号)
(附則第1
一十五条第二号関係)

(傍線
\mathcal{O}
部分
は
改
正
部
分

改 正 案	現行
(入会林野整備計画の内容)	(入会林野整備計画の内容)
第四条 (略)	第四条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第一項第六号に掲げる土地の利用に関する計画においては、同項第三	3 第一項第六号に掲げる土地の利用に関する計画においては、同項第三
号の権利を取得させるべき入会権者の全部又は一部が当該権利を取得し	号の権利を取得させるべき入会権者の全部又は一部が当該権利を取得し
た後にその取得に係る権利の全部又は一部を生産森林組合又は農業生産	た後にその取得に係る権利の全部又は一部を生産森林組合又は農業生産
法人(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定	法人(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定
する農業生産法人をいう。以下同じ。)に出資する計画(以下「出資計	する農業生産法人をいう。以下同じ。)に出資する計画(以下「出資計
画」という。)がある場合には、その出資計画を当該土地の利用に関す	画」という。)がある場合には、その出資計画を当該土地の利用に関す
る計画の一部として定めなければならない。	る計画の一部として定めなければならない。
4 • 5 (略)	4・5 (略)

傍線
0
部
分
は
改
正
部
分
_

2 (略)	2 (略)
二~七 (略)	二~七 (略)
で定める者	で定める者
する農業生産法人、農業協同組合、地方公共団体その他農林水産省令	する農業生産法人、農業協同組合、地方公共団体その他農林水産省令
人、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定	人、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定
るものの用に供することを目的とする国有林野の活用 農業を営む個	るものの用に供することを目的とする国有林野の活用 農業を営む個
一項に規定する農用地をいう。)の造成の事業で農林水産省令で定め	一項に規定する農用地をいう。)の造成の事業で農林水産省令で定め
めの農用地(土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第	めの農用地(土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第
一 農業構造の改善の計画的推進又は農業生産の選択的拡大の促進のた	一 農業構造の改善の計画的推進又は農業生産の選択的拡大の促進のた
うことを目的とする所属替を含む。)を積極的に行うものとする。	うことを目的とする所属替を含む。)を積極的に行うものとする。
(第一号に掲げる国有林野の活用にあつては、同号に掲げる者に売り払	(第一号に掲げる国有林野の活用にあつては、同号に掲げる者に売り払
各号に掲げる国有林野の活用で当該各号に掲げる者を相手方とするもの	各号に掲げる国有林野の活用で当該各号に掲げる者を相手方とするもの
管理及び経営の事業の適切な運営の確保に必要な考慮を払いつつ、次の	管理及び経営の事業の適切な運営の確保に必要な考慮を払いつつ、次の
改善その他産業の振興又は住民の福祉の向上に資するため、国有林野の	改善その他産業の振興又は住民の福祉の向上に資するため、国有林野の
第三条 農林水産大臣は、国有林野の所在する地域における農林業の構造	第三条 農林水産大臣は、国有林野の所在する地域における農林業の構造
(国有林野の活用の推進)	(国有林野の活用の推進)
現	改正案

 \bigcirc 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号)(附則第二十五条第四号関係)

		/ Pi E//5/
(
万線の部分は 改正部分)		
一部分)		

4~13 (略)	4~13 (略)
°)	°)
条第三項の規定の適用については、当該設定は、なかったものとみなす	条第三項の規定の適用については、当該設定は、なかったものとみなす
轄税務署長に提出されたときは、当該受贈者に係る同項ただし書及び同	轄税務署長に提出されたときは、当該受贈者に係る同項ただし書及び同
り、当該設定の日から二月を経過する日までに当該受贈者の納税地の所	り、当該設定の日から二月を経過する日までに当該受贈者の納税地の所
当該設定をしたことについての届出書が、財務省令で定めるところによ	当該設定をしたことについての届出書が、財務省令で定めるところによ
で定めるところにより使用貸借による権利の設定をした場合において、	で定めるところにより使用貸借による権利の設定をした場合において、
に対し旧法第七十条の四第一項の規定の適用を受ける農地等につき政令	に対し旧法第七十条の四第一項の規定の適用を受ける農地等につき政令
令で定めるもの(以下この条において「特定農業生産法人」という。)	令で定めるもの(以下この条において「特定農業生産法人」という。)
十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で政	十七年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する農業生産法人で政
での間で、かつ、同項に規定する贈与者の死亡の日前に農地法(昭和二	での間で、かつ、同項に規定する贈与者の死亡の日前に農地法(昭和二
において「受贈者」という。)が施行日から平成十四年三月三十一日ま	において「受贈者」という。)が施行日から平成十四年三月三十一日ま
四第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者(以下この条	四第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者(以下この条
3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の	3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の
2 (略)	2 (略)
第三十六条 (略)	第三十六条 (略)
(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)	(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)
附則	附則
現行	改正案

$\overline{}$
傍線
孙
\mathcal{O}
部
分
は
改
正
部
分

ったものとみなす。 第一項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該設定は、なか者の無利地の所輯秘系署長に提出されたときに、当該受賄者に保る同名	ったものとみなす。 第一項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該設定は、なかまの編形が10万輯秘系署長に提出されたときに 当該受賄者に保る同名
り内兑也り近害兑务斣長こ是出されるようは、当亥受曽針こ系るころにより、当該設定をした日から二月を経過する日までに当該	の内兑也の近害兇祭斣やこ是出されるれずは、当亥受曽旨こ系る司ころにより、当該設定をした日から二月を経過する日までに当該受
において、当該設定をしたことについての届出書が、財務省令で定める	において、当該設定をしたことについての届出書が、財務省令で定める
につき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をした場合	につき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をした場合
ける同項の借受代替農地等に係る同項の貸付特例適用農地等を除く。)	ける同項の借受代替農地等に係る同項の貸付特例適用農地等を除く。)
第一項の規定の適用を受ける農地等のすべて(第五項の規定の適用を受	第一項の規定の適用を受ける農地等のすべて(第五項の規定の適用を受
「特定農業生産法人」という。)に対し旧租税特別措置法第七十条の四	「特定農業生産法人」という。)に対し旧租税特別措置法第七十条の四
七項に規定する農業生産法人で政令で定めるもの(以下この条において	三項に規定する農業生産法人で政令で定めるもの(以下この条において
の死亡の日前に、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第	の死亡の日前に、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第
成二十年三月三十一日までの間で、かつ、同条第一項に規定する贈与者	成二十年三月三十一日までの間で、かつ、同条第一項に規定する贈与者
贈者(以下第十五項までにおいて「受贈者」という。)が施行日から平	贈者(以下第十五項までにおいて「受贈者」という。)が施行日から平
	法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受
3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置	3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置
2 (略)	2 (略)
第五十五条 (略)	第五十五条 (略)
(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)	(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)
附則	附則
現行	改正案

(傍線
\mathcal{O}
部分
ĺ
改
Ĩ
部
分

ホ〜ヨ (略) ホ〜ヨ (略)	地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第五十三条第二項 二 農地法	イ〜ハー(略) イ〜ハー(略) イ〜ハー(略) 一一 グに拷にる没有の規定による不服の表定	 ることを目的とする。	」という。)が行う次に掲げる処分の手続等に関し、必要な事項を定めし、」という。)が行う次に掲げる	林業その他の産業との調整を図るため公害等調整委員会(以下「委員会 林業その他の産業との調整を図	第一条 この法律は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、 第一条 この法律は、鉱業、採石	(目的) (目的)	改正案現
	(昭和二十七年法律第二百二十九号)第八十五条第六項	よる不服の表定		」という。)が行う次に掲げる処分の手続等に関し、必要な事項を定め	林業その他の産業との調整を図るため公害等調整委員会(以下「委員会	採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、		行

(傍鸽
線の
部部
分
は
改正
部部
分
\sim

改正案	現
(所掌事務)	(所掌事務)
第六条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。	第六条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。
一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法令によりそ	一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法令によりそ
の権限に属させた農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)の	の権限に属させた農地、採草放牧地又は薪炭林(以下「農地等」とい
利用関係の調整に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法(昭和五	う。)の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事項並びに農
十五年法律第六十五号)、特定農山村地域における農林業等の活性化	業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)、特定農山村
のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)及	地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法	(平成五年法律第七十二号)及び農山漁村の活性化のための定住等及
律(平成十九年法律第四十八号)によりその権限に属させた事項	び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)によ
	りその権限に属させた事項

2 \ 4 (略)

三

(略)

(委員の選挙権、 被選挙権等)

第八条

(委員の選挙権、

被選挙権等)

有する。

上のものは、

2 \ 4

(略)

三

略)

その権限に属させた農地等の交換分合及びこれに付随する事項

(昭和二十四年法律第百九十五号) その他の法令により

二 土地改良法

その権限に属させた農地等の交換分合及びこれに附随する事項

(昭和二十四年法律第百九十五号)その他の法令により

土地改良法

農業委員会の区域内に住所を有する次に掲げる者で年齢二十年以 当該農業委員会の選挙による委員の選挙権及び被選挙権を 第八条 有する。 上のものは、 農業委員会の区域内に住所を有する左に掲げる者で年齢二十年以 当該農業委員会の選挙による委員の選挙権及び被選挙権を

			=	_
の日女に軽しように慢性を見なる恐りに針に伝える	社員又は株主(その耕作に従事する日数が前号の農林水産省令で定め	(農地法第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。) の組合員	三 第一号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人	一•二 (略)
	剱が前号の農林水産省令で定め	生産法人をいう。) の組合員、	材作の業務を営む農業生産法人	
	Ø)		人	

2 5 5 る日数に達しないと農業委員会が認めた者を除く。) (略) 土(その耕作に従事する日数が前号の農林水産省令で定め

(略)

 \equiv (農地法第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。) の組合員、 第一号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人

社員又は株主(その耕作に従事する日数が前号の農林水産省令で定め

る日数に達しないと農業委員会が認めた者を除く。)

(略)

2 5 5

- 180 -

傍線
\mathcal{O}
部
分
は
改
正
部
分
\sim

	第百七条及び第百八条削除	改
		正
		案
(小作地所有制限に関する特例) (小作地については、農地法第六条第一項の規定の適用については、適用しない。 (小作地については、当該小作地といるところにより沖縄県の区域内に所有している小作地は、当該小作地及びその所有者の住所地が、その区域内の土地をアメリカ合衆国が使用することとなつたことに関連してこの法律の施行の日の前日までに行なわれた市町村の分立によりその区域を縮小した市町村として農林水産大臣の指定するもののその縮小の直前の区域内の土地をアメリカ合衆国が使用することとなつたことに関連してこの法律の施行の日の前日までに行なわれた市町村の分立によりその区域内の土地をアメリカ合衆国が使用することとなつたことに関連してこの法律の施行の日の前日までに行なわれた市町村の区域内の規定の適用については、その所有者の住所地の属する市町村の区域内の規定の適用については、その所有者の住所地の属する市町村の区域内の規定の適用については、その所有者の住所地の属する市町村の区域内の規定の適用については、その所有者の住所地の属する市町村の区域内の規定の通知を対象が表面には、農地法第六条第一項の規定の通知を対象が表面には、農地法第六条第一項の規定の通知を対象が表面には、農地法第六条第一項の規定の通知を表面に対象が表面に対象を表面に対象が表面に対象が表面に対象が表面に対象が表面に対象が表面に対象が表面に対象が表面に対象が表面に対象が表面に対象が表面に対象が表面に対象が表面に対象が表面に対象が表面に対象を表面に対象が表面に対象が表面に対象が表面に対象が表面に対象が表面に対象が表面に対象が表面に対象が表面に対象が表面に対象を	第百七条削除	現行

4 をいう。 第一 承継人 限る。 律 ることができる。 に限る。 めるところにより当該小作地である旨の農業委員会の確認を受けたも ある市町 者から承 たものに限る。 令で定めるところにより当該小作地である旨の農業委員会の確認を受け されているときは、 の合計が 地 る。 る市町村 にあつては、 域内にない 法律の施行の日以後の住所地がその移転前の住所地の属する市町 つたことに伴いその住所の移転をした個人に限る。 の施行の日 沖縄 の属する市町村の区域内に所有している小作地 号 昭 若しくはこれらの世帯員 和 県 から第十六号までに掲げる小作地を除く。 (この法律の施行の日以後の住所地がその移転前の住所地の属す 村の区域内にない者及びこれに準ずる者で政令で定めるものに がその承継後引き続き所有している小作地 継した一 0 0 二十七年四月二十八日以後に他の市町村に住所を移転し は、 ヘクター である者がこの法律の施行前から引き続きその移転前の住所 個人及びこれに準ずる個人で政令で定めるものに限るものと 区域内にない者及びこれに準ずる者で政令で定めるものに限 区域内にある小作地のうち、 その使用に係る土地をアメリカ合衆国が使用することとな の前日までの間に他の市町村に住所を移転した個人 農地法第六条第一項第一号の規定にかかわらず、 又はその小作地の所有権をこの法律の施行の際の所有 般承継人 その公示に係る面積) (農地法第六条第一 (その承継の時以後の住 (農地法第二条第六項に規定する世帯員 昭和十九年七月一 項第二号の規定による公示が をこえないもの (農地法第七条第一 所地がその小 であつて、 (農林水産省令で定 若しくはその 日以後この法 (農林水産省 その面積 所有す 7村の区 作地の た個 <u>こ</u>の 項

5

農地法第九十条第一項の規定は前項の場合に、

同条第二項の規定は前

6 三項の場合に準用する。 この法律の施行後、 沖縄県の区域内の市町村につき、

農業委員会等に

同

関する法律の規定により最初に行なわれる農業委員会の委員の選挙によ り農業委員会が成立する日までは、 「市町村長」とする。 第四項の規定の適用については、

項中「農業委員会」とあるのは、

(傍
線
の部
配分
は
改
正部
砂分
ಲ

しない場合に該当するものとみなし、それ以外のものにあつては同法第	しない場合に該当するものとみなし、それ以外のものにあつては同法第
五条第一項第三号に規定する場合に該当するものとして同項の許可を要	五条第一項第六号に規定する場合に該当するものとして同項の許可を要
市街化区域内農地を住宅地等へ転換するためのものにあつては農地法第	市街化区域内農地を住宅地等へ転換するためのものにあつては農地法第
換分合計画において定める農地に係る権利の設定又は移転については、	換分合計画において定める農地に係る権利の設定又は移転については、
4 交換分合計画につき第一項の規定による認可があつたときは、当該交	4 交換分合計画につき第一項の規定による認可があつたときは、当該交
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
第九条 (略)	第九条 (略)
(交換分合計画の決定手続)	(交換分合計画の決定手続)
現	改正案

(土地改良法の準用)

三条第一項の許可があつたものとみなす。

第十一条

土地改良法

(昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十九条

(土地改良法の準用)

項及び第二項を除く。)、

第百一条第二項、

三条第一項の許可があつたものとみなす。

九条並びに第百四十二条の規定は、

交換分合について準用する。

まで及び第二項を除く。)、

第百二十一条から第百二十三条まで、

第百十四条第一項、

第百十五条、

第百十八条

合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替えは、政令 三十七条、第百三十八条(第二号から第四号までを除く。)、第百三十 で、第百八条第一項及び第二項、第百九条、第百十二条、第百十三条、 (第一項第二号から第五号 第百二条から第百七条ま この場 第百 (第 第十一条 る。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替 まで、第百三十七条、第百三十八条(第二号から第四号までを除く。) から第五号まで及び第二項を除く。)、第百二十一条から第百二十三条 百十三条、第百十四条第一項、 で、第百八条第一項及び第二項、第百九条、第百十条、 項及び第二項を除く。)、第百一条第二項、 第百三十九条並びに第百四十二条の規定は、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十九条 第百十五条、第百十八条 交換分合について準用 第百二条から第百七条ま 第百十二条、 (第一項第二号 第

旁
線
\mathcal{D}
部
分
は
깣
Œ
部
分
$\overline{}$

な技術的読替えは、政令で定める。	替えは、政令で定める。
ついて準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要	する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読
条から第百二十三条までの規定は、前条第一項の規定による交換分合に	二十三条までの規定は、前条第一項の規定による交換分合について準用
第一項、第百十五条、第百十八条(第二項を除く。)並びに第百二十一	百十五条、第百十八条(第二項を除く。)並びに第百二十一条から第百
び第二項、第百九条、第百十条、第百十二条、第百十三条、第百十四条	び第二項、第百九条、第百十二条、第百十三条、第百十四条第一項、第
。)、第百一条第二項、第百二条から第百七条まで、第百八条第一項及	。)、第百一条第二項、第百二条から第百七条まで、第百八条第一項及
地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十九条(第一項を除く	地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十九条(第一項を除く
第十二条 農業振興地域の整備に関する法律第十三条の三の規定並びに土	第十二条 農業振興地域の整備に関する法律第十三条の三の規定並びに土
現	改正案

旁
7.5
線
12/
\mathcal{D}
部
⊐ا را
\triangle
分は
は
14
깣
ĽΧ
-
E
部
- 12
分
//
$\overline{}$

この規定の準用について必要な技術的読替えは、政令で定める。	れらの規定の準用について必要な技術的読替えは、
 (第二 人)第十三条の三の規定による交換分合について準用する。この第百 人)第十三条の三の規定並びに土地改良法(昭和二十四年法律第百元十五)第十三条の三の規定並びに土地改良法(昭和二十四年法律第百元十五)第十三条の三の規定並びに土地改良法(昭和二十四年法律第百元十五)第十三条の三の規定並びに土地改良法(昭和二十四年法律第百元十五)第十三条の三の規定並びに土地改良法(昭和二十四年法律第百元十五 	
前条 八条(第二項を除く。)並びに第百二十一条から第百二十三条ま第百	第一項の規定による交換分合について準
条、第百十二条、第百十三条、第百十四条第一項、第百十五条、二条から第百七条まで、第百八条第一項及び第二項、第百九条、号)第九十九条(第一項及び第二項を除く。)、第百一条第二項)第十三条の三の規定並びに土地改良法(昭和二十四年法律第百	項を除く。)並びに第百二十一条から第百二十三条までの規定は、
二条から第百七条まで、第百八条第一項及び第二項、第百九条、号)第九十九条(第一項及び第二項を除く。)、第百一条第二項)第十三条の三の規定並びに土地改良法(昭和二十四年法律第五	二条、第百十三条、第百十四条第一項、
号)第九十九条(第一項及び第二項を除く。)、第百一条第二項、)第十三条の三の規定並びに土地改良法(昭和二十四年法律第百九	二条から第百七条まで、第百八条第一項
	号)第九十九条(第一項及び第二項を除く。)、第百一条第二項、
)第十三条の三の規定並びに土地改良法
 → の法律(昭和四十四年法律第五十八号 第六条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)	第六条 農業振興地域の整備に関する法律
正案現行	改正

- 187 -

 \bigcirc 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 (平成元年法律第五十八号) (附則第三十一条関係

(傍線の部分は改正部分)

現

行

(定義) 改 正 案 (定義)

第二条 (略)

いう。)で、次に掲げる要件に該当するものをいう。の他の使用及び収益を目的とする権利の設定(以下「農地の貸付け」と2.この法律において「特定農地貸付け」とは、農地についての賃借権そ)。

一~四 (略)

ては、次のいずれかに該当する農地に係るものであること。五 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う農地の貸付けにあっ

イ (略)

口 促進法 町村及び当該対象農地貸付けを行う地方公共団体、 けている農地 当する農地の貸付けの用に供すべきものとしてされる使用貸借によ をいう。 地保有合理化法人をいう。 る権利又は賃借権の設定(以下「対象農地貸付け」という。)を受 第四条第I その者が地方公共団体、 同 法第十 (昭和五十五年法律第六十五号) 以下同じ。 一項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。 (その者が貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市 条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体)から第一号から第三号までに掲げる要件に該 以下同じ。)又は農地利用集積円滑化団 農地保有合理化法人(農業経営基盤強化 第八条第一 農地保有合理化 項に規定する農 同法

第二条 (略)

の他の使用及び収益を目的とする権利の設定(以下「農地の貸付け」と2.この法律において「特定農地貸付け」とは、農地についての賃借権そ

一~四 (略)

いう。)で、

次に掲げる要件に該当するものをいう。

ては、次のいずれかに該当する農地に係るものであること。五 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う農地の貸付けにた

イ (略)

口

体又は農地保有合理化法人と締結しているものに限る。) 体又は農地保有合理化法人と締結しているものに限る。) を受けている農地の貸付けの用に供すべきものとしてでに掲げる要件に該当する農地の貸付けの用に供すべきものとしてでに掲げる要件に該当する農地の貸付けの用に供すべきものとしてされる使用貸借による権利又は賃借権の設定(以下「対象農地貸付される使用貸借による権利又は賃借権の設定(以下「対象農地貸付される使用貸借による権利又は賃借権の設定(以下「対象農地貸付を行う地方公共団体又は農地保有合理化法人(農業経営基盤強不)は農地保有合理化法人(農業経営基盤強

法人又は農地利用集積円滑化団体と締結しているものに限る。

(農地法の特例)

第四条 される場合には、 って当該承認に係る農地について使用及び収益を目的とする権利が設定 を取得する場合に限る。) 及び農業協同組合以外の者にあっては、使用貸借による権利又は賃借権 有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合 た者が当該承認に係る農地について特定農地貸付けの用に供するため所 用及び収益を目的とする権利を取得する場合、 地 利用 地方公共団体 集積円滑化団体が対象農地貸付けの用に供するため所有権又は使 農地法第三条第一項本文の規定は、 (都道府県を除く。)、 並びに同項の承認に係る特定農地貸付けによ 農地保有合理化法人又は農 前条第三項の承認を受け 適用しない。 (地方公共団体 第

2 農地」という。 で現に当該対象農地貸付けの用に供されていないもの として使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地 法人又は農地利用集積円滑化団体が対象農地貸付けの用に供すべきもの 貸付けの用に供されていないもの並びに地方公共団体 収 益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に特定農地 |承認を受けた者が特定農地貸付けの用に供すべきものとして使用及び 前条第三項の承認に係る特定農地貸付けの用に供されている農地、 の賃貸借につ いては、 農地法第十六条、 (以下 農地保有合理化 第十七条本文 「特定承認 当

[削る。] 適用しない。

第十八条第

項本文、

第七項及び第八項並びに第二十一条の規定は

(農地法の特例)

四条 にあっては、 三条第一項本文の規定は、 ついて使用及び収益を目的とする権利が設定される場合には、 並びに同項の承認に係る特定農地貸付けによって当該承認に係る農地に 的とする権利を取得する場合 について特定農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目 利を取得する場合、 象農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権 地方公共団体 使用貸借による権利又は賃借権を取得する場合に限る。 前条第三項の承認を受けた者が当該承認に係る農地 (都道府県を除く。) 適用しない。 (地方公共団体及び農業協同組合以外の者 又は農地保有合理化法人が 農地法第

2 は の用に供されていないもの とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に当該対象農地貸付け 化法人が対象農地貸付けの用に供すべきものとして使用及び収益を目 貸付けの用に供されていないもの並びに地方公共団体又は農地保有合理 収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に特定農地 該承認を受けた者が特定農地貸付けの用に供すべきものとして使用及び 前条第三項の承認に係る特定農地貸付けの用に供されている農地 農地法第六条第 項の規定は (以 下 「特定承認農地」 適用しない。 という。) につい 当

第二十条第一項本文、第七項及び第八項並びに第二十五条の規定は、適特定承認農地の賃貸借については、農地法第十八条、第十九条本文、

3

	用しない。
3 特定承認農地についての農地法第二十条第一項に規定する借賃等につ	4 特定承認農地についての農地法第二条第九項に規定する小作料につい
いては、同条の規定は、適用しない。	ては、同法第二十一条、第二十二条及び第二十四条の規定は、適用しな
	V.°
4 特定承認農地の利用関係の紛争については、農地法第二十五条から	第 5 特定承認農地の利用関係の紛争については、農地法第二章第六節の規
二十九条までの規定は、適用しない。	定は、適用しない。

$\overline{}$
傍線
(T)
部
分
ル
は
改
正
部
分

義)に規定する森林に係る土地等の又は森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項(定二 農地法第二条第一項(定義)に規定する農地若しくは採草放牧地(一 (略)	(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	改正案
義)に規定する森林に係る土地等の又は森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項(定二 農地法第二条第一項(定義)に規定する農地若しくは採草放牧地(一 (略)	(定義) (四本文 (農地又は採草放牧地の上に存する権利その他これに類するもので、次に掲げるものをいう。 (同法第二十条第一項本文 (農地又は採草放牧地の上に存する賃借権第一項(定義)に規定する農地又は採草放牧地の上に存する賃借権の制限)の規定の適用がある賃借権に限る。) (同法第二十条第一項本文 (農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限)の規定の適用がある賃借権に限る。)	現

イ (略)

一項第六号に規定する届出をした農地等限る。)を受けた農地等及び同法第四条第一項第七号又は第五条第による許可(農地等を農地等以外のものにするために受けるものによる許可(農地写放牧地の転用のための権利移動の制限)の規定 農地法第四条第一項本文(農地の転用の制限)又は第五条第一項

三~二十四(略)

イ (略)

ロ 農地法第四条第一項第三号に規定する届出をした農地等のに受けるものに限る。)を受けた農地等及び同法第四条第一項第一項本文(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)の規定による許可(農地等を農地等以外のものにするために受けるものに限る。)を受けた農地等を農地等以外のものにするために受けるものに限る。)を受けた農地等を農地等以外のものにするために受けるものに限る。)を受けた農地等を農地等以外のものにするために受けるものに限る。)を受けた農地等を農地等以外のものにするために関する場所を表

三~二十四 (略)

 \bigcirc 独立行政法人森林総合研究所法 (平成十一年法律第百九十八号) (附則第三十三条関係)

(傍線の部分は改正部分)

項第八号の事業の実施」とする。	独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第百三十号)第十一条第一	緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第八号)による廃止前の	森林総合研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち独立行政法人	整備促進法」と、「交換分合」とあるのは「交換分合又は独立行政法人	項第六号中「又は市民農園整備促進法」とあるのは「若しくは市民農園	行う場合には、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第一	4 第一項の規定により研究所が旧機構法第十一条第一項第八号の事業を	2 · 3 (略)	第九条 (略)	附則	改正案
項第八号の事業の実施」とする。	独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第百三十号)第十一条第一	緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第八号)による廃止前の	森林総合研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち独立行政法人	整備促進法」と、「交換分合」とあるのは「交換分合又は独立行政法人	項第四号中「又は市民農園整備促進法」とあるのは「若しくは市民農園	行う場合には、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第一	4 第一項の規定により研究所が旧機構法第十一条第一項第八号の事業を	2 · 3 (略)	第九条 (略)	附則	現

第十一条 (略)

2 • 3 (略)

2 • 第十一条

略)

(略)

4

第一

号の業務を行う場合には、

農地法第三条第一

整備促進法」とあるのは「若しくは市民農園整備促進法」と、

合」とあるのは「交換分合又は独立行政法人森林総合研究所法附則第十 一条第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律 項の規定により研究所が旧農用地整備公団法第十九条第一項第二 項第六号中「又は市民農園 「交換分 4 一条第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律 整備促進法」とあるのは「若しくは市民農園整備促進法」と、 号の業務を行う場合には、 合」とあるのは「交換分合又は独立行政法人森林総合研究所法附則第十 第一項の規定により研究所が旧農用地整備公団法第十九条第一項第二 農地法第三条第一項第四号中「又は市民農園 「交換分

備公団法 の実施」とする。 **偏公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第二号の業務(平成十一年法律第七十号)附則第八条の規定による廃止前の農用地整**

(平成十一年法律第七十号) 附則第八条の規定による廃止前の農用地整

の実施」とする。 備公団法(昭和四 (昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第二号の業務

$\overline{}$
旁角
線
\mathcal{D}
部
分
ば
坆
Œ
部
分
$\overline{}$

改正案	現行
(農地法の特例)	(農地法の特例)
第十条 承認会社であって、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合	第十条 承認会社であって、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合
連合会又は農林中央金庫がその総株主の議決権の過半数を有しているも	連合会又は農林中央金庫がその総株主の議決権の過半数を有しているも
のが、承認事業計画に従って農業法人投資育成事業を営む場合における	のが、承認事業計画に従って農業法人投資育成事業を営む場合における
当該承認会社についての農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第	当該承認会社についての農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第
二条第三項第二号の規定の適用については、同号中「次に掲げる者」と	二条第七項第二号の規定の適用については、同号中「次に掲げる者」と
あるのは、「次に掲げる者及びその法人に農業法人に対する投資の円滑	あるのは、「次に掲げる者及びその法人に農業法人に対する投資の円滑
化に関する特別措置法第六条に規定する承認事業計画に従つて同法第二	化に関する特別措置法第六条に規定する承認事業計画に従つて同法第二
条第二項に規定する農業法人投資育成事業に係る投資を行つた同法第五	条第二項に規定する農業法人投資育成事業に係る投資を行つた同法第五
条に規定する承認会社」とする。	条に規定する承認会社」とする。

 \bigcirc 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)(附則第三十五条関係)

傍線
0
部八
分
は
改
止
正部
分
_

改正案	現
附則	附則
(業務の特例)	(業務の特例)
第六条(略)	第六条 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
5 第一項の規定により基金が同項第二号に掲げる業務を行う場合には、	5 第一項の規定により基金が同項第二号に掲げる業務を行う場合には、
農地法第三条第一項ただし書中「及び第五条第一項本文に規定する場合	農地法第三条第一項ただし書中「及び第五条第一項本文に規定する場合
」とあるのは「、第五条第一項本文に規定する場合及び独立行政法人農	」とあるのは「、第五条第一項本文に規定する場合及び独立行政法人農
業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第一項第二号	業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第一項第二号
に掲げる業務(以下「農地売買貸借業務」という。)の実施によりこれ	に掲げる業務(以下「農地売買貸借業務」という。)の実施によりこれ
らの権利を取得する場合」と、同条第二項第六号中「及び農業生産法人	らの権利を取得する場合」と、同条第二項第七号中「及び農業生産法人
の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場	の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場
合」とあるのは「、農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地を	合」とあるのは「、農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地を
その法人に貸し付けようとする場合及び独立行政法人農業者年金基金が	その法人に貸し付けようとする場合及び独立行政法人農業者年金基金が
その土地を農地売買貸借業務の実施により貸し付けようとする場合」と	その土地を農地売買貸借業務の実施により貸し付けようとする場合」と
する。	、同法第七条第一項中「該当する小作地」とあるのは「該当する小作地」
	、独立行政法人農業者年金基金が農地売買貸借業務の実施により借り受
	けている小作地及び独立行政法人農業者年金基金が所有し、かつ、農地
	売買貸借業務の実施により売り渡すまでの間一時貸し付けている小作地
	」とする。

_	
俘約	
0	
部分に	
V.	
改	
\mathbf{I}	
剖	
分	
\sim	•

(農地法の特例) (農地法の特別) (農地法第二項とといったことにより農業委員会等に関する法律第二面に規定する機構のにあっては、農業委員会等に関する法律第二面に規定する機関による権利文は管備を設定により農業委員会等に関する法律第二面に規定により農業委員会等に関する法律第二面に規定により農業委員会等に関する法律第二面に規定により農業委員会等に関する法律第二面に規定により農業委員会等に関する法律第二面に対域に関するととのったことにより農業委員会等に関する法律第二面に表の特別による権利を設定により機関を関する法律第二面に規定により農業を開放されている農地と見いで、農業委員会等に関するが表別による権利を対域によりによる権利を対域によりによる権利を対域によりによる権利を対域によりによる権利を対域による権利を対域によりによる権利を対域による権利を対域によりによる権利を対域によりによる権利を対域によりによる権利を受けたるが表別による権利を対域によりによる権利を対域によりによりによる権利を対域によりによる権利を対域によりによる権利を対域によりによりによりによる権利を対域によりによる権利を対域によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに

	\circ
	典
	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八
	る法律(平成十八年
	法律第八十八号)
	(附則第三十七条関係)
(傍線の部分は改正部分)	

の部分は改正部分)	(傍線
分は改正部	\mathcal{O}
は改正部	
正部	
部	改
	TF.
分	部
	分

ロ〜ト (略)	、農地等	一 歳入	りとする。	第百二十七条 農業経営基盤強化勘定における歳入及び歳出は、次のとお 第五	(歳入及び歳出)	3 · 4 (略) 3 ·	二~四 (略)		にこれらの附帯業務	下この節において「農地等」という。)の買収、売払い及び賃貸並び	う土地、立木、工作物その他の物件又は権利(所有権を除く。)(以	一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の規定により政府が行 一	に資するための事業であって次に掲げるものをいう。	2 この節において「農業経営基盤強化事業」とは、農業経営基盤の強化 2	第百二十四条 (略) 第百二十四条 (略)	(目的)	改正案	
口	地	一 歳入	りとする。	第百二十七条 農業経営基盤強化勘定における歳入及び歳出は、次のとお	(歳入及び歳出)	· 4 (略)	〜四 (略)	れらの附帯業務	「農地等」という。)の買収、使用、売渡し、譲与及び賃貸並びにこ	作物その他の物件又は権利(所有権を除く。)(以下この節において	に規定する自作農をいう。)の創設のため政府が行う土地、立木、工	一 自作農 農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第四項	に資するための事業であって次に掲げるものをいう。	この節において「農業経営基盤強化事業」とは、農業経営基盤の強化	第百二十四条 (略)	(目的)	現	

イ (略)

「削る。」

口 (略)

ハ 農地等の管理及び売払いその他の処分に要する費用

〔削る。〕

ニ〜リ (略)

3 2 ないと認められる金額については、 措置法第十八条第一項に規定する事業の実施状況に照らしてその必要が 都道府県が行う青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別 に掲げる都道府県に対する貸付金の財源に充てるものとする。 らしてその必要がないと認められる金額については、この限りでない。 道府県が行う農業改良資金助成法第三条に規定する事業の実施状況に照 掲げる都道府県に対する貸付金の財源に充てるものとする。 第 前項第 項第一号ホに掲げる償還金の額に相当する金額は、 一号ニに掲げる償還金の額に相当する金額は、 この限りでない。 同項第二号ホに 同項第二号へ ただし、 ただし、 都

4~7 (略

(歳入歳出予定計算書等の添付書類

勘定に係るものに限る。)を添付しなければならない。

食料安定供給特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、次に掲げ第百二十八条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、

一~四 (略)

五 前々年度の農地等の売払い及び買収に関する実績表

イ (略

ロ農地等の使用料

ハ (略)

二 農地等の管理及び売渡しその他の処分に要する費用

ホ 他の会計への繰入金

〜〜ル (略)

2

ないと認められる金額については、この限りでない。 措置法第十八条第一項に規定する事業の実施状況に照らしてその必要が 都道府県が行う青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別 に掲げる都道府県に対する貸付金の財源に充てるものとする。 らしてその必要がないと認められる金額については、 道府県が行う農業改良資金助成法第三条に規定する事業の実施状況に照 掲げる都道府県に対する貸付金の財源に充てるものとする。 前項第 第一項第一号ホに掲げる償還金の額に相当する金額は、 一号ニに掲げる償還金の額に相当する金額は、 この限りでない。 同項 同項第二号チ ただし、 第二号トに ただし、 都

3

4~7 (略)

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

勘定に係るものに限る。)を添付しなければならない。

・食料安定供給特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、次に掲げ第百二十八条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、

一~四 (略)

五 前々年度の農地等の売渡し及び買収に関する実績表

六 前年度及び当該年度の農地等の売払い及び買収に関する計画表

第百三十 条 削除

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第百三十五条 書類 のに限る。)を添付しなければならない。 食料安定供給特別会計においては、 (第三号に掲げる書類については、農業経営基盤強化勘定に係るも 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、 歳入歳出決定計算書に、 次に掲げる

(略

三 当該年度の農地等の売払い及び買収に関する実績表

附 則

第二百十四条

〈農業経営基盤強化措置特別会計法の廃止に伴う経過措置

2 5 略

6 条第二項第一号に掲げる農地等をいう。) 旧基盤強化特別会計の所属に移した農地等 は、 (旧基盤強化特別会計法第 農地法等の一部を改正

前年度及び当該年度の農地等の売渡し及び買収に関する計画

表

六

(他の会計 繰入れ)

第百三十 金額は、 に売り渡した農地等の受入価額に対する割合を乗じて得た額に相当する 勘定の所属に移した農地等で売り渡したものの受入価額の当該年度まで 相当する金 一条 毎会計年度 一額に、 毎会計年度における農地等の売渡代金及び利子の 当該年度までに他の会計の所属から農業経営基盤強化 同勘定から当該他の会計に繰り入れるものとする 合計 :額に

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第百三十五条 のに限る。)を添付しなければならない。 書類(第三号に掲げる書類については、農業経営基盤強化勘定に係るも 食料安定供給特別会計においては、 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、 歳入歳出決定計算書に、 次に掲げる

(略)

三 当該年度の農地等の売渡し及び買収に関する実績表

附 則

(農業経営基盤強化措置特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百十四条 略

6 条第二項第一号に掲げる農地等をいう。) 旧基盤強化特別会計の所属に移した農地等 は、 (旧基盤強化特別会計法第 第百三十一条に規定す

	した農地等とみなす。
よる改正前の第百三十一条に規定する農業経営基盤強化勘定の所属に移	よる改正前の第百三十一条に規定
ととされる同法附則第三十八条の規定に	によりなおその効力を有することとされる同法附則第
号)附則第三十九条第二項の規定	する法律(平成二十一年法律第

号)附則第三十九条第二項の規定 | る農業経営基盤強化勘定の所属に移した農地等とみなす。

_
傍
線
0)
部
分
は
改
正
部
分

」に改め、同項後段を削り、同条第八項中「行政不服審査法」の下に「	できる」に、「又は」を「若しくは再調査の請求又は旧行政不服審査法
第八十五条第七項中「行政不服審査法」を「旧行政不服審査法の規定	加え、「前項後段の」を「第二項の規定により裁定の申請をすることが
服申立てを含む。)をすることができない。	項中「行政不服審査法」の下に「第二十一条又は旧行政不服審査法」を
この場合においては、審査請求(旧行政不服審査法の規定による不)」を「旧行政不服審査法の規定」に改め、同項後段を削り、同条第四
え、同条第六項に後段として次のように加える。	第五十三条第三項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号
項中「裁定についての」の下に「旧行政不服審査法の規定による」を加	服申立てを含む。)をすることができない。
ついての」の下に「旧行政不服審査法の規定による」を加え、同条第四	この場合においては、審査請求(旧行政不服審査法の規定による不
十号)」を「旧行政不服審査法」に改め、同条第三項中「関する処分に	項に後段として次のように加える。
る」を加え、同条第二項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六	ついての」の下に「旧行政不服審査法の規定による」を加え、同条第二
第八十五条第一項中「対して」の下に「旧行政不服審査法の規定によ	第五十三条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、「裁定に
定による」を加える。	よる」を加える。
第七十五条の六第一項中「ついての」の下に「旧行政不服審査法の規	第四十三条第三項中「ついての」の下に「旧行政不服審査法の規定に
号。以下「旧行政不服審査法」という。)の規定による」を加える。	十号。以下「旧行政不服審査法」という。)の規定による」を加える。
される同法による改正前の行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十	とされる同法による改正前の行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六
法律第 号)附則第四条の規定によりなおその効力を有するものと	年法律第 号)附則第四条の規定によりなおその効力を有するもの
第三十条第一項中「ついての」の下に「行政不服審査法(平成二十年	第四十条第一項中「ついての」の下に「行政不服審査法(平成二十一
ように改正する。	ように改正する。
第百九十四条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次の	第百九十四条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次の
(農地法の一部改正)	(農地法の一部改正)
現	改正案

の規定による審査請求若しくは」に改める。

8 の規定による審査請求を含む。 審 第五十四条第 查請求 又は決定」を削り (旧行政不服審査法の規定による審査請求を含む。 項中 「不服申立て」を 同条第二項を削る。 しに、 「審査請求 「審査請求又は異議申立て」を (旧行政不服審査法)」に改

に改める。

の規定により裁定の申請をすることができる」 は再調査の請求又は旧行政不服審査法の規定による審査請求若しくは」 第二十一条又は旧行政不服審査法」を加え、 に、 「前項後段の」 「又は」 を を 「第六項 「若しく

查請求 不服審査法の規定による」に改め、 査法の規定による不服申立てを含む。 第八十五条の二 (旧行政不服審査法の規定による審査請求を含む) 第一 項中 「不服申立て」 同条第二項を削る。)」に、 を 「審査請求 「審査請求又は」を (旧行政) 又は旧行政 不服審 審

(農業経営基盤強化促進法の一 部改正)

第 二百四条 部を次のように改正する。 農業経営基盤強化促進法 (昭和五十五年法律第六十五号) 0)

第二百四条

削除

による」を加える。 百六十号。 ものとされる同法による改正前の行政不服審査法 一十年法律第 第二十七条の八第一項中「ついての」 次条第三項において「旧行政不服審査法」という。)の規定 附則第四条の規定によりなおその効力を有する の 下 に 行政不服審查法 (昭和三十七年法律第 (平成

よる審査請求」に改める。 二十七条の九第三項中 「審査請求」 を 一旧行政不服審査法の規定に

 \bigcirc 独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条

第 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法 (昭和四十五年法律第七十八号) (傍線の部分は改正部分) (附則第四十一条関係)

(経営移譲)

改

正

案

(略)

を設定することにより、 ところにより、 について、 還に係る農地等を含む。 及び収益をさせている農地等の返還を受けたときは、その取得又は返 に所有権若しくは使用収益権を取得し、又は使用収益権に基づき使用 0 耕作又は養畜の事業に供していた農地等(その者が基準日後一年間 経営移譲者が、 次のイ又は口に掲げる者のいずれかに対し、 所有権若しくは使用収益権を移転し、 基準日において所有権又は使用収益権に基づいてそ 当該耕作又は養畜の事業を廃止したものであ 以下 「処分対象農地等」という。)のすべて 又は使用収益権 政令で定める

(経営移譲)

現

行

(略)

の耕作又は養畜の事業に供していた農地等(その者が基準日後一年間 ること を設定することにより、 ところにより、 について、次のイ又はロに掲げる者のいずれかに対し、 還に係る農地等を含む。 及び収益をさせている農地等の返還を受けたときは、 に所有権若しくは使用収益権を取得し、又は使用収益権に基づき使用 経営移譲者が、 所有権若しくは使用収益権を移転し、 基準日において所有権又は使用収益権に基づいてそ 当該耕作又は養畜の事業を廃止したものであ 以 下 「処分対象農地等」という。) その取得又は返 又は使用収益権 政令で定める のすべて

者及び経営移譲者が第二十三条第一項第四号の規定によりその耕作

農業者年金の被保険者である六十歳未満の者

(経営移譲者の配偶

五号) するもの 又は養畜の事業の後継者として指定したその者の直系卑属で、 |耕作又は養畜の事業を行おうとする者で政令で定める要件に該当 規定による申出をして農業者年金の被保険者となつたものを除 口 に 第八条第 おいて「譲受適格被保険者」という。 基金、 (経営移譲者の配偶者並びに直系卑属及びその配偶者を除 農業経営基盤強化促進法 項に規定する農地保有合理化法人、 (昭和五十五年法律第六十 新たに農地等につ 同法第十一条 同 項 <

口 (略)

十二に規定する農地利用集積円滑化団体その他政令で定める者

三・四(略)

3 2

略

ては、 当する所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定、 等についても、 定をしたときは、 0 用収益権を消滅させ、 の全部又は一部 である場合において、 をいう。 行う者が所有権以外の権原に基づいてその事業に供している採草放牧地 \mathcal{O} ずれかにより所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設 分対象農地等のうちに小 その一 以下同じ。 基 部 第一 (処分対象農地等のすべてが小作地等である場合にあ について、 その区分に応じ、 項第二号イ若しくはロに掲げる者に対する同号に該 かつ、その他の処分対象農地等について次の各号 があり、 経営移譲者が、 事 業に 政令で定めるところにより、 供している農地及び耕作又は養畜の 作地等 又は処分対象農地等のすべてが小作地等 その使用収益権を消滅させた小作地 基準日後一年内に、 (耕作の事業を行う者が所有権以外 その有する使 その小作地 事業を 同 3

項第三号イ及びロに掲げる者に対する同号に該当する所有権若しくは使

するも める者 五号) \mathcal{O} 又は養畜の事業の後継者として指定したその者の直系卑属で、 |耕作又は養畜の事業を行おうとする者で政令で定める要件に該当 規定による申出をして農業者年金の被保険者となつたものを除く 口 において「譲受適格被保険者」という。 第四条第 0) 基金、 (経営移譲者の配偶者並びに直系卑属及びその配偶者を除 農業経営基盤強化促進法 |項に規定する農地保有合理化法人その他政令で定 (昭和五十五年法律第六十 新たに農地等につ 同 項

口 (略)

三・四(略)

2 (略)

又は同項第四号に該当する所有権若しくは使用収益権の移転若しくは に該当する所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収 しくは使用収益権の設定、 に掲げる者に対する同号に該当する所有権若しくは使用収益権の 用収益権を消滅させた小作地等についても、 権の移転又は使用収益権の設定をしたときは、 対象農地等について次の各号のいずれかにより所有権若しくは使用収益 ところにより、 が小作地等である場合にあつては、 日 象農地等のすべてが小作地等である場合において、 同条第三項の小作採草放牧地をいう。 後一年内に、 処分対象農地等のうちに小作地等 その有する使用収益権を消滅させ、 その小作地等の全部又は一部 同項第三号イ及びロに掲げる者に対する同号 その一 (農地法第二条第 以下同じ。 部)について、 第一項第二号イ若しくは (処分対象農地等のすべて その区分に応じ、 があり、 かつ、 経営移譲者が、 一項の小作地 その他の処分 政令で定める 又は処が 益権の設定 その使 移転若 基準 分対対 及び

4 • 5 (略)	とみなす。	有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定があつたもの	用収益権の移転若しくは使用収益権の設定又は同項第四号に該当する所
4 • 5 (略)			用収益権の設定があつたものとみなす。

 \bigcirc の規定による廃止前の農用地整備公団法 独立行政法人森林総合研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律附則第八条 (昭和四十九年法律第四十三号) (附則第四十二条第一号関係)

(傍線の部分は改正部分)

分に限る。)の規定は、前項の交換分合計画について準用する。	十一条、第百三十七条並びに第百四十二条(同法第百三十七条に係る部百一条から第百七条まで、第百八条第一項及び第二項、第百九条、第百	2 土地改良法第八十九条の三、第九十九条第二項から第十三項まで、第	第二十四条 (略)	(交換分合計画)	改正案
係る部分に限る。)の規定は、前項の交換分合計画について準用する。	百十一条まで、第百三十七条並びに第百四十二条(同法第百三十七条に百一条から第百七条まで、第百八条第一項及び第二項、第百九条から第	2 土地改良法第八十九条の三、第九十九条第二項から第十三項まで、第	第二十四条 (略)	(交換分合計画)	現行

 \bigcirc 止前の独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第百三十号)(附則第四十二条第二号関係)とされる独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃)独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現行
(交換分合計画)	(交換分合計画)
第十七条 (略)	第十七条(略)
2 第十三条第三項並びに土地改良法第八十九条の三、第九十九条第二項	2 第十三条第三項並びに土地改良法第八十九条の三、第九十九条第二項
から第十三項まで、第百一条から第百七条まで、第百八条第一項及び第	から第十三項まで、第百一条から第百七条まで、第百八条第一項及び第
二項、第百九条、第百十一条、第百三十七条並びに第百四十二条(同法	二項、第百九条から第百十一条まで、第百三十七条並びに第百四十二条
第百三十七条に係る部分に限る。)の規定は、前項の交換分合計画につ	(同法第百三十七条に係る部分に限る。)の規定は、前項の交換分合計
いて準用する。	画について準用する。